# 東北大学 利益相反マネジメント

## 平成 26 年度 活動報告

平成 27 年 3 月

国立大学法人東北大学

#### はじめに

東北大学では、平成17年に利益相反マネジメント(以下、「COI マネジメント」という)を開始して以来、学内外の関係者の皆様からご理解とご協力をいただきながら、COI マネジメント制度を構築してまいりました。

本報告書は、10年目となった平成26年度の本学の COI マネジメントの活動内容を取りまとめたものであり、 (1)本学の教職員の方々に対して、利益相反自己申告書に基づきどのようなマネジメントが行われたかについ て報告すること、(2)学外の皆様に対して、本学の取り組みを広く知っていただくこと、さらに(3)本学の COI マ ネジメントに関して、ご意見、ご教示をいただき、さらなる改善を加え、本学としてより望ましい COI マネジメント を実現していくことを、目的としております。

平成26年度の本学の活動としては、これまでの実施内容を一部修正しながらも、「利益相反定期自己申告」、 「臨床研究に係る利益相反自己申告」、「厚生労働科学研究の利益相反自己申告」を中心として、本学のCOIマ ネジメントを順調に進めた1年でした。

このような中、文部科学省と厚生労働省において「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が制定されました。これにより、今後は当該指針に沿ったCOIマネジメントの実施が求められることになります。また、新たに国立研究開発法人日本医療開発研究機構(AMED)が設立され、厚生労働科学研究費の一部等を所管することになりました。今後の当該機構の動き(COIマネジメントに関する要請等)に注目していくこととしております。

国等以外の動向としては、日本医学会おける「医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン」(申告基準)の一部改定が行われたこと、さらに、日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づき、製薬企業から研究者個人へ支払われた原稿執筆料等の情報の公開がありました。特に製薬企業から支払われた原稿執筆料等の情報公開については、新聞等でも記事が掲載されるなど、大学と製薬企業の関係についての関心が大きく高まったところです。

本学における取り組みの中に、平成25年8月に公表した「里見ビジョン」に掲げている「東北大学復興アクションの着実な遂行」、「産学連携の更なる推進」に関連する大型のプロジェクト等の推進があります。また、平成2 5年度から大学出資事業を開始しております。これらの事業に関しては、さらに丁寧なCOIマネジメントの実施 や新たな体制整備が必要になることが考えられますので、その検討を進めているところです。

本学のCOIマネジメントが透明性や公正性に適う制度となっているか、社会から厳しい検証が求められること になりますので、このことを念頭に置きながら、様々な課題解決を図るため学内の既存制度と調整し、COIマネ ジメントの精度を高めてまいりたいと思います。このため、COIマネジメント委員会では、引き続き本学教職員に 対し、COIマネジメントについての啓発活動を行いながら、適切な COIマネジメントを運用していく所存です。 本報告書をご覧いただき、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、本学のCOIマネジメント制度の構築及び運用に多大なるご協力いただきました学内 外の関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。本報告書が、我が国の大学における COI マネジメント制度の普 及に些かなりとも寄与することになれば、望外の喜びです。

> 国立大学法人東北大学理事(総務・国際展開・事務統括担当) 利益相反マネジメント委員会委員長 植木俊哉

### 目 次

第1章	平成 26 年度	利益相反マネジメントの運用と制度構築について	•••••	1
第2章	平成 26 年度	利益相反マネジメントの報告について		6
第3章	本学における	臨床研究の利益相反マネジメントの現状分析と課題について		18

資 料

1.	平成26年度活動スケジュール	25
2.	利益相反マネジメント委員会委員名簿	27
3.	利益相反マネジメント委員会臨床研究部会部員名簿	29
4.	利益相反不服審查委員会委員名簿	31
5.	利益相反アドバイザリーボード委員名簿	33
6.	利益相反マネジメントポリシー	35
7.	利益相反マネジメント規程	37
8.	利益相反マネジメント体制	45
9.	定期自己申告(和文)	47
10.	定期自己申告(英文)	
11.	事象発生前自己申告	
12.	臨床研究の利益相反自己申告	
13.	利益相反自己申告	
	(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費)	
14.	研究代表者宛文書	
	(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費)	103
15.	マネジメントの基準について	
	①兼業	109
	②経済的利害関係先とのプレ共同研究	112
	③経済的利害関係企業からの物品購入	115
	④研究成果活用型企業からの研究成果購入についての	
	利益相反マネジメントガイドライン	118
16.	「利益相反マネジメント」について」	
	(平成 26 年 5 月 14 日 平成 26 年度 東北大学新任教員研修	資料「研究者として
	の倫理・ミスコンダクトについて」抜粋)	
	講師:理事(研究担当) 伊藤 貞嘉	119
17.	「東北大学における「利益相反マネジメント」について」	
	(平成 26 年 9 月 6 日 UNITT Annual Conference 2014「大学は	こおける利益相反に
	係るリスクマネジメント」)	

講師:利益相反マネジメント事務室 助手 川嶋 史絵 ………121

18.開催プログラム 東北大学利益相反マネジメント委員会・医学系研究科倫理委員会・ 病院臨床研究倫理委員会共催セミナー 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針について」 ………127

19. 利益相反マネジメント事務室名簿

.....129

### 東北大学 利益相反マネジメント

### 平成 26 年度 活動報告

#### 第1章 平成 26 年度 利益相反マネジメントの運用と制度構築について

本学では、平成17年に利益相反マネジメント制度を導入して以来、指針やガイドラインを遵守しながら、 本学の利益相反マネジメント制度が研究を取り巻く環境や社会の動きに合っているか常に検討と実証を 重ね、制度構築と運用を行ってきた。制度導入から10年目となる平成26年度に実施した制度構築、運 用、また、新たな話題等について以下に纏める。

#### I.利益相反自己申告に係る制度構築について

#### (1)日本医療機器開発機構研究費の利益相反マネジメントについて

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)を受け決定した「健康・医療戦略」に基づき、厚生労働科学研究費のうち、医療分野の研究開発分野の研究課題については、国に代わって受託機関が実施する「委託事業」として平成26年度実施分から扱われることとなった。

「委託事業」は、厚生労働科学研究費(以下、「厚労科研費」とする)委託費として『厚生労働科学研究 における利益相反の管理に関する指針』(以下、「指針」とする)に基づき、厚労科研費補助金同様に利 益相反マネジメントの対象である。本学では平成 26 年度分について、これまで同様、厚労科研費補助 金用の利益相反自己申告書を用いて自己申告を実施した。

本学では、厚労科研費補助金について、実施(予定)者から、「厚生労働科学研究実施(予定)者用利益相反自己申告書」に加え、応募時に実施計画書(写)を、採択後には交付基準額通知書(写)と交付申請書(写)を研究推進部を通じて利益相反マネジメント事務室に提出を受け内容確認を行っている。

厚労科研費委託費については、採択後は、契約予定額通知、厚生労働省との委託契約書<sup>1</sup>、業務計 画書、研究計画書 1~2 頁(本学分担者がいる場合)各々写しを提出いただき、内容確認の対応を行っ た。

平成 27 年 4 月には、日本医療研究開発機構(AMED)が発足し、委託事業の実施主体が、AMED に 変更されることになった。委託事業に係る利益相反管理については、平成 27 年度日本医療研究開発機 構研究費公募要項<sup>2</sup>にて、指針の遵守が明記されており、本学では、従来の厚労科研費用の申告書を AMED の研究費にも使用できる形式に変更した<sup>3</sup>。AMED の研究費については、厚生労働省から実施主 体が変更となった「委託費」以外の研究費についても、今後は利益相反マネジメントが求められることが 考えられる。

#### (2)厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

厚労科研費における利益相反の管理について、平成26年度実施分から厚生労働省に報告書の提出 が求められることになった<sup>4</sup>。その概要は以下のとおりである。

1)提出時期:実績報告書提出時

2)提出先:厚生労働省等

<sup>1</sup> 他機関研究代表者となる課題については、代表機関との委託契約書(写)の提出を受けた。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 厚生労働省HP、平成 26 年 12 月 11 日付 厚生労働省大臣官房厚生科学課

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 平成 27 年度東北大学利益相反自己申告書(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費用)については、資料 13 参 照。申告基準及び審査方法について、平成 26 年度厚労科研補助金への対応からの変更はない。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について」厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定 平成26年4月14日 科発第0414第5号

3)提出者:研究代表者及び研究分担者(分配金の有無に関わらず)

4)作成者:提出対象者が所属する機関の長

5)提出方法:研究代表者が、研究分担者分を取りまとめて提出

本学では、研究推進部研究推進課にて当該報告書作成の対応を行った。利益相反マネジメントに係る部分については、利益相反マネジメント事務室にて以下 2)により確認を行った。

1)本学実施者(研究代表者、研究分担者)からの依頼に基づき、実施者の所属部局長から研究推進部 長に対し、作成済みの報告書への総長印の押印を依頼

2)研究推進部より依頼を受け、報告書記載の利益相反の管理について、利益相反マネジメント事務室

にて審査の状況から確認し、研究推進課に通知

3)研究推進課にて報告書への押印等を対応

4)研究推進部長から部局長へ報告書を送付し、実施者へ返却

前述のように、平成27年4月から、AMED が委託事業の実施主体となるが、平成27年度分の公募要 項が厚生労働省のHPにて発表された際には、委託事業について、管理状況報告についての記述はさ れていなかった。本学では、平成26年度実施分同様、平成27年度実施分についても、報告書提出の 対象であるものとし、利益相反自己申告の実施を行った<sup>5</sup>。

厚労科研費の実施者のうち、他機関所属の研究代表者の研究分担者について、特に研究費配分の ない場合に、本人から申告がなされない限り、所属機関で実施者となっていることの把握が困難である。 「報告書」の提出が求められることにより、実施者の把握が事後的には可能になったが、「報告書」の提 出時期は、実績報告書提出時であり、指針で定められている『各研究者の「経済的な利益関係」につい て報告した上で、当該研究の COI の審査について申し出なければならない』とされている交付申請書提 出時まで<sup>6</sup>といった期限に先立つものではない。他機関所属の研究代表者の研究分担者については、 応募の際に、実施者であることの申し出の必要性など周知しているが、厚生労働科学研究の制度上、交 付申請書提出時までに実施者全員の把握は困難である。

厚労科研費における責任という点から、本学では、研究代表者に対し、採択前に利益相反マネジメント 委員会で審査を行い、資料14のような書類を用いて、研究班班員(研究分担者)の利益相反マネジメント トの状況把握の実施等の留意を促すなど対応している。これが、どの程度申告漏れへの抑止力になる のか分からないが、引き続き、検討しながら対応して参りたい。

#### Ⅱ.利益相反マネジメント委員会の審査結果について

本学では、平成17年度の制度導入以来、利益相反マネジメント総括責任者の下に設置された利益相 反マネジメント委員会において利益相反自己申告に基づく審査を行っている。また、利益相反自己申告 は、本部事務機構に設置された利益相反マネジメント事務室で管理してきた。大学本部にて一元的に

<sup>5</sup> 平成 27 年度一次公募に対し、平成 27 年 2 月 26 日~3 月 5 日の期間、申告を実施した。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest :COI)の管理に関する指針」(平成 20 年 3 月 31 日科発第 0331001 号厚生科 学課長決定)IV3 より

対応していることが、本学の利益相反マネジメント制度の特徴の一つである。

利益相反マネジメント委員会は、毎月(8月を除く)1回開催され、①事象発生前自己申告書、②臨床研究に係る自己申告書、及び③厚生労働科学研究の利益相反自己申告書、にて開示された内容をもとに審査を行っている。利益相反マネジメント委員会の審査結果には、実施条件等を記載しており、マネジメント対象者本人及び審査結果の写しを所属部局の長宛てに送付してきた。昨年度来、利益相反マネジメント委員会において、マネジメントの更なる充実を図るため、利益相反マネジメント対象者の所属部局の長も申告内容を把握すべきではないかという意見が委員から提起されていた。審査結果の通知内容の変更を行うにあたっては、①自己申告を行う本人の承諾、②守秘義務の更なる徹底、について検討を行い、利益相反マネジメント委員会にて、対応方法の承認を受け、実施することとなった。

本件については、本学で行っている全ての自己申告、(1)定期自己申告、(2)事象発生前自己申告、 (3)厚生労働科学研究(含む AMED)に係る自己申告、(4)臨床研究に係る自己申告、の審査結果が 対象となった。(4)臨床研究に係る自己申告 に基づく審査結果については、これまで、本人と倫理審査 委員会委員長に審査結果を送付してきた<sup>7</sup>。臨床研究では、部局横断型で研究組織が作られていること が多いため、実施責任者と研究分担者の所属が異なる場合がある。また、本学では、医学系の研究を 審査する倫理委員会が医学系研究科や本学病院等数ヶ所に分かれて設置されている等の事情から、 実施責任者と研究分担者の所属が異なる場合が多い。そのうえで、臨床研究の実施については、実施 責任者の責任が重いということ、また、利益相反マネジメント対象者が研究分担者であっても、利益相反 マネジメント委員会で審査した臨床研究の審査結果は、実施責任者に送付していること等の事情を勘案 し、利益相反マネジメントの対象者が他の部局の所属であっても、実施責任者の所属部局の長に送付 することとした。審査結果の通知方法の変更についてその内容を下図に示す。

自己申告の種類	通知先·通知書類			
日ビ中古の種類	変更前	変更後		
事象発生前自己申告	所属部局の長宛 ・判定書(写)	所属部局の長宛 ・判定書(写)・申告内容		
定期自己申告	11	11		
臨床研究に係る 自己申告	倫理委員会の長宛 ・判定書(写) ・検討結果及び修正・対応(案)	左記に加え、 (実施責任者の)所属部局の長宛 ・判定書(写) ・検討結果及び修正・対応(案) ・申告内容		
厚生労働科学研究の自 己申告	所属部局の長宛 ・判定書(写)	所属部局の長宛 ・判定書(写) ・申告内容		

<sup>7</sup> 資料 12 東北大学における臨床研究の利益相反マネジメント自己申告のフロー」参照

#### Ⅲ. 新たな人事制度に対する対応について

本学では、共同研究講座、共同研究部門の制度運用が平成25年4月から開始されている<sup>8</sup>。共同研 究先企業の研究者の講座(部門)への関わり方は様々であるが、利益相反定期申告の提出対象となる 場合<sup>9</sup>において、従来にない人事制度のため様々な点から検討を行った。

ノバルティスファーマ株式会社の高血圧治療薬ディオバン(一般名バルサルタン)の臨床研究を取り巻 く事例においては、臨床研究に関わっていたノバルティスファーマの社員(当時)の名前が論文に公表さ れていなかったり、非常勤講師であった研究機関の所属として記載されていたことも問題とされており、 このような事例も踏まえ、本学では共同研究講座(部門)において研究者が出向等による場合は、共同 研究講座(部門)で実施する研究にかかる論文投稿に際しては、現所属と出向元の企業名を開示するこ とを求めるなどの対応を行うこととした。

今後は、クロスアポイントメント制度<sup>10</sup>等の導入により、その制度上の特色から、利益相反マネジメントの 観点からの検討が不可欠である。さらに増えるであろう、新たな人事制度についても、これまで蓄積して きたマネジメント手法を基に対応を行うことになる。

また、採用時の利益相反マネジメントも重要と認識しており、本学では、通常の定期自己申告の対象 者確定基準日<sup>11</sup>に在籍していなかった新規採用者に対しても、自己申告書の提出を求め、利益相反マ ネジメントを実施している。

#### Ⅳ. 透明性ガイドラインについて

今年度は、日本製薬工業協会「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」<sup>12</sup>(以下、「透明 性ガイドライン」とする)に基づく情報開示について、2回目となる情報公開(対象年度は平成25年度分) が実施された。透明性ガイドライン作成当初から示されていたとおり、「C.原稿執筆料等」について、個人 名に係る具体的な金額が公表されたことが、初回との大きな違いである。

「透明性ガイドライン」については、2016年度分(公開は2017年)には、「A.研究費開発費等」について も一部提供先施設等の名称、件数、金額を公開する予定とされている<sup>13</sup>。また、個人情報の開示が業界 団体の自主規制による「ガイドライン」によってのみ行われることについては、引き続き、議論がなされて いる。現在、臨床研究については、法制化の検討<sup>14</sup>がされており、製薬企業から医療機関への資金提供 の開示の義務化などの内容を盛り込んだ法案の提出がされる可能性についても報道されている。

企業からの資金提供の開示に係るもう一つの大きな動きとして、国立大学附属病院長会議による「企 業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」(平成26年6月(平成26年9月改定))に基づき、 今年度より、情報公開が実施された。日本製薬工業協会の透明性ガイドラインの公表対象項目を参考 に、各附属病院のHP上にて実施するものである。初年度になる平成26年度は、平成26年9月~10 月に、公表可能なデータが開示対象となった。次年度以降は、当該年度分を翌年度決算確定後に公表

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup>本学の共同研究講座、共同研究部門の詳細については、http://www.rpip.tohoku.ac.jp/main/kyodo\_koza.html 参照

<sup>9</sup> 第2章の「利益相反各自己申告と対象者」(6頁)参照

 <sup>&</sup>lt;sup>10</sup>「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)
 <sup>11</sup> 平成 26 年度の基準日は 6 月 1 日であった。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup>本学では、製薬協を始めとした「透明性ガイドライン」を基にした情報開示について、本学で一括承諾している業界団体のリストを挙げ、利益 相反マネジメント事務室のHPからリンクを張るとともに、本学で承諾した内容について掲載した(許諾内容の公開は学内限定である)。

<sup>13</sup> 日本製薬工業協会「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドラインについて」2015年4月作成版に記載あり。

<sup>14</sup> 厚生労働省 臨床研究に係る制度の在り方に関する検討会

するといった対応になる。

また、「透明性ガイドライン」に影響を及ぼした米国医療保険改革法サンシャイン条項(2013 年 1 月施 行)に基づく情報公開が、米国保健福祉省の CMS(Center for Medicare Services)の web 上で 2014 年 9 月 30 日より開始された<sup>15</sup>。サンシャイン条項については、業界団体の自主規制である「透明性ガイドライン」とは 異なり、法律に基づく制度であり、罰則も設けられていることが知られている。サンシャイン条項では、情報を 公開される対象者が、情報公開までに訂正や異議申し立てができる期間(45 日間)が設けられている。それ を受け、6 月 30 日の情報開示(2015 年以降)までに、企業側が開示情報の訂正を行うことになる。当該期間 内に解決されない場合は、情報公開の web 上に、係争中であることが示される。

法令または業界団体の自主規制としての「情報公開」については、世界的な流れとなっているが、「情報公開」を行うこと、それ自体が「利益相反マネジメント」ではない。産学連携に必然的に発生する潜在的利益相反に対し、社会から疑念を持たれることなく、円滑な産学連携活動等社会貢献を実施できるよう、"マネジメント"することが重要である。

[川嶋史絵]

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup>対象となる情報は、2013 年 8 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日までのものとなっている。今後は、毎年 1 月から 12 月までの情報について翌年の 6 月 30 日に web で公開される。

#### 第2章 平成26年度 利益相反マネジメントの報告について

#### I.利益相反の各自己申告と対象者について

利益相反自己申告の対象者の範囲については、本学で平成17年から利益相反マネジメント業務 を開始して以来、関係部署との調整を行いながら前年の問題点などを整理し、毎年十分な検討を行 ったうえで決定している。

本年度の利益相反マネジメント対象者の範囲は、前年度の利益相反マネジメント業務において、 対象者の範囲に関する大きな問題がなかったことから、前年度とおおむね同様とした。

本学において実施した主な利益相反各自己申告と対象者は以下のとおりである。

$\square$	常勤	正耳	<b>戦員</b>	非常勤	非常勤職員		以外
	役員	教員	職員	准職員	時間雇用 職員	名誉教授	非常勤 講師
定期	O (全員)	〇 (全員)	〇 (一部)	〇 (一部) <sup>¥1¥2</sup>	〇 (一部) <sup>¥1¥2</sup>		_
臨床研究		O (実施責任者・ 研究分担者・ 所属分野等の長)	〇 (実施責任者・ 研究分担者・ 所属分野等の長)	O (実施責任者・ 研究分担者・ 所属分野等の長)	O (実施責任者・ 研究分担者・ 所属分野等の長)	Ι	-
厚労科研 (補助金・ AMED)	〇 (研究代表者· 研究分担者)	〇 (研究代表者・ 研究分担者)	〇 (研究代表者・ 研究分担者)	〇 (研究代表者・ 研究分担者)	〇 (研究代表者・ 研究分担者)	〇 (研究代表者・ 研究分担者)	〇 (研究代表者・ 研究分担者)

利益相反各自己申告と対象者

※1 非常勤職員のうち産学連携を実施している元教員及び寄附講座・寄附研究部門教員を申告の対象とする。

※2 非常勤職員のうち臨床研究及び厚労科研の実施者も申告の対象とする。

#### Ⅱ. 利益相反定期自己申告

#### 1. 利益相反定期自己申告に基づく利益相反マネジメントについて

本学の利益相反マネジメントにおいては、利益相反定期自己申告を基本データとして位置付けている。平成21年4月に利益相反マネジメント規程が施行され、本学教職員による申告書の提出が義務化されてから、6年目を迎えたところである。

利益相反マネジメントのためには、まずは正確な対象者を把握する必要があるが、対象者が非常 に多いこと、また、教員の採用、異動、辞職が毎月あり、流動的であることなどから、把握が困難にな っている。このため、関係部署に協力いただきながら、毎月調査を行い対象者の把握に努めていると ころである。

このような中、定期自己申告を実施するにあたっては、利益相反マネジメント委員会にて、①実施 対象者、②申告内容、③実施期間、④実施後の対応についての一連の業務の検討を行い、申告書 様式及び実施要項を作成し、本年度の申告対象となる教職員本人宛に利益相反定期自己申告書 等を配付した。

申告(提出)状況としては、対象となっている教員が、教育・研究に加え、産学連携活動、さらに一部診療活動に従事するなど多忙なことから、中には、提出期限に間に合わないケースも多く、催促を 行いながら提出を要請したという状況であった。

#### 2. 利益相反定期自己申告の実施について

(1) 実施対象者数について

役員、教員全員(3,069名)、産学連携に従事・関連する職員、非常勤職員のうち元教員、寄附 講座等教員を対象として実施し、合計 3,329名を対象者とした。(平成 25年度は 3,246名)

なお、これまでと同様に、技術職員については、臨床研究や厚労科研による研究代表者また は研究分担者になる場合に、個別に利益相反(定期)自己申告書を提出いただくことにした。

(2) 申告内容について

平成24年度より、教職員の法人等との経済的利害関係及び産学連携活動等の関係を把握で きるよう様式の見直しを行い、法人等との経済的利害関係及び産学連携活動等のいずれかの項 目に該当する場合、その状況を全て申告いただく方式としており、本年度も同様の申告方式とし た。当該様式による申告が3年目となり、混乱もなくおおむね円滑に申告いただけた。

(3) 実施期間について

実施期間は、平成 26 年 7 月 23 日~8 月 6 日の期間とした(平成 25 年度は、平成 25 年 7 月 23 日~8 月 6 日の期間で実施した)。

(4) 実施結果の本人への通知について(前年度からの変更点はない)

申告内容に、経済的利害関係及び産学連携活動等の実施の該当がない(=潜在的利益相反 に該当しない)教職員へは、判定内容(特段の対応は必要ないことを記述)と、今後経済的利害関 係及び産学連携活動等の事象が発生する場合には、その前に事象発生前自己申告書によりそ の内容を申告いただくよう明記した文書を個別に送付した。

経済的利害関係及び産学連携活動等の両方に該当した教職員に対しては、利益相反マネジ メント委員会における検討の後、内容によって、以下の1)~3)の対応を行った。

- 1) 教職員から申告のあった活動内容を承認した。さらに、申告内容に変更が生じる場合に、事 象発生前申告を行うよう求めた。
- 2) 必要に応じ、ヒアリングを行い、事実関係を確認し、また必要な手続きを求めた。
- 3)さらに、利益相反カウンセラーや利益相反マネジメントアドバイザー等からアドバイスをいた だきながら結論を出した。
- (5) 利益相反定期自己申告の義務化と提出率

利益相反定期自己申告が義務化されて6年目であったが、当初の締切日(8月6日)での提出 者は2,729人(対象者3,329人)で提出率は82.0%(昨年度83.3%)であった。このため、9月1 日(その時点での提出率92.3%)に、未提出者に対して規定違反である旨を記載した督促(1回 目)を行ったところ、9月19日時点の提出率が97.2%となった。さらに、10月31日に本人へ督促 (3回目)を行った。

また、所属部局の長へ未提出者を報告し提出を促していただくなど、実施期間後の数か月に

わたって、働きかけを行った。

その結果、3 月末の提出者数が 3,310 人で提出率は 99.4%(昨年度最終集計 3,213 人、 99.0%)となり、申告対象者数が昨年度より多かったにもかかわらず、これまでで最高の提出率に なった。

この背景には、本学における利益相反マネジメントの推進により、学内での理解が進み、教員 の意識が高まってきたこと、未提出者に対する各部局長の部局内への周知が徹底されたことによ るものと思われる。

利益相反アドバイザリーボードからは、提出率が上がったことに対して高い評価をいただいている。

次年度以降においても、引き続き定期自己申告の 100%提出を目指して工夫と働きかけを行いたい。(提出状況の詳細については、別表1をご参照ください。)

(6) 利益相反定期自己申告書様式について

申告書様式については、例年どおり、見開きの A3 版とした。様式の見直しを行うとともに申告 書の文言について、一部修正を加え、よりわかりやすい表現の申告書様式に改めている。

なお、申告対象者へ送付した定期申告実施にあたっての説明書類に、研究発表時における 研究資金源の開示等についてのお願い、また、製薬協の透明性ガイドラインに基づく情報開示が 開始されること等、利益相反マネジメントに関係する最近の話題を盛り込んだ。

#### 3. 次年度の課題について

利益相反定期自己申告書の未提出者への対応の検討

利益相反定期自己申告書を含む各利益相反自己申告書の提出が義務化されて6年目となり、 学内における申告の認知度はかなり高くなってきている。わずかに未提出者もいるが、これは、対 象者が非常に多いこと、また、教員の採用、辞職等の異動が頻繁にあるからである。

このため、対象者であることが判明した時点で、随時、対象者に対しては提出を求め、併せて 所属部局の長から提出要請していただくこととしている。また、関係部署、利益相反アドバイザリー ボード等からのアドバイスを受けながら、提出率を上げるよう、引き続き検討していくこととする。 別表1

平成26年度利益相反定期自己申告書送付数及び提出数

対象者	送付数(人)	提出数(人)	提出率
①役員等	10	10	100.0%
②職員	3,239	3,220	99.4%
教 員	3,069	3,050	99.4%
教 授	881	877	99.5%
准教授	719	716	99.5%
講師	164	164	100.0%
助 教	1,121	1,111	99.1%
助 手	182	180	98.9%
リサーチプロフェッサー	1	1	100.0%
外国人研究員	1	1	100.0%
特任教員(運営·研究·教育)	125	125	100.0%
職 員(役員、教員以外)	45	45	100.0%
③准職員、時間雇用職員	80	80	100.0%
合 計 ①+②+③	3,329	3,310	99.4%
■過去の実績			
平成 25 年度実績	3,246	3,213	99.0%
平成 24 年度実績	3,067	3,027	98.7%
平成 23 年度実績	3,015	2,939	97.5%
平成 22 年度実績	2,872	2,785	97.0%
平成 21 年度実績	3,563	3,419	96.0%
平成 20 年度実績	4,383	3,764	85.9%
平成 19 年度実績	4,194	3,074	73.3%
平成 18 年度実績	3,879	2,629	67.8%
平成 17 年度実績	7,287	4,141	56.8%

(平成 27 年 3 月末現在)

#### Ⅲ. 事象発生前自己申告に基づく利益相反マネジメント

本学では、以下の場合に、その実施の2ヶ月前までに、事象発生前申告(資料11)を求めている。 1)利益相反定期自己申告において、潜在的利益相反に該当し、産学連携活動等の実施の承認 を得た教職員に対しては、

①利益相反定期自己申告にて、利益相反マネジメント委員会へ申告した内容に変更がある場

合

② 利益相反定期自己申告又は事象発生前申告で申告済みの法人以外との関係で、新たに、 「経済的利害関係」と「産学連携活動等の実施」が生じる場合

また

2)利益相反自己申告において、潜在的利益相反に該当しなかったが、定期申告の期間終了後 に、新たに「経済的利害関係」先への「産学連携活動等の実施」が生じる場合

提出された案件は、毎月(8月を除く)1回開催される利益相反マネジメント委員会で審議し、必要な 場合は、ヒアリングを行い、承認または回避要請などの判定を行ったうえで、当該教職員と所属部局の 長宛てに書面にて通知している。

なお、事象発生前申告を行なった後に必要となる各部局担当事務等における諸手続き、教職員の 予定する産学連携活動等の実施のスケジュール調整に役立てていただくため、利益相反マネジメント 委員会の開催日等については、HP に掲載しお知らせしている。(東北大学利益相反マネジメント事務 室、URL:http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/)

事象発生前自己申告の様式、制度についても、利益相反定期自己申告同様に分かりやすいものとなるよう、随時改定している。

#### Ⅳ. 臨床研究に係る利益相反自己申告

#### 1. 臨床研究に係る利益相反マネジメント

ヒトを対象とする臨床研究を取り巻く環境については、社会からの利益相反マネジメントの要求が 急激に高まってきている状況にあり、本学教員を利益相反の社会的批判などから守るため、十分に 配慮しつつマネジメント業務を行っていかなければならない。

特に、昨年度に引き続いてノバルティスファーマ株式会社のディオバン問題などに関連し、利益 相反マネジメントの重要性や制度の在り方について、全国的に活発な議論が行われた。

また、米国の医療改革法のサンシャイン条項に関連する日本製薬工業協会の「企業活動と医療 機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づく当該協会会員企業による情報公開が、昨年度の研究 費開発費等(共同研究費、委託研究費等)に続いて原稿執筆料等(講師謝金、原稿執筆料等)も対 象として開始された。これにより、新聞や雑誌に関係する記事が掲載されたところである。

一方、日本医学会の「医学研究のCOIマネージメントに関するガイドライン」が一部改正された。今後の本学の利益相反マネジメントに係る対応については、関係者を含めて検討していきたい。また、文部科学省と厚生労働省において、見直し作業が進められていた「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」については、「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」として平成27年4月から施行されることになったが、当該指針に新たに「利益相反の管理」の項目が設けられ、利益相反マネジメントの実施に関することが明記された。今後は当該指針に沿った利益相反マネジメントを実施していかなければならない。

このような中、本学における臨床研究に係る利益相反自己申告数が大幅に増加した。これは、教員の利益相反マネジメントに関する理解が高まったことにより、慎重な対応を意識することになった結果ではないかと思われる。(臨床研究の利益相反自己申告件数については、別表 2 をご参照ください。)

10

#### 2. 臨床研究に係る利益相反自己申告について

(1) 申告対象者について

本学教職員のうち、ヒトを対象とする研究を実施する者(実施責任者、研究分担者)と当該研 究のメンバーではない場合でも、実施責任者の所属する所属分野等の長(教授)を申告の対象 としている。所属分野等の長を対象としているのは、分野等(診療科)の総括責任者であること、 また、通常、企業等法人からの寄附金受け入れや共同研究等は、所属分野等の長である教授 が受け入れ、講演(兼業)も教授が依頼されることが多く、実質的に法人との利害関係が多いと 判断できるからである。

(2) 申告の方法と時期・倫理委員会との関係

ヒトを対象とする研究を実施しようとする者のうち、「臨床研究に係る利益相反自己申告書(概略)」の申告項目が「有」となる者については、「臨床研究に係る利益相反自己申告書(詳細)」を 作成し、当該申告書(詳細)を研究実施の概ね2か月前までに利益相反マネジメント事務室へ提 出していただくことにしている。(提出期限等の詳細については、利益相反マネジメント事務室の HPに掲載している。URL:http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/)

当該申告書に基づく利益相反マネジメント委員会での審査の実施にあたっては、部局の倫 理審査委員会(病院治験審査委員会を含む)の審査スケジュールに問題が生じないよう、連携し て業務を進めた。なお、臨床研究に係る審査結果については、利益相反マネジメント委員会の 結果を考慮した上で、最終的に倫理委員会で審査・判定を行う流れとなっている(資料 12 臨床 研究の利益相反マネジメント自己申告のフローをご参照ください)。

(3) 利益相反マネジメント委員会での審議と判定について

ヒトを対象とする研究における利益相反マネジメントは、利益相反マネジメント委員会の下部 組織であり高度な専門性を持つ集団で組織する臨床研究部会で検討・審査を行い、臨床実施 責任者である谷内教授が、利益相反マネジメント委員会においてその検討結果を説明し、審議 する方式をとっている。

臨床研究の利益相反マネジメントは、その性質上、現状では個別案件毎に判定書を作成しているところである。ただし、判定条件のパターンはほぼ出来上がっている。

#### 3. 次年度以降の課題について

ー日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」と利益相反マネ ジメントー

日本製薬工業協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づく当該協 会会員企業による情報公開が、昨年度の研究費開発費等(共同研究費、委託研究費等)に続い て原稿執筆料等(講師謝金、原稿執筆料等)も対象として開始された。これにより、新聞や雑誌に 関係する記事が掲載されたところである。

今後、製薬協以外に日本医療機器産業連合会、日本臨床検査薬協会、日本血液製剤協会 等においても同様の透明性ガイドラインが策定されており、会員企業による情報公開が進められる 予定である。 今後の情報公開の進展により、臨床研究の実施計画(研究資金、研究体制)等にどのような影響が出るかは不明であるが、社会からの新たな要請にも応えられるような利益相反マネジメント業務を推進していく必要がある。

別表 2

#### 平成26年度臨床研究の利益相反自己申告件数

〔単位:件〕

年 度	申告件数	審查件数	審查対象外件数
平成 26 年度	106	81	25
■過去の実績			
平成 25 年度	55	41	14
平成 24 年度	39	(※) 37	4
平成 23 年度	48	(**) 43	3
平成 22 年度	53	37	16
平成 21 年度	48	35	13
平成 20 年度	34	22	12
平成 19 年度	17	17	
平成 18 年度(12 月~)	4	4	

※平成23年度の申告案件のうち2件については、平成24年度への継続審査案件となった。

#### V. 厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費の利益相反自己申告

#### 1. 厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費の利益相反自己申告について

本学で「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指針」 (平成 20 年 3 月 31 日)に基づく、利益相反自己申告及びマネジメントの対応を開始してから7 年目 を迎えた。

さらに、厚生労働科学研究における利益相反マネジメントが義務化され5年目を迎えており、実施者(研究代表者・研究分担者)が上記指針違反となるようなことのないよう、対応している。(平成26年度における申告書の提出状況については、別表3をご参照ください。)

- (1) 平成 26 年度の厚生労働科学研究費補助金の研究分担者(新規)に係る実施について 平成 26 年度新規課題の研究分担者については、平成 26 年 7 月 15 日の利益相反マネジメン ト委員会において審議を行った。
- (2) 平成 27 年度の厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費の実施(予定)者

分(継続・新規)に係る利益相反マネジメントの実施について

平成27年度分から、厚生労働科学研究費補助金に加えて日本医療研究開発機構研究費の 実施予定者に係る利益相反マネジメントを実施することになった。例年のように、研究推進課と 綿密に打ち合わせを行い、また、常に情報を共有し業務を進めてきた。利益相反マネジメントの 対応を含めた「平成27年度日本医療研究開発機構研究費および厚生労働科学研究費補助金 の公募」の通知は平成26年12月17日付けで研究推進課から各部局へ送付した。なお、同通 知の内容中、厚労科研実施(予定者)の把握については、その取りまとめを研究推進課を通じて 各部局の研究協力担当係へ依頼した。

1)実施対象者について

厚生労働科学研究における COI 管理指針に対応すべく、平成 27 年度厚生労働科学研 究費補助金及び日本医療研究開発機構研究費について、平成 27 年度継続実施予定者と 平成 27 年度新規実施予定者全員(当該研究の採択の有無にかかわらない)を対象に実施し た。

なお、研究推進課は、12月の厚労科研公募時の通知に合わせ、各部局に対して次年度 継続実施者と新規実施予定者の把握と名簿作成を各部局へ依頼した。利益相反マネジメント委員会では2月に名簿をもとに該当する教職員へ研究課題ごとに直接申告書を送付し、申 告が必須である旨を通知した。

2) 申告内容について

「平成27年度東北大学利益相反自己申告書(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費用)」様式については、申告者の負担を減らすため見直しを行い、Q1(研究課題に関係すると思われる事項「経済的利害関係・産学連携活動等の関係をもつ法人等」 をすべて記載)のみとした。前年度まで記載していただいていた、「研究代表者」または「研究 分担者」の別については、事前に申告書用紙に記載したうえで配付した。申告スタイルは、前 年度と同様に研究課題毎とし、それぞれの利害関係の申告を求めた。

今後、厚労省 COI 管理指針の改定などがない限り、同様の方式で実施される予定である。

3) 実施期間と提出状況について

厚労省 COI 管理指針において、各研究者は交付申請書提出前までに「経済的な利益関係」を申し出ることになっているため、本学では、採択前に実施している。平成 27 年度実施分については、前年度と同時期の平成 27 年 2 月 26 日~3 月 5 日で実施した。

しかし、指定型や他機関所属の代表者の研究分担者である場合など、実施予定者である ことの連絡がなされず、実施期間後に把握するケースも多かった。

なお、申告手続きについては、申告対象教員へ直接用紙等を配付し、申告書を作成後、 教員から直接提出いただいている。申告書作成に関する問い合わせ先については、利益相 反マネジメント事務室としているが、状況によっては教員から部局の事務担当者へ問い合わ せることもあることから、利益相反自己申告書(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究 開発機構研究費用)業務を進めていることをお知らせするため、申告対象教員へ配付してい る用紙等と同じものを、部局の事務担当者にも参考情報として送付し、問い合わせがあった 場合の協力要請を行っている。

4)審議について

平成 27 年度実施(予定)者のうちの継続分及び新規課題の代表者分について、平成 27 年3月17日の利益相反マネジメント委員会で審議を行った。

(3) 実施後の対応について

厚労科研利益相反自己申告書の質問である"経済的利害関係"と"産学連携活動等の関係"に該当しない(=潜在的利益相反に該当しない)教職員及び該当する(=潜在的利益相反に該当する)教職員に対しては、利益相反マネジメント委員会における検討の後、前年度と同様に以下のような対応を行った。

- 1) 潜在的利益相反に該当しない教職員への対応
- ①特段の対応は必要ないこと及び厚労科研費実施中においては、利益相反マネジメント委員会からの要請による利益相反に関する自己申告モニタリングの実施への理解と協力を依頼し、その旨通知するとともに、また、その判定書は、本人のほか所属部局の長へも通知した。

今後、"経済的利害関係"及び"産学連携活動等の関係"の事象が発生する前に、その内 容を申告いただくことを求めた。

- 2) Potential COI(潜在的利益相反)に該当する教職員への対応
  - ①教職員から申告のあった活動内容についてその活動状況に応じた条件を付した上で承認し、厚労科研費実施中においては、利益相反マネジメント委員会からの要請による、利益相反に関する自己申告、モニタリングの実施への理解と協力を依頼し、その旨通知するとともに、また、その判定書は、本人のほか、所属部局の長へも通知した。
  - ②今後、"経済的利害関係"及び"産学連携活動等の関係"の事象が発生する前に、その内 容を申告いただくことを求めた。
  - ③ 厚労科研を実施するうえでの利益相反の観点から留意いただきたいことも判定書へ盛り込んだ。なお、利益相反定期自己申告や臨床研究にかかる利益相反自己申告と同様、必要に応じヒアリングを行った。また、利益相反マネジメント委員会で判断が難しい場合には、利益相反カウンセラーや利益相反アドバイザリーボードからアドバイスをいただいた後、利益相反マネジメント委員会で再検討を行ったうえで、結論を出した。
  - ④ なお、指針においては、研究代表者が研究分担者の所属機関における COI 管理について把握することを定めている。このため、研究代表者に対して、研究分担者へ送付する COI 管理の状況を把握するための文書を配付した。(資料 14)
- (4)倫理審査等報告書について

平成26年度から新たに、「厚生労働科学研究費の調査研究における倫理審査及び利益相反の管理についての報告書」を厚生労働省へ提出することになった。

研究代表者及び研究分担者は、当該報告書を作成し、総長印を押印のうえ研究の実績報告書の提出時に、併せて提出することされたものである。このことについては、研究推進課から当該報告書の早めの作成を促したが、研究代表者等の作成が期限間際になる課題もあり、一部に 混乱が見られた。

#### 2. 次年度の課題―申告者の特定と一法人との一定額以上の場合の対応―

厚労科研 COI 管理指針では、交付申請書提出時までに、利益相反自己申告書を提出いただくこ とになっているが、連日多忙である教職員から申告書を期限通りに提出いただくことは、本学では(他 大学や研究機関も同様であると思われるが)、困難となっている。今後どのように対応すべきか、引き 続き検討していくこととしている。

また、日本医療開発研究機構の設立により、平成26年度に厚生労働省が管理していた厚生労働 科学研究費補助金などの一部を当該機構が担当することになる。各事業の実施において新たな対応を求められる可能性もあることから、関係情報を収集し、適切に対応していかなければならない。

「厚生労働科学研究費の調査研究における倫理審査及び利益相反の管理についての報告書」 については、本年度が当該報告書の提出1年目だったため、作成が期限間際になるなど混乱が見ら れたが、次年度以降は研究代表者等の理解も深まり手続きも円滑に進むものと見込んでいる。

なお、Potential COI(潜在的利益相反)に該当する教職員のうち、申告項目の一部(収入・寄附 金)等において、一定金額(500万円)以上の利害関係のある研究者に対しては、利益相反の弊害や 社会からの指摘を予防し研究に専念していただくため、本学利益相反カウンセラーによる個別ヒアリ ングを実施することとしている。

別表 3

平成 26 年度 厚生労働科学研究実施者利益相反自己申告件数

平成26年3月末現在

1111	1.		11.	7
〔単	TT.	• /	江	. 1
	<u>.</u>	,		J

R A	補助	力金	委託費※1	合 計
区分	継 続 (延べ件数)	新 規 (延べ件数)	新 規 (延べ件数)	合 計
研究代表者	27	3	14	44
研究分担者(代表者:学内)	66	3	28	97
研究分担者(代表者:他機関)	72	69	48	189
他機関所属の研究分担者	_	_	1	1
合 計	165	75	91	331

※1「日本再興戦略」に基づき、国に代わり受託機関が実施する「委託事業」として取り扱われる 医療分野の研究開発関連研究課題

#### VI. NIH(アメリカ国立衛生研究所)グラント研究分担者に係る利益相反自己申告

#### 1. NIH(アメリカ国立衛生研究所)グラント研究分担者に係る利益相反自己申告について

アメリカにおいては、2012年8月以降、NIH等から研究費を得る場合、所属機関における利益相反 マネジメントを受けることが法律で求められている。本年度、本学に所属している当該研究費を獲得し ている研究分担者から申告があったことから、NIHの基準に沿った利益相反マネジメントを実施した。 (1)NIH グラント申請を行う研究分担者の把握

- NIH の研究費を使用するにあたって、研究代表者の所属機関と本学が委託契約を締結することが必要であることから、部局の契約担当者からの連絡により、利益相反マネジメントの実施が必要であることを把握した。
- (2) 申告対象者

平成26年度は、研究分担者として2名がおり、定期申告時に実施した。

(3)申告項目及び基準

申告項目については、本学でこれまで申告対象としてきた項目をおおよそ使用した。ただし、申告基準のうち、次の個人収入等に関しては、NIHの基準に変更して申告を求めた。

1) 一法人から受ける個人収入

年間50万円以上の個人収入(本学のこれまでの申告基準は100万円以上)

2)知的財産権によるロイヤリティ収入

年間50万円以上の個人配分額と研究室配分額の合計額(本学のこれまでの申告基準は200 万円以上)

3) スポンサーが費用を負担する出張

全て申告対象(本学のこれまでの申告項目では「その他」の区分に含まれていたが、NIHの基準 に沿って別項目とした。)

#### 2. 次年度以降の課題について

アメリカのNIHグラント申請については、今後も本学の研究者が関係することが予想されることから、 随時アメリカにおける利益相反マネジメント制度の情報を収集し、本学の利益相反マネジメント制度 と齟齬が生じないよう注意していくこととしている。

#### ₩. 啓発活動について

本年度の主な啓発活動の内容は以下のとおりである。(資料 16~18 をご参照ください)

(1) 利益相反マネジメントに関するセミナー

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針への対応について」(平成27年2月17日:医 学部第1講義室)を開催した。例年実施している利益相反マネジメントに関する学内啓発活動の 一環として開催したものである。講師として独立行政法人国立がん研究センター 藤原 康弘 氏を迎え、新倫理指針の概要について説明を行った。今回は、対象を学内教職員及び学生の みに限定し開催したところ、127 名の参加があった。今後も、教職員に参考となるようなセミナー を企画していくこととしている。

(2) 教員研修

「新任教員研修」(講師:伊藤理事(研究担当)、平成26年5月14日)へ、本学の利益相反マネジメントの取り組みに関する資料を提供した。

説明内容は、①利益相反マネジメントについて、②利益相反マネジメントの目的、③具体的な本学における自己申告制度とした。

(3) 個別説明

利益相反マネジメント事務室では、日常的に電話やメールにて教職員からの照会を受け付け ている。今年度は、教員から依頼を受け研究室に赴き、具体的な研究に係る利益相反マネジメ ントについて、また利益相反全般の考え方についての意見交換を行う機会があった。このよう な要請については可能な限り引き続き対応して参りたい。

(4) 学外活動

学外活動としては、谷内副理事が、宮城県官公立病院事務長会総会、公益財団法人先端 医療振興財団にて「COIマネジメントと新指針:ゼロトレランスにしないための制度設計」と題して、 また、宮城県立がんセンターにて「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針と利益相反」と 題して、日本薬理学会にて「大学におけるCOIマネジメント:ゼロトレランスにしないための制度 設計」と題して講演を行った。さらに、川嶋助手が、大学技術移転協議会からの要請を受け「UN ITTアニュアル・カンファレンス 2014」(関西学院大学)にて「東北大学における利益相反マネジ メントについて」と題して講演を行い、本学の利益相反マネジメントの取り組みを紹介した。

利益相反マネジメント事務室においては、他大学等研究機関から本学の利益相反に関する 問い合わせやアンケート調査等に対して、時間の許す限りにおいて、対応してきたところである。 今後も可能な範囲で対応し、利益相反マネジメントの重要性を含めて本学の取り組みを積極的 に PR していきたい。

[宍戸和良]

#### 第3章 本学における臨床研究における利益相反マネジメントの現状分析と課題について

### 1. 臨床研究の利益相反マネジメントにおける最近の傾向とマネジメントのあり方、その課題について (平成 26 年度のマネジメントからの課題)

平成26年度(平成26年4月から平成27年3月まで)における臨床研究の自己申告における審査件 数は81件で、報告案件は25件、総数106件であった。平成25年度総計55件、平成24年度41件、 平成23年度46件よりほぼ2倍に増加している。増加の理由は、利益相反で社会問題になる事例が幾つ かあり、研究者の意識が向上したことによると思われる。

パターン化できている場合には審査にそれほど時間がかからないが、毎回、新しい事例が発生し、事務局を含めて臨床研究部会、COIマネジメント委員会、関連部署で様々な意見がでて時間がかかる場合がある。最終的には弁護士の意見を聞いて COIマネジメント委員会で決定される。

パターン化されているケースは、1) 奨学寄附による寄附元の製品使用の臨床研究、2) 寄附講座所属 職員が寄附元の製品使用する臨床研究、3) 企業との基準以上の共同研究・受託研究、4) 物品購入 (年 300 万円を超える)、5) 無償の薬剤・機器の借用、6) 講演料・原稿料などの個人収入(100万円を超 える)、7) 研究者が NPO やベンチャー企業に関与している場合などである。

臨床研究の形態に合わせて、以下の点を実施に関する承認の条件としている。

- A) 臨床研究保険への加入
- B) 学外の専門家を委員に含めた効果安全性評価委員会、研究評価委員会設置による第3者性の担保
- C) 論文投稿に際しては、学会発表やジャーナル等に対し、利害関係について開示
- D) 企業側が、当該研究の成果を営業に関連するプロモーション等に使用される場合には、査読のあ るジャーナル等に掲載された論文のみを用いること
- E) 多施設共同研究の研究責任者の立場から、研究協力機関の担当責任者等における COI 管理状況を把握し、研究の公正性を担保するよう十分に配慮すること、その場合に研究協力機関の担当責任者等に対し、判定書類の写しを参考までに送付するなど、他機関においても COI 管理に留意すること
- F) 被験者の個人情報の管理については十分に注意すること
- G) 研究成果報告書の作成や発表にあたっては、研究資金提供元からのバイアスを受けることなく、科学的に公正な内容とすること
- H) 研究の成果やデータを含めた情報の一切を、インサイダー取引など自己および親族等の経済的活動に使用しないこと
- I) 関連がある企業への学生の関与が生じることになった場合は、利益相反マネジメント委員会へその 内容を開示して了解を得ること

審査上、特に議論が必要であったケースを以下に示す。

#### 1) 教職員が特定非営利活動法人 (NPO) 代表者である臨床研究

本学内教員が代表者を務めるNPO(特定非営利活動法人)と本学教員が関与している多施設共同臨 床研究に関して、NPO は基本的にベンチャーと同じく扱うことで学内におけるコンセンサスが得られてい る。東北大学の NPO に対する考え方は、教育、広報のみを行っている場合には学内に NPO 事務室を 設置することを特に制限していないが、ヒトを対象とする医学系研究、特に介入研究を実施する場合に はベンチャーと同様に学外に事務室を設置して、本学業務との切り分けを行っている。本学関係者が代 表者である NPO が主体の介入研究の問題点は以下の通りである。①NPO と大学の責任の明確化。② NPO の研究計画への大学の関与の必要性。③NPO における患者個人のデータ管理。④臨床研究と関 連で支払われる可能性がある NPO への資金の流れ。⑤NPO における学生の関与。

#### 2)学術指導費による臨床研究の申請事例

企業への年間200万円以上の学術指導により、臨床研究を実施したいとの案件の申請があった。しか も学術指導先の企業が開発中である装置を使用することについての契約等がない事例である。産学連 携本部は学術指導であっても臨床研究を実施できるとの見解であり、利益相反の観点から弁護士を含 めて幅広く議論を行った。学術指導契約に基づく指導助言ととトを対象とする医学系研究とは、切り分け が必要との基本的方針を利益相反マネジメント委員会としてまとめた。企業が開発中の機器の使用や本 研究により発生する権利関係について規定した研究契約(共同研究契約等)を実施条件とした。このよう に大学内で意見が異なる事例では、不服審査委員会の再審査制度があるが、今まで不服申し立てがさ れた事例はない。

#### 3) 新しい共同研究契約や受託研究契約による医師主導の臨床研究

最近の利益相反が社会問題になる事例が増えたことにより、製薬企業が寄附金による臨床研究から、 共同研究契約による臨床研究へシフトしている(図1)。契約による多施設共同臨床試験の場合には経 費が多大になるケースが増えてきている。多施設共同臨床試験の円滑な実施には従来の受託研究契 約(治験)でない新しい受託研究契約が必要であるが、大学病院を中心に今年度初めて受託研究契約 (臨床研究)を開始した(図2)。新しい枠組みの特徴は、従来の寄附金による臨床研究の受け皿になる。 すなわち契約に基づき、大学や病院関係者のみで企業関係者が参加しないためにその中立性が担保 できる仕組みで、受託研究(治験)と異なり研究成果が大学帰属であり、責任は大学にある。さらに本学 以外の施設に研究費が分配できる。このような場合には臨床研究の賠償・補償保険への加入は必須と なる。

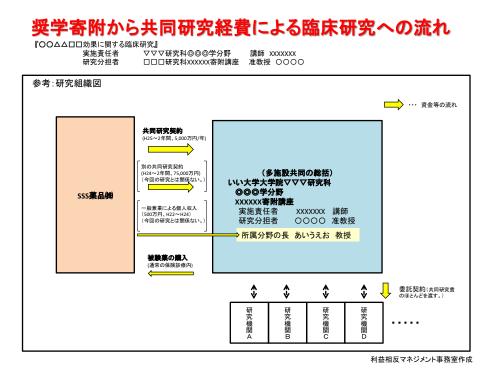


図1. 共同研究契約に基づいた臨床研究。共同研究契約では製薬会社が密接に関係することで、中立 性が担保できない問題点があった。

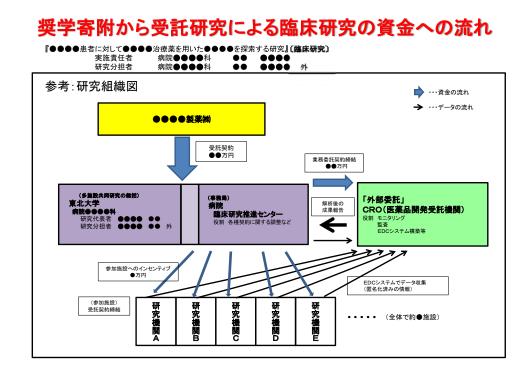


図2. 今年度から開始した受託研究契約による臨床研究。受託研究のために研究は大学関係者で実施 される。企業として資金は出すが、研究には関与しない。成果は大学帰属であるが、責任は大学 のみになる。

#### 4) 倫理審査体制が不十分な部局での利益相反のある臨床研究

部局の倫理委員会の構成や運営が指針に適合していない事例があり、統合指針の公布に伴い対応 が必要な事例があった。運営費交付金及び公的研究費を使用し、B社との共同研究として実施する研 究で、研究実施部局の倫理審査体制が不十分で、指針に適合していない部局での研究事例である。申 請前に研究代表者と相談して、倫理審査体制が指針に適合している部局に所属する分担研究者に研 究代表者の変更を依頼した。利益相反の申告内容は、①実施責任者及び研究分担者のうちの1名がB 社の未公開株を保有していること、②未公開株を保有する研究分担者が、B社から社会人学生を受け 入れていること、及び③同研究分担者がB社から、年間300万円以上の物品購入をしていること、である。 利益相反マネジメント委員会での実施許諾条件は以下のとおり。

a)企業との共同研究契約を締結し、写しを利益相反マネジメント委員会へ提出すること。

b)企業から受け入れた社会人学生を研究に参加させデータの取りまとめを担当させるにあたっては、知 財の帰属の透明性及びデータの正確性を確保するよう留意すること。

c)UMIN-CTR への登録を検討すること、登録できない場合は、その理由を実施計画書に記載すること。 d)本研究の論文投稿に際しては、ジャーナル等に対し、利害関係について開示すること。

e)企業側が、当該研究の成果を営業に関連する活動(プロモーション等)に使用される場合には、査読の あるジャーナル等に掲載された論文のみを用いるよう周知すること。

f)本研究は、複数の研究費を用いて実施されるが、各々における研究課題ごとの研究費及び研究成果の切り分けについて、十分な説明ができるようにすること。

g)国の補助金の使用にあたっては、関係する要項、支払規程等を確認のうえ、適正に執行すること。

- h)研究成果報告書の作成や公表(発表)にあたっては、共同研究の相手方からのバイアスを受けること なく、科学的に公正な内容とするよう十分に留意すること。
- i)実施責任者として、本臨床研究の利益相反マネジメント対象者に対し、本判定書の実施条件を遵守す るように伝えること。
- j)未承認機器を使用することから、本研究のデータの公正性について担保することができ、また、実施責任者らが所属する研究室からの独立性を担保した学外の専門家を委員に含めた効果安全性評価委員会を設置すること、また、研究中及び終了後に当該委員会の評価を受け、その都度、利益相反マネジメント委員会へ報告すること。
- k)被験者の個人情報の管理については十分に注意すること。

1)臨床研究保険への加入を検討すること。

- m)本研究成果の取り扱いについては、共同研究契約等に基づき対応するとともに、公表するまでは、自 己以外の者(例えば配偶者、親族、知人、第三者等)に対し本研究成果の一切を開示しないようにす ること、また、それらをインサイダー取引や自己の経済的活動に使用し、若しくは自己以外の者の経 済的活動に使用させることのないように留意すること。
- 2. 臨床研究の利益相反マネジメントを取り巻く国内外の状況及び今後予想されること(臨床研究の利益相反ガイドライン改訂、臨床研究の倫理指針改訂、臨床研究の法制化、透明性ガイドライン、サンシャインアクト等々の話題)
- 1)新しい統合指針「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」

疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しが行われ、平成26年12月22 日に文部科学省と厚生労働省から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(統合指針)として 公布された。さらに平成27年2月9日に規定の解釈や具体的な手続きの留意点を説明したガイダンス が発表され、3月31日にその一部が改訂された。統合指針に記述されている利益相反の管理に関する 規定(第8章関係)に、研究責任者や研究者がとるべき措置を明確化しているが、東北大学では既にす べて実施済みである。

統合指針では総長へ研究に対する総括的な監督義務を課しており、東北大学規程「国立大学法人 東北大学における人を対象とする医学系研究の実施に関する規程」(平成27年3月23日、規第61号) を作成し、東北大学本部に「人を対象とする医学系研究実施委員会」を設置して、倫理審査体制も COI と同様に全学一元管理体制を確立した。統合指針の公布により、「臨床研究部会」の名称を「人を対象と する医学系研究部会」に変更予定である。

#### 2)法的根拠のない製薬協「透明性ガイドライン」に基づく情報公開

米国医療保険改革法サンシャイン条項の影響を受け、日本製薬工業協会(製薬協)が「企業活動と医 療機関等の関係の透明性ガイドライン」を発表し、大学への寄附金を含む資金提供状況について、平 成 25 年度(平成 24 年度分)より HP 等で公開を行っている。世界に先駆けての日本製薬工業協会によ る開示は 2013 年 7 月から HP で開示を開始し、平成26年度から謝金も開示された。これは日本国内法 がない状況での開示である。日本医療機器産業連合会「医療機器業界における医療機関等との透明 性ガイドライン」、日本臨床検査薬協会体外診断用医薬品の「企業活動と医療機関等の関係の透明性 ガイドライン」による開示も予定されており、さらに国立大学付属病院会議から公表に関するガイドライン が提示され、平成26年 10 月から、国立大学病院も法的根拠無い利益相反開示を自ら開始している。

このような開示によりマスコミからの実名と収入金額等が記載された医学部関係者から誹謗中傷と取ら れかねない記事が掲載されている。東北大学関係者は利益相反が管理されていることもあり、幸いに記 事にはなっていないことは特記すべきである。法的根拠のない製薬会社の情報公開に対応するために、 東北大学では報道機関への一元的対応ができるように図3に示すような制度設計を行った。

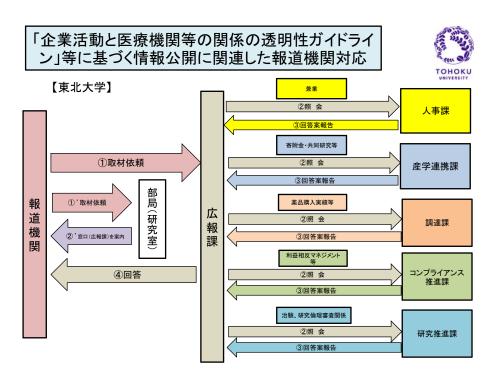


図3. 東北大学における「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」等に基づく情報公開に 関連した報道機関対応

#### 3. 本学における臨床研究の利益相反マネジメントの将来像とそのために今後必要な整備 次年度以降に検討が必要な事項として以下に示す事項が挙げられる。

- 1) COI に関する申請の電子化と臨床研究・治験申請の電子化の一元化:星陵地区では倫理委員会 への審査申請は電子化されているが、利益相反申請は紙媒体で行われている。膨大な書類とその 長期保存が求められる臨床研究の利益相反マネジメントには電子化が喫緊の課題である。
- 2)法制化への対応:統合指針には罰則規定はないため、厚労省は介入研究に関する法規制の是非 を議論する有識者検討会を平成26年4月に設置、12月11日に臨床研究に係る制度の在り方に関 する報告書をまとめている。法制化の対象は利益相反のある臨床研究が多く、より慎重なCOIマネ ジメントが必要である。
- 3) COI 申告基準の改訂の必要性:最近、日本医学会がCOI申告基準を改訂している (http://jams.med.or.jp/guideline/index.html)。具体的には、奨学寄附が200万円以上から100万 円以上に、契約に基づく医学研究(受託研究費,共同研究費,臨床試験など)も200万円以上から 100万円以上に引き下げられている。東北大学の基準は、文部科学省、厚生労働省のガイドライン に準拠しているために再検討が必要である。参考にNIHのSFI(研究者から開示を求める申告基準) は以下の通りで、東北大学基準より厳しくなっている。

民間企業(財団、外国政府、国際機関を含む)からの収入と株式による収入の合算で年間 5,000 ドルを超えた場合、公開株の保有は資産額 5,000 ドルを超えた場合、未公開株の保有、個人帰属の知的財産、但し、何らかの収入を得た場合

4)日本製薬工業協会「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の改訂 日本製薬工業協会は、日本医師会、日本医学会の要請、臨床研究に関する不適正な事案から「企 業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の「A.研究費開発費等」の公開方法を改定した。 改定後のガイドラインでは、従来「A.研究費開発費等」は会員各社の項目別の年間総額の公開とし ていたが、会員各社の 2016 会計年度新規契約の支払分から、臨床に関わる資金等の提供につい ては個別支払先の年間の件数と支払額を、臨床以外に関わる資金等の提供については会員各社 の年間の提供総額と個別支払先を、2017 会計年度より公開することにしている。全ての製薬会社と の契約による医学研究に関係するので、全学への周知が必要である。

5)その他の対応が必要な項目として、①大学教職員の"Speakers Bureau"(広告塔)への考え方、②組織の COI ガイドラインの作成、③臨床診療における COI マネジメント、④医学教育における COI マネジメントなどが挙げられる。日本全体に関係する事項であり、文部科学省などの規制当局の関与が必要である。

[谷内一彦]

資 料

			0	E									
		<del>4</del> С	Цç	E o	E/	<b>Н</b> 8	Ц Б	<b>Н</b> 01	Е П	12月	Б	<b>Е</b> 2	3. <b>Д</b>
-	利益相反定期自己申告	随時実施 (H25定期自己申告 実施以降採用者)	馬 第 四 中 合 一 本 合 一 合 合 一 合		7/23-8/6 実施	-8/6				通時実施 随時実施 (H26定期自己申告実施以降採用者)	以降採用者		
の実施 目己申告	利益相反自己申告(厚生労働科学研究費補助 金・日本医療研究開発機構研究費) ①平成26年度(厚労委託費) ②平成27年度	① 4/11-4/18 実施										② 2/26-3/5 実施	◎ -3/5
I	事象発生前申告 (一般、臨床研究、厚労科研)						随時申싙	随時申告受付け					
₩K	利益相反マネジメント委員会開催	4/15	5/20	6/17	7/15	I	9/16	10/21	11/18	12/16	1/20	2/17	3/17
貝会の間	利益相反マネジメント委員会臨床研究部会開催	書面審査	書面審査	書面審査	書面審査	I	書面審査	書面審査	書面審査	書面審査	書面審査	書面審査	書面審査
5 5 2 で	利益相反アドバイザリーボード開催					8/4							
	利益相反マネジメントに関するセミナーの開催											2/17	
赵	新任教員研修		5/14										
こ発活動は	利益相反に関する講演(学外) ①Unitt年次総会 ②日本薬理学会						9/6①						②3/20
带	報告書の発行(平成25年度)				7月下旬								
	HP管理						御時	随時更新					
	カウンセリング・ヒアリング			随時(案,	件によって、	竹岡弁護=	随時 (案件によって、 竹岡弁護士(利益相反カウンセラー)によるカウンセリングの実施)	カウンセラ-	-)によるカウ	<b>グンセリング</b>	の実施)		

東北大学利益相反マネジメント 平成26年度活動スケジュール

資料1

### 東北大学利益相反マネジメント委員会委員名簿

	氏名	所属等	備考
委員長	植木俊哉	利益相反マネジメント総括責任者 理事(総務・国際展開・事務統括担当)	1
委員	岡崎貞悦	岡崎法律事務所 弁護士	2
委員	三瓶 綾子	東北経済産業局 次世代産業室長	3
委員	大内憲明	医学系研究科長	4
委員	下瀬川 徹	病院長	5
委員	山口雅彦	薬学研究科長	6
委員	金井浩	工学研究科長	7
委員	高梨弘毅	金属材料研究所長	8
委員	谷内一彦	利益相反マネジメント臨床実施責任者 副理事(利益相反マネジメント(臨床研究)担当) 利益相反マネジメント委員会臨床研究部会部員 医学系研究科 教授	9
委員	齋 藤 仁	利益相反マネジメント全学実施責任者 総務企画部長	10

資料3

### 東北大学利益相反マネジメント委員会 臨床研究部会部員名簿

	氏名	所属等	備考	
部会長	近藤丘	加齢医学研究所·教授	呼吸器外科学分野	1
部 員	行場次朗	文学研究科·教授	心理学専攻分野	2
部 員	谷内一彦	医学系研究科·教授	機能薬理学分野	3
部 員	張 替 秀 郎	医学系研究科·教授	血液·免疫病学分野	4
部 員	舟山眞人	医学系研究科·教授	法医学分野	5
部 員	鈴 木 治	歯学研究科·教授	顎口腔機能創建学分野	6
部 員	寺 崎 哲 也	薬学研究科・教授	薬物送達学分野	7
部 員	松浦祐司	医工学研究科·教授	医用光工学分野	8

### 東北大学利益相反不服審查委員会委員名簿

	氏名	所 属 等	備考	
委員長	進藤秀夫	理事(産学連携担当)		1
委員	早 坂 忠 裕	理学研究科長		2
委員	佐々木 啓 一	歯学研究科長		3
委員	駒井 三千夫	農学研究科長		4
委員	川島隆太	加齢医学研究所長		5
委員	大 野 英 男	電気通信研究所長		6

### 東北大学利益相反アドバイザリーボード委員名簿

	氏名	所 属 等	役 職	
委員	伊地知 寛 博	成城大学社会イノベーション学部	教授	1
委員	伊藤直之	伊藤直之法律事務所	弁護士	2
委員	岡村 雄治	產業技術総合研究所	総括企画主幹 法務室長	3
委員	佐々田 博 信	有限責任監査法人トーマツ	パートナー 公認会計士	4
委員長	清水哲郎	東京大学大学院人文社会系研究科	特任教授	5
委員	竹 岡 八重子	光和総合法律事務所	パートナー 弁護士	6
委員	西尾好司	株式会社富士通総研経済研究所	主任研究員	7
委員	西澤昭夫	東洋大学経営学部経営学科	教授	8
委員	西村吉雄		技術ジャーナリスト	9
委員	藤波光雄	ファイナンスリサーチ&サポート株式会社 株式会社バイオフロンティアパートナーズ	社長 取締役	10
委員	森田育男	東京医科歯科大学	研究担当理事 副学長	11

東北大学 利益相反マネジメントポリシー

( 平成17年3月3日
 役員会承認

東北大学は、産学官連携ポリシーに基づき、知の成果を積極的に社会に還元し、 人類社会の福祉と発展に寄与する社会貢献を、教育、研究に次ぐ第三の使命と しています。

教職員が学外の団体や企業と連携・協力して社会貢献を行う場合には、その 活動や成果に関して個人的利益と、公共の利益や大学の利益とのかかわりが深 くなります。東北大学が、組織としての社会的信頼を得て、教職員の産学官連 携活動を推進するためには、産学官連携活動に伴う個人的利益が、大学職員と しての本来の責務や公共の利益を損なうことのないよう、利益相反を的確にマ ネジメントする必要があります。

そのために、東北大学は、

- 1. 透明性の高い産学官連携活動を維持し、公共の利益を生み出す社会貢献を めざします。
- 2. 産学官連携において、教職員が得る個人的利益を、職員としての本来の責 務や連携活動の公益性等に対して優先することがないよう、利益相反マネ ジメント制度を構築し、その適用のもとに社会貢献を行います。
- 3. 的確な利益相反マネジメントを行うため、教職員に対して産学官連携に関 する必要な情報の開示を求め、必要な場合には利益相反回避のための措置 をとることを求めます。この過程で収集された個人情報は、法律に基づき 適正に管理し、教職員のプライバシーの保護、守秘義務の徹底を図ります。
- 4. 利益相反マネジメントに従って産学官連携活動を行う教職員に対して社会 からの疑義が生じた場合には、大学は教職員を護るための説明責任を果た します。
- 5. 教職員が利益相反の可能性を常に意識し、適正な産学官連携に努めること ができるよう、利益相反に関する啓発活動を積極的に行います。

○国立大学法人東北大学利益相反マネジメント規程

平成21年3月27日 規第43号

国立大学法人東北大学利益相反マネジメント規程

#### 目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 利益相反マネジメント推進体制(第4条―第6条)
- 第3章 利益相反マネジメント委員会(第7条―第16条)
- 第4章 利益相反不服審查委員会(第17条—第23条)
- 第5章 利益相反アドバイザリーボード(第24条―第28条)
- 第6章 利益相反カウンセラー及び利益相反マネジメントアドバイザー(第29条)
- 第7章 利益相反マネジメントの実施方法(第30条―第37条)
- 第8章 雑則(第38条・第39条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学利益相反マネジメントポリシー(平成17年3月3日役員会承認)に基づき、 国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)の役職員が産学官連携活動その他の社会貢献活動 を行う上での利益相反を適正に管理するため必要な事項を定めることにより、本学の社会貢献の 推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役職員」とは、本学の役員(非常勤の者を除く。)及び職員をいう。

2 この規程において「利益相反マネジメント」とは、本学の役職員が社会貢献活動を行う上で、 その活動や成果に基づき得る個人的利益が役職員としての責務又は公共の利益を損なわないよう 適正に管理することをいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、役職員が、次に掲げる行為を行う場合を対象としてこれを行う。

- 一 企業及び団体(以下「企業等」という。)と社会貢献活動を行う場合
- 二 企業等から一定額以上の金銭若しくは株式等を取得する場合又は便益の供与を受ける場合
- 三 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- 四 本学の学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- 五 その他次条に規定する利益相反マネジメント委員会が利益相反マネジメントの対象として認 めた行為を行う場合

第2章 利益相反マネジメント推進体制

(利益相反マネジメント総括責任者)

- 第4条 本学に、本学における利益相反マネジメントに関する事務を総括させるため、利益相反マ ネジメント総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置く。
- 2 総括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(利益相反マネジメント全学実施責任者)

- 第5条 本学に、総括責任者の命を受け、本学における利益相反マネジメントに関する事務(臨床に 係る事務を除く。)を掌理させるため、利益相反マネジメント全学実施責任者(以下「全学実施責 任者」という。)を置く。
- 2 全学実施責任者は、総括責任者が指名する本学の職員をもって充てる。

(利益相反マネジメント臨床実施責任者)

- 第6条 本学に、総括責任者の命を受け、本学における臨床に係る利益相反マネジメントに関する 事務を掌理させるため、利益相反マネジメント臨床実施責任者(以下「臨床実施責任者」という。) を置く。
- 2 臨床実施責任者は、総括責任者が指名する本学の専任の教授をもって充てる。

第3章 利益相反マネジメント委員会

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第7条 本学に、利益相反マネジメント委員会(以下「マネジメント委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第8条 マネジメント委員会は、役職員に係る利益相反を適正に管理するため、次に掲げる事項を 所掌する。
  - 一 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
  - 二 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
  - 三 利益相反に係る審査及び回避要請等に関する事項
  - 四 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
  - 五 利益相反マネジメントに係る教育研修の実施に関する事項
  - 六 外部からの利益相反の指摘への対応に関する事項
  - 七 その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項

(組織)

第9条 マネジメント委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各部局長のうちから委員長が指名する者 若干人
- 二 全学実施責任者及び臨床実施責任者
- 三 本学の役職員以外の者で、利益相反に関する専門的知識又は高度な実務経験若しくは学識経 験を有するもの 若干人
- 四 その他マネジメント委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長)

第10条 マネジメント委員会の委員長は、総括責任者をもって充てる。

2 委員長は、マネジメント委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第11条 第9条第1号、第3号及び第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

- 第12条 第9条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(開催)

第13条 マネジメント委員会は、原則として、毎月1回定期に開催する。ただし、マネジメント委員会が必要と認めたときは、臨時に開催することがある。

(議事)

第14条 マネジメント委員会は、過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 マネジメント委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員 長の決するところによる。

(臨床研究部会)

- 第15条 マネジメント委員会に、その所掌事項のうち臨床研究に係るものについて所掌させるため、 臨床研究部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 部会は、次に掲げる部員をもって組織する。
  - 一 医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、加齢医学研究所又は病院の教授 各
     1人
  - 二 臨床実施責任者
  - 三 その他部会が必要と認めた者 若干人
- 3 部会に部会長を置き、部員のうちからマネジメント委員会の委員長が指名する者をもって充てる。

- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部員は、総長が委嘱する。
- 6 部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の部員は、再任されることができる。
- 8 部会は、部員の過半数の出席をもって議事を開くものとし、議事は、出席した部員の全員をもって決する。

(議決権の委任)

第16条 マネジメント委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもってマネジメント委員 会の議決とすることができる。

#### 第4章 利益相反不服審查委員会

(利益相反不服審査委員会の設置)

第17条 本学に、第31条第1項の規定に基づきマネジメント委員会より回避要請の通知を受けた役 職員からの不服申立てについて審査させるため、利益相反不服審査委員会(以下「不服審査委員会」 という。)を置く。

(組織)

- 第18条 不服審査委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。
- 各部局長(マネジメント委員会の委員である部局長を除く。)のうちから委員長が指名する者
   若干人
- 二 その他不服審査委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長)

第19条 不服審査委員会の委員長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 委員長は、不服審査委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第20条 第18条各号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

- 第21条 第18条第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第22条 第14条の規定は、不服審査委員会における議事について準用する。

(庶務)

第23条 不服審査委員会の庶務は、研究推進部において処理する。

第5章 利益相反アドバイザリーボード

(利益相反アドバイザリーボードの設置)

第24条 本学に、マネジメント委員会が行う活動内容について助言し、並びに検証及び評価を行わ せるため、利益相反アドバイザリーボード(以下「アドバイザリーボード」という。)を置く。

(組織)

第25条 アドバイザリーボードは、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 利益相反に関し専門的知識を有する弁護士又は公認会計士 若干人
- 二 利益相反に関し高度な実務経験を有する者 若干人
- 三 利益相反に関し高度な学識経験を有する者 若干人

(委員長)

- 第26条 アドバイザリーボードに委員長を置き、前条各号に掲げる委員のうちからマネジメント委 員会の委員長が指名する者をもって充てる。
- 2 委員長は、アドバイザリーボードの会務を掌理する。

(委嘱)

第27条 第25条各号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

- 第28条 第25条各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。

第6章 利益相反カウンセラー及び利益相反マネジメントアドバイザー

(利益相反カウンセラー及び利益相反マネジメントアドバイザー)

第29条 本学に、利益相反について役職員からの個別相談に応じさせるため、利益相反カウンセ ラー(以下「カウンセラー」という。)及び利益相反マネジメントアドバイザー(以下「アドバイ ザー」という。)を置く。

- 2 カウンセラー及びアドバイザーは、利益相反に関し専門的知識を有する者のうちから総長が委 嘱する。
- 3 カウンセラー及びアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、補欠のカウンセラー及びアドバ イザーの任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 カウンセラー及びアドバイザーは、再任されることができる。

第7章 利益相反マネジメントの実施方法

(申告)

第30条 役職員のうち別に定める者は、所定の時期及び第3条に定める対象となる事象の発生前に、 利益相反の状況についてマネジメント委員会に申告しなければならない。

(審査、回避要請等)

- 第31条 マネジメント委員会は、前条の申告に基づき利益相反を審査の上、当該申告を行った役職 員に対し、承認又は回避要請の別により通知する。
- 2 マネジメント委員会は、前項の規定による通知の前に、利益相反の有無等を確認するため必要 と認めた場合には、当該申告を行った役職員に対し、調査を行うことがある。
- 3 前項に定めるもののほか、マネジメント委員会は、第1項の規定により回避要請の通知を行った 役職員について、回避措置の実施状況等を確認するため必要と認めた場合には、当該役職員に対し、調査を行うことがある。
- 4 役職員は、第1項の規定により回避要請の通知を受けた場合には、原則としてこれに従わなけれ ばならない。

(不服申立て)

- 第32条 前条第1項の規定により回避要請の通知を受けた役職員は、その内容について不服がある 場合には、前条第4項の規定にかかわらず、不服審査委員会に対し、不服申立てを行うことがで きる。
- 2 不服審査委員会は、前項の不服申立ての内容を審査の上、その結果を当該役職員に対し通知す るとともに、その申立てが相当であると認めた場合には、マネジメント委員会に対しその旨を通 知する。
- 3 マネジメント委員会は、前項の規定により通知を受けた場合には、再審査を行い、その結果を 第1項の規定により不服申立てを行った役職員に対し、通知する。
- 4 役職員は、第2項の規定により不服審査委員会より通知があった場合又は前項の規定によりマネ ジメント委員会より通知があった場合には、これに従わなければならない。

(教育研修)

第33条 マネジメント委員会は、役職員に対し、利益相反について理解を深め、利益相反マネジメ

ントに関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

(外部からの指摘への対応)

第34条 第30条の規定により申告を行った役職員に関し、外部から利益相反の指摘があったときは、 総括責任者、全学実施責任者及び理事又は副学長のうちから総長が広報担当として指名する者(臨 床に係る利益相反の指摘があった場合には、臨床実施責任者を含む。)が、総長及び当該職員の所 属する部局の長(役員に係る指摘にあっては、総長)と対応を協議し、本学として必要な説明を行 う。

(個別相談)

第35条 役職員は、カウンセラーに対し、利益相反について個別に相談することができる。

(検証及び評価)

第36条 マネジメント委員会は、その活動内容についてアドバイザリーボードによる検証及び評価 を受けるものとする。

(秘密の保持)

第37条 本学における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、その業務により知り得 た一切の情報に係る秘密を他に漏えいし、又は提供してはならない。その業務に従事しなくなっ た後も同様とする。

第8章 雑則

(事務)

第38条 利益相反マネジメントに関する事務については、国立大学法人東北大学事務組織規程(平成 16年規第151号)の定めるところによる。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

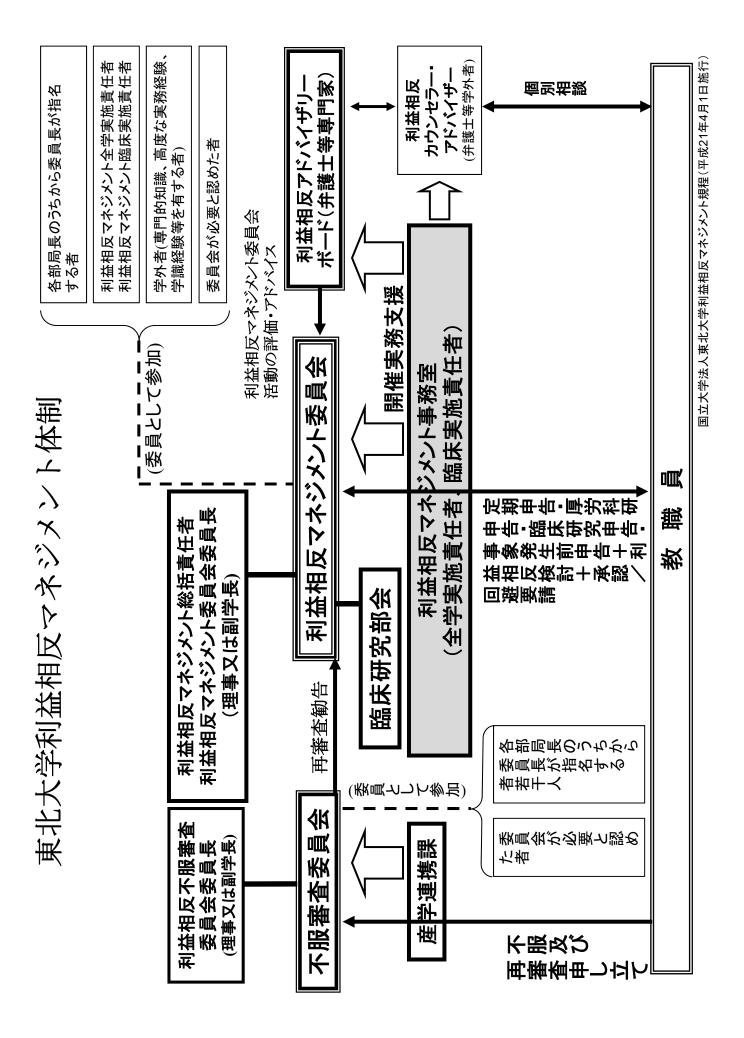
附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規第42号改正) この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月23日規第78号改正)

この規程は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第23条の規定は、平成25年4月1日から適用 する。



## 資料8

総 コ 利 平成 26 年 7 月 23 日

#### 平成26年度 利益相反定期自己申告対象者 各位

理事

利益相反マネジメント委員会委員長

植木俊哉

平成26年度 利益相反定期自己申告の実施について(依頼)

利益相反マネジメントの目的は、本学役職員が産学連携活動などの社会貢献を行うに あたり、その活動や成果に基づく利害関係が本学の教職員としての責務又は大学の中立 性を損なうことがないよう適正に管理することにあります。

この目的実現のため、本学の利益相反マネジメント制度を運営する上で、毎年1回の 定期自己申告を実施しております。ご存知のように平成21年4月1日より利益相反マ ネジメント規程(平成21年3月27日役員会承認)が施行され、対象となる役職員の方 には本申告書を必ず提出いただくことになっております。

本学では、常に社会が求める動きに対応した仕組みを構築するため、検討や実証を重 ねながら利益相反マネジメントの運営を続けております。本制度の目的をご理解いただ き、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

自己申告書等関係書類:別添 自己申告書提出期限:8月6日(水)まで 提出先:利益相反マネジメント事務室 (同封の返信用封筒にて厳封のうえ、直接送付願います)

- 1)お問い合わせ、ご質問等につきましては、下記までお願いいたします。
- 2) 昨年度の申告内容をご確認なさりたい場合は、下記へお問い合わせください。
- 3)利益相反マネジメント規程につきましては、利益相反マネジメント事務室 HP を ご参照ください。

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/regulation/download/coi.kitei.pdf

利益相反マネジメント事務室(片平キャンパス)
 e-mail: coi@bureau.tohoku.ac.jp
 TEL 022-217-4398 (内線 3401)
 FAX 022-217-6241

## 利益相反定期自己申告のお願い

東北大学は、教育、研究活動に加え、産学連携をはじめとした社会貢献を使命としています。産学連携を円滑 に行うためには、利益相反マネジメントが不可欠になります。利益相反マネジメントは、外部から利益相反が提起 されたとき役職員の皆様を守るための現状把握と啓発活動を第一の目的としております。

ご協力をよろしくお願い致します。

- 定期自己申告は、本学の役職員の皆様が、産学連携活動などの社会貢献を行うにあたり、 その活動や成果に基づく利害関係について、マスコミ等社会から利益相反の問題提起があった場合に、その役職員の方々を守り、本学の社会的信頼性を損なうことのないように、 本学が的確に説明責任を果たすことを目的として行われるものです(利益相反マネジメントポリシーに明記されております)。
- ② 定期自己申告書の1頁目では、申告者自身と一法人との間の(一定基準以上の)経済的利 害関係または産学連携活動等への該当の有無をお答えください。
- ③ 該当する法人がある場合、定期自己申告書の裏面へ、該当する法人名とその法人との経済 的利害関係または産学連携活動等の内容を具体的にご記入ください。ご申告いただくこと 自体が利益相反として問題になるわけではありません。本学の役職員としての活動に弊害 を与えるような事象が生じたときのみ、利益相反が問われます。利益相反マネジメントは その弊害の回避を目的としています。
- ④ 裏面にご記入の際、公的研究費との関係についても確認致します。該当がある場合は 所定の欄に必要事項をご記入ください。
- ⑤ 共同研究、受託研究、学術指導等の研究費、寄附金に関する情報(金額、実施期間等)について、来年度以降、貴殿の申告によらず、利益相反マネジメント事務室が、他の事務部門から直接、情報を得ることを検討しております。
- ⑥ 申告書には必ず自筆で署名をしてください。
- ⑦ 申告書の質問事項に関わらず、利益相反に係るご相談は、利益相反マネジメント事務室に お知らせください。
- ⑧研究発表に関しては、研究資金源の開示等について、学会等のルールに則り適正にご対応 いただくとともに、学内における事務手続きにご留意ください。
- ⑨ 申告いただいた内容については、利益相反マネジメント委員会で審査するとともに所属部局の長にお知らせしますので、ご了承願います。

※記入方法および用語の意味については、緑色の用紙「東北大学利益相反マネジメント定期自己申告書の 記入にあたって」をご参照ください。

※本学における利益相反マネジメント制度については、「国立大学法人東北大学利益相反マネジメント制度 について」をご参照ください。

> 東北大学 総務企画部 コンプライアンス推進課 利益相反マネジメント事務室 電話 217-4398(内線)91-3401 FAX 217-6241 E-mail coi@bureau.tohoku.ac.jp http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/

#### 東北大学 利益相反マネジメント定期自己申告書の記入にあたって

以下の注意事項と添付の記入例をご参照のうえ、利益相反定期自己申告書(以下、本申告書と する)および別紙(裏面)へ記入してください。

#### I. 基準、用語および申告対象期間について

- 1. 用語について
- (1) <u>産学連携活動</u>とは、共同研究、受託研究[治験を含む]、受託業務、学術指導、寄附金の受入、研究助成金の受入、受託研究員等の受入、兼業、物品・設備・システム購入および業務 委託、技術移転、法人等への学生の関与を意味します。
- (2) 法人等とは、営利法人(株式会社、LLP(有限責任事業組合)、LLC(合同会社)、有限会社)、 財団法人、社団法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO)などの非営利法人および法 人格を有しない団体を含みます。なお、中央省庁、独立行政法人、地方公共団体等の公的 機関は除きます。
- (3) 新株予約権とは、ストックオプションなどと呼ばれる、新株予約権、新株予約権付社債などの総称です。一定期間内にあらかじめ定められた価額(行使価格)で株式を取得できる権利です。
- (4)融資、保証とは、銀行などの金融機関からのものを除きます。
- (5)物品・設備・システム等購入および業務委託は、機器の修理、役務も含みます。また、職責 上、学内設備導入に携わる場合(設備導入に関する関係組織において、責任のある立場の 者、学内委員会委員(長)など)も対象となります。また、購入先と製造・販売元が異なる場合は、 製造・販売元の法人名もご記入ください。
- (6)無償で物品の提供を受ける、無償で物品を借用するとは、その物品の金額の多寡およびな んらかの契約・覚書の有無にかかわらず、無償で法人から提供を受けたり、借用した物品を 研究室にて使用する場合をいいます。なお、総額200万円以上に相当する場合にご申告くだ さい。但し、本学で規定された共同研究・受託研究契約等の研究契約に含まれるものは除き ます。
- (7)<u>無償で役務提供を受ける</u>とは、学会や検査、研究のときに人員を派遣していただく場合が考 えられます。総額200万円以上に相当する場合にご申告ください。なお、学会のうち企業との 共催によるもの、本学で規定された共同研究・受託研究契約等の研究契約に含まれるものは 除きます。
- (8)<u>親族</u>とは、民法で定める六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族とします。 例えば、本人および配偶者の父母、祖父母、おじ、おば、子、孫、おい、めい、また本人のい とこ等が該当します。ご質問がございましたら、利益相反マネジメント事務室へお問合せくださ い。
- 2. 申告対象期間について

本申告の申告対象期間は、本年度(平成26年4月1日~平成27年3月31日)とします。見込み を含め記載してください。 産学連携活動等の実施期間については、本学で行う各々の手続きで取り決める実施期間と 同じ期間をご記入ください。実施期間を過ぎ、その後も引続き手続きを行う場合は、「利益相反 事象発生前自己申告書(一般用)」を提出してください(事象発生前申告書は、利益相反マネジ メント事務室HPに掲載されています)。

#### Ⅱ. 申告書(裏面)への記入について

本申告書に該当のある方は、同申告書(裏面)に必要事項を記入してください。 以下は、申告対象となる代表的な事例です。別紙記入例と合わせてご確認ください。

## 1. <u>企業、非営利法人[特定非営利活動法人(NPO)、財団法人、社団法人、医療法人]の役員に</u> 従事

(1)報酬の有無に関わらず、役員に従事している場合が申告対象となります。 例えば、「特定非営利活動法人(NPO)の理事に就任しており、その兼業許可申請期間が 平成26年4月1日~平成27年3月31日、報酬は無報酬」の場合の申告書への記入は、I-B時 期・期間に〔**平成26年4月1日~平成27年3月31日**〕を、またI-C金額(内訳)には、**□無報酬**に チェックし、II法人との関わりでは、(**し**)と記載してください。

#### 2. <u>寄附金の受入れ</u>

- (1)研究室(分野、診療科等)で受入するものは、特に准教授など研究者の指定がない限り、全て 教授(研究代表者)が申告対象者となります。
- (2)年間200万円以上とは、寄附金の年間総額を指します。
- (3)1年間に2~3回に分割して受入する場合で、例えば、「平成26年4月21日:100万円受入、平成26年9月(予定):200万円受入」の場合の申告書への記入は、I-B時期・期間に〔平成26年4月21日、平成26年9月(予定)〕を、また、I-C金額(内訳)には、☑200万円以上500万円未満にチェックしてください。

#### 3. 共同研究、受託研究、受託業務(コンソーシアムを含む)、学術指導等の実施

- (1)研究担当者として契約書に氏名が記載されている教職員が申告対象者となります。
- (2)年間200万円以上とは、当該法人から受け入れる研究費の総額(間接経費、研究料、消費税、 すべてを含む)を指します。
- (3)複数年にまたがる場合で、例えば、「共同研究の契約期間が2年(平成26年10月1日~平成 28年9月30日)で研究経費が500万円」の場合の申告書への記入は、I-B時期・期間に〔平成 26年10月1日~平成28年9月30日〕を、また、I-C金額(内訳)には、☑500万円以上にチェッ クし、〔共同研究・2年間〕と記入してください。

#### 4. 無償で物品の提供を受ける、無償で物品を借用する、無償で役務提供を受ける

- (1)契約の有無にかかわらず、該当する場合は申告の対象となります(但し、本学で規定された 共同研究・受託研究契約等の研究契約に含まれるものは除きます)。
- (2)当該物品または提供を受ける役務の総額が200万円以上の場合を申告対象とします。

(3)例えば、「1,000万円相当の測定機器を研究室へ借用(契約有:借入期間は平成26年4月1日 から平成27年3月31日)」の場合の申告書への記入は、I-B時期・期間に〔平成26年4月1日~ 平成27年3月31日〕を、また、I-C金額(内訳)には、2500万円以上にチェックし、〔測定機器 を研究室へ借用中(契約有)〕と記入してください。また、添付資料として、<u>当該契約書等の写</u> <u>しも提出</u>してください。

#### Ⅲ. 提出について

1.提出方法について

記入後は、同封の返信用封筒にて厳封のうえ、利益相反マネジメント事務室宛に提出してくだ さい。

2.内容の照会及びヒアリングについて

提出後、必要に応じ利益相反マネジメント事務室より、内容の照会及びヒアリング等実施の連絡を差し上げる場合があります。利益相反のマネジメントを適正に行うためですので、ご協力くださいますようお願い致します。

3.申告書の使用について

役職員の皆様から提出されました本申告書の申告内容については、利益相反マネジメント委員会の審査結果とともに所属部局の長にお知らせしますので、ご了承願います。また、裁判所又は法令に基づく開示請求があり、本学として法令遵守の立場から拒否できない場合は、目的外使用となる場合が生じることをお含みおきください。

#### Ⅳ. 申告後のマネジメントについて

- 1.申告いただいた内容を確認し、利益相反マネジメント委員会でマネジメントを致します。
- 2.利益相反マネジメント委員会はその実施に関して、利益相反が推定(Appearance)や顕在 (Actual)にならないために一定の回避要請を行うことがあります(規程第31条)。
- 3.回避要請の通知を受けた場合には、原則としてこれに従っていただくことになります(規程第 31 条4項)。但し、その内容について不服がある場合は、利益相反不服審査委員会\*\*に対し、不 服申立てを行うことができます(規程第 32 条)。
- ※ 利益相反不服審査委員会事務局は、研究推進部産学連携課利益相反不服審査担当です。

#### Ⅴ. その他

- 1.臨床研究および治験を実施する際の利益相反マネジメントについては、別途申告方法がありま すので、詳しくは利益相反マネジメント事務室HPにてご確認ください。
- 2.厚生労働科学研究実施(予定)者への利益相反マネジメントについては、実施期間が別に設け てあります。実施(予定)者となる場合は、所属部局の担当事務にご連絡ください。研究代表者 のみならず、研究分担者も対象となりますので、ご注意ください。
- 3.NIH(National Institute of Health:米国国立衛生研究所)から研究助成を受ける場合、別途申告方法があります。同封の「利益相反マネジメント制度について」Q&AのQ7をご覧いただき、研究助成を受ける場合は、利益相反マネジメント事務室へご連絡ください。

# 国立大学法人東北大学利益相反マネジメント制度について

#### ◆利益相反マネジメント実施にあたって

東北大学では、産学官連携ポリシーにおいて、産学連携活動などの社会貢献を教育・研究に次ぐ第三 の使命と位置づけ、大学が組織としてこれを行うことを表明しています。

産学連携を推進する場合、大学の役職員が企業などと経済的利害関係を持ち、活動に対する報酬などの利益を得ることになります。産学連携はこれら企業などの利益の向上を通じて、社会の利益に貢献する活動であり、その成果の一部を対価として得ることに何ら問題は生じません。しかし、産学連携によって生み出される公共の利益より、これに関係する役職員の利益を優先させ、その結果として、当該役職員の活動が本来の責務である教育・研究の実施、さらには大学の中立性や信頼性に悪影響を与えた場合、役職員ご本人が、利益相反による弊害が生じたとして、社会的な指摘を受け、ひいては教育、研究活動にも支障をきたす可能性が懸念されます。

本学の利益相反マネジメントは、産学連携を行うにあたり、公益より私益を優先したのではないかという、 マスコミなどからの利益相反の指摘に対して、大学が社会への説明責任を果たし、役職員を守ることを本 旨として、実施致しております。そのために、経済的利害関係または産学連携活動等の関係をもつ法人等 (企業・団体など)の有無についてご申告いただき、利益相反マネジメント委員会で検討ののち、一定のご 対応をお取りいただくことを求めております。

#### 東北大学産学官連携ポリシー

東北大学は、建学以来、「研究第一主義」「門戸開放」「実学尊重」の理念を掲げ、世界トップレベルの研究・ 教育を創造してきました。また、研究成果は社会の直面する諸課題の解決に応えるとともに、社会の指導的人 材を育成することで、人類社会の平和と繁栄に貢献してきました。東北大学は100年の歴史の中で継承してき た知の蓄積と、次の100年に向けて、絶えざる研究・教育の創造を通じ、人類社会に貢献する「世界リーディン グ・ユニバーシティ」を目指しています。

また、東北大学は「世界と地域に開かれた大学」の方針の下、大学の人的・知的資源及び総合力と地域や国際社会との連携により、人類社会全体の発展に貢献します。その一つであります産学官連携は、教育・研究に次ぐ大学の第3の使命である社会貢献の中核を成し、知の成果の社会還元を果たす要素として重要であり、大学として、以下の産学官連携ポリシーに基づき、積極的に取り組みます。

- 1. 建学以来の「実学尊重」の伝統と実践を礎に、学術成果を広く社会に還元すべく、産業界への技術移転を 推進し、本学における教育と研究の社会的付加価値を高めます。
- 2. 国際的な産学官連携においては、技術移転や共同研究等に止まらず、世界をリードする技術革新を導く 研究を推進します。
- 3. 地域が抱える諸課題の解決に向けた持続的な産学官連携を進め、地域イノベーションの原動力となること を目指し、我が国の経済・社会の発展に貢献します。
- 大学に産学官連携を推進するための組織をおき、学内リソースの結集と国内外関係機関との連携により、 国際的な視点に立って産学官連携活動を進めます。
- 5. 産学官連携を推進するにあたり、透明性を確保し、国内外の法令や国際間の条約等を遵守するなどの社 会的説明責任を果たすことを基本とします。

#### ◆東北大学利益相反マネジメントポリシー

東北大学では、産学官連携ポリシーを受け、利益相反マネジメントポリシーを作成、承認致しました。 このポリシーに従って、利益相反のマネジメントを実施して参ります。

#### 東北大学 利益相反マネジメントポリシー

東北大学は、産学官連携ポリシーに基づき、知の成果を積極的に社会に還元し、人類社 会の福祉と発展に寄与する社会貢献を、教育、研究に次ぐ第三の使命としています。

教職員が学外の団体や企業と連携・協力して社会貢献を行う場合には、その活動や成果 に関して個人的利益と、公共の利益や大学の利益とのかかわりが深くなります。東北大学 が、組織としての社会的信頼を得て、教職員の産学連携活動を推進するためには、産学 連携活動に伴う個人的利益が、大学職員としての本来の責務や公共の利益を損なうことの ないよう、利益相反を的確にマネジメントする必要があります。

そのために、東北大学は、

- 1. 透明性の高い産学連携活動を維持し、公共の利益を生み出す社会貢献をめざします。
- 2. 産学連携において、教職員が得る個人的利益を、職員としての本来の責務や連携活動の 公益性等に対して優先することがないよう、利益相反マネジメント制度を構築し、その適 用のもとに社会貢献を行います。
- 的確な利益相反マネジメントを行うため、教職員に対して産学連携に関する必要な情報の 開示を求め、必要な場合には利益相反回避のための措置をとることを求めます。この過程 で収集された個人情報は、法律に基づき適正に管理し、教職員のプライバシーの保護、 守秘義務の徹底を図ります。
- 4. 利益相反マネジメントに従って産学連携活動を行う教職員に対して社会から疑義が提起 された場合には、大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たします。
- 5. 教職員が利益相反の可能性を常に意識し、適正な産学連携に努めることができるよう、 利益相反に関する啓発活動を積極的に行います。

#### ◆本学における利益相反マネジメントについて

上記ポリシーに基づいて、本学では、役職員の皆様から、毎年 1 回定期的に自己申告(=定期自己申告)をいただいております。この自己申告にもとづき、産学連携を行う際にご注意頂きたい点やご修正頂きたい点をお示しして、アピアランス(=推定的利益相反)にも対応できるルールを定めております。もし、アピアランスが指摘された場合、本学は、このルールに従って産学連携活動を実施されている役職員の皆様方の活動の正当性をマスコミなどに説明し、役職員の皆様方をお守りするという制度になっております。

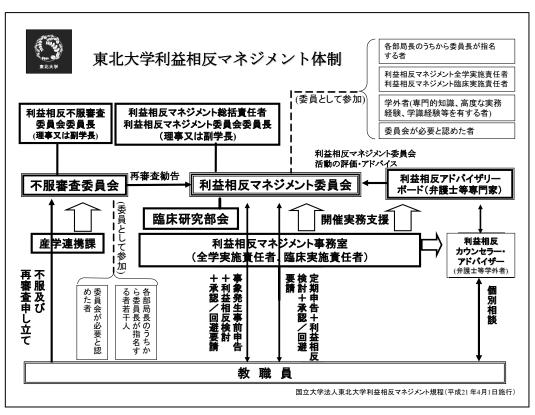
残念ながら、利益相反という言葉の響きや私益の開示を求めるため、この定期自己申告自体が何か不正 を大学に届け出るかのごとき誤解を生じさせているのではないか、と懸念いたしております。しかし、本学で は兼業報酬に上限を設けてはおりますが、産学連携による正当な対価の取得は一切禁じておりません。そ れどころか、産学官連携ポリシーにおいて、産学連携活動を「第3の使命」と位置付けております。この「第 3の使命」という観点からすれば、定期自己申告は、産学連携に対する取り組みの成果を示す実績でもあり、 誇るべきことだと言えます。

役職員の皆様におかれましては、本学の利益相反マネジメントの趣旨をご理解いただき、積極的に定期

自己申告をご提出賜りたいと思っております。役職員の皆様方のご協力のほど、宜しくお願い申し上げま す。なお、本件につきまして、ご質問やご意見などがございましたら、利益相反マネジメント事務室までお 寄せ下さい。

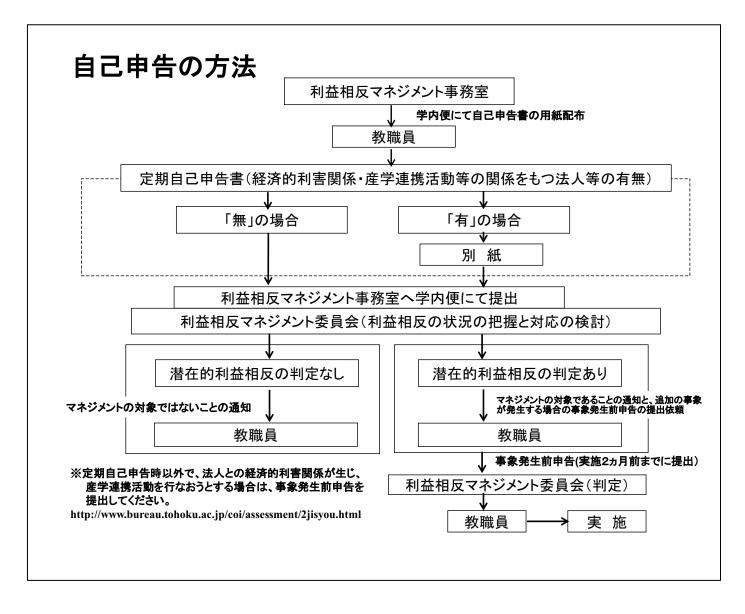
## ◆マネジメント実施の方法

- 1. 定期自己申告: 役職員に対し、経済的利害関係または産学連携活動等の関係をもつ法人等の有 無について一定の時期に自己申告書を提出していただきます。
- 2. 事象発生前申告:①定期自己申告での申告内容に変更がある場合、または②新たに法人等に対し、経済的利害関係を有する、または産学連携活動等の関係を有する場合は、実施2ヵ月前までに申告をしていただきます。(事象発生前申告書の実施概要、申告書様式等は、 http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/assessment/download/2.jisyo.doc に掲載されています)
- 上記1.2.について、利益相反マネジメント委員会は、利益相反による弊害の可能性を調査し、 一定の判断を下したうえで、当該産学連携活動について、承認または回避措置を要請します。役職員 には、この結果について必ず従っていただくことになります。
- 利益相反マネジメント委員会の要請に不服がある場合、役職員は、利益相反不服審査委員会に不 服申立てを行うことができます。利益相反不服審査委員会が、申立てを相当であると認めた場合には、 利益相反マネジメント委員会に対し、その旨通知し、利益相反マネジメント委員会は、再審査を行うこ ととなります。
- 5. 役職員は、利益相反不服審査委員会からの通知又は利益相反マネジメント委員会からの審査の結果に必ず従っていただくことになります。
- 6. 臨床研究を実施する際の利益相反マネジメントについては、別途申告方法がありますので、次の URL をご確認ください。<u>http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/assessment/3rinsyou.html</u>
- 7. 厚生労働科学研究実施(予定)者への利益相反マネジメントについては、実施期間が別に設けてあります。実施(予定)者となる場合は、所属部局の担当事務にご連絡ください。研究代表者のみならず、研究分担者も対象となりますので、ご注意ください。



## ◆定期自己申告の方法について

- 1. 利益相反マネジメント事務室より役職員に定期自己申告書を送付する。
- 2. 役職員は、記入方法に従って記入し、期日までに利益相反マネジメント事務室へ学内便で返送する。



## ◆利益相反マネジメントの実績について

- 1. 利益相反マネジメント規程化(平成21年4月1日施行)
- 2. 厚生労働科学研究費における利益相反マネジメントの義務化(平成 22 年度実施分から)
- 3. 臨床研究の利益相反マネジメントの実施(平成18年度から)
- 4. 平成25年度の定期自己申告の実施結果
   対象者数:3,246名、提出者数3,213名、提出率99.0%(平成26年3月末)

#### ◆利益相反マネジメントの必要性について -事例より-

#### **KYOTO HEART Study**

製薬会社ノバルティスファーマの高血圧治療薬ディオバン(一般名バルサルタン)の臨床研究 「KYOTO HEART Study」について、2012 年末より京都府立医科大学の元教授(2013 年 2 月末退職) の論文がデータの不備を理由に日欧の学会誌から相次いで撤回されました。ディオバンについては、京 都府立医大を中心とした臨床研究において、血圧を下げるのみではなく、脳卒中や狭心症などのリスク が減るという結果が示され、製造販売元のノバルティスファーマは、その結果を医師向けの宣伝に用い ていました。また、本研究の統括責任者であった元教授の講座には、ノバルティスファーマより4年間 で1億円超の寄附金の受入れがありましたが、論文では、そのことについての開示はありませんでした。 さらに、KYOTO HEART Study には、ノバルティスファーマの社員(当時)が関わっていましたが、 論文には、名前が公表されていなかったり、非常勤講師であった大阪市立大学の所属として記載されて いました。本事例では、研究発表に際して研究の資金源、産学連携の状況についての適切な開示がなか ったこと、さらに、研究結果の信頼性について指摘されています。

#### 日本製薬工業協会「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づく情報公開

米国医療保険改革法サンシャイン条項の影響をうけ、日本製薬工業協会(以下、「製薬協」とする) において「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」が作成され、製薬協会員企業が医療機 関等に対して行った資金提供の情報が、各会員企業の HP 等で 2013 年度(2012 年度分)から公開開始と なりました。公開項目は、寄附金の受入れ等を対象とした学術研究助成費について所属機関名、教室名、 件数及びその金額、また、講師謝金等を対象とした原稿執筆料等については、所属機関名と氏名(原稿 執筆料等の具体的な個別の金額は今年度以降公表の予定となっています。)等々がガイドラインに挙げ られております。また、本学が情報公開を承諾している日本医療機器産業連合会、日本臨床検査薬協会 及び日本血液製剤協会の会員企業からも、同内容のガイドラインによる情報公開が今年度より予定され ており、今後、他の研究分野へも波及する可能性があります。

#### タミフル事件

厚労科研費の応募条件として、研究者が所属する機関に対し利益相反マネジメント制度の実施を求め る契機となったタミフル事件では、その発売元である中外製薬からタミフルの副作用を検討する委員で ある大学の研究者に寄附金が提供されていたため、副作用の可能性を指摘しなかったのではないか、と いう疑惑が指摘されました。

#### ゲルシンガー事件

アメリカでは、1999年、ペンシルベニア大学のヒト遺伝子治療研究所のJ・ウィルソン所長が行った 臨床研究において、被験者であるJ・ゲルシンガー(当時18歳)が亡くなるという事件が起きました。 ゲルシンガー事件とよばれたこの臨床研究においては、ウィルソン所長が設立したベンチャー企業 Genovo 社によって研究資金が提供され、その研究成果を商業する権利も Genovo 社に与えられていた ことから、ウィルソン所長は、Genovo 社の成長、すなわち保有株式の価値増大のため、危険性を知り ながら臨床研究を強行したとして、顕在的利益相反が問われただけでなく、これを回避できなかったペ ンシルベニア大学に対しても、連邦政府研究費のストップや1,000 万ドルともいわれる損害賠償支払い を命ずる判決が下されました。アメリカの大学が本格的に利益相反マネジメントを行うようになったの はこのゲルシンガー事件からだとも言われておりますし、ベンチャー企業に対して厳しい対応がなされ

たのもこの事件が契機だったと看做されています。

#### 利益相反マネジメントの必要性

ベンチャー企業が発行する未公開株式の保有、一定金額以上の寄附金の受入れ、その他の一定額以上 の報酬(=Significant Financial Interests といわれます)を取得する場合、当該企業などとの経済的 利害関係(=私益)が生じたとみなされます。もちろん、私益が生じること自体が悪い訳ではありませ んが、経済的利害関係のある企業などとの産学連携活動において、当該企業を無意識のうちに優遇した り(=バイアスといわれます)、特別扱いしたり、不利な研究成果の発表を控えるといった事態が生じ ること(=公益の毀損)は許されません。このように、経済的利害関係(=私益)を持つ企業などとの 産学連携活動において、公益の毀損を避けるための大学の活動が利益相反マネジメントです。

#### アピアランスに対する大学の説明責任

利益相反マネジメントの難しさは、公益が毀損されたと推定され、実際には毀損されていないにもか かわらず、マスコミなどから公益が毀損されたとの指摘を受ける点にあります。これはアピアランス(= 「推定的利益相反」)と呼ばれています。この対応こそ、利益相反マネジメントのポイントだと言えま す。この対応には、役職員の皆様から、経済的利害関係または産学連携活動等の関係をもつ法人等(企業・ 団体など)の有無について開示して頂き、大学としてその活動の正当性を検討・承認、場合によっては一 部について修正をお願いすることが不可欠になります。このルールに従っていただいている限りにおい て、マスコミなどからアピアランスの指摘があった場合には、大学が説明責任を負い、役職員の皆様を 守るというのが利益相反マネジメントの目標です。

#### 利益相反のマネジメントに関する Q&A

#### Q1. なぜ利益相反マネジメントを実施するのですか?

A1. 産学連携をはじめとした社会活動を行う場合、大学の役職員は学外の企業などと経済的利害関係を持ち、 活動に対する報酬などの利益を得ることになります。これらの活動は、企業などの利益の向上を通じて、社会の 利益に貢献するものであり、その成果の一部を対価として得ることに何ら問題は生じません。しかし、これらの活 動により生み出される公益よりも、関係する役職員の私益を優先させ、その結果として、当該役職員の活動が教 育・研究の実施、もしくは大学の中立性や信頼性に悪影響を与えた場合、利益相反による弊害が生じたとして、 社会的な指摘を受けかねません。このような利益相反の状態によって産学連携が停滞することなく、役職員が安 心してこれに取り組むことができるよう、東北大学では利益相反マネジメントを実施します。

#### Q2. 申告をしない場合は、どのようになりますか?

A2. 平成21年4月より、利益相反マネジメント規程が施行されたことにより、自己申告対象者は、自己申告や利益相反マネジメント委員会からの要請にご対応いただくことが義務となりました。従って定期、事象発生前、臨床研究および厚生労働科学研究の各自己申告書の提出は不可欠です。また、申告されない役職員または利益相反マネジメント委員会の要請に応じなかった役職員に対し、その産学連携活動について社会から利益相反ではないかという疑義が提起された場合、東北大学は、当該役職員の利益相反についての説明責任を果たすことができないだけでなく、適切な対応がなされなかった事実を公表せざるを得ず、さらに厳しい社会的批判を受けることになりかねません。この点を踏まえ、産学連携に関与する本学の役職員の皆様には、定期、事象発生前、臨床研究および厚生労働科学研究の各自己申告書の提出を強くお願いしております。なお、利益相反マネジメント委員会の判定や要請に同意できない場合は、利益相反不服審査委員会に申し立てることができます。

#### Q3. 定期自己申告後はどういった対応になりますか?

A3. 学内便の親展扱いにて利益相反マネジメント事務室へ定期自己申告書を提出いただいた後、利益相反マネジメント事務室で開封し、役職員の利益相反の状況を整理します。定期自己申告書の1頁目の質問に該当があり、裏面に必要事項が記載されている場合、利益相反マネジメント委員会においてその状況について対応方法の検討をし、必要に応じて当該役職員に利益相反の回避などの要請を行います。この要請に従って産学連携など社会活動を行う役職員に対し社会から疑義が提起された場合には、大学が当該役職員の利益相反についての説明責任を果たします。

また、ご提出いただいた申告書は個人情報として法律に基づき適正に管理致します。

#### Q4. 利益相反マネジメントの結果に対して、どのような対応をとることになりますか?

A4. 利益相反マネジメント委員会の審議の結果、承認又は回避要請等の通知をお送り致します。役職員には、 この結果に必ず従っていただくことになります。ただし、回避要請等の内容について不服がある場合には、利益 相反不服審査委員会に対し、不服申立てを行うことができます。利益相反不服審査委員会が申立てを相当で あると認めた場合には、利益相反マネジメント委員会に対し、その旨を通知し、利益相反マネジメント委員会は、 再審査を行うこととなります。当該役職員は、利益相反不服審査委員会からの通知、又は利益相反マネジメント 委員会からの再審査の結果に必ず従っていただくことになります。

#### Q5. 定期自己申告後に新規で産学連携を行う場合にも申告は必要ですか?

A5. 定期自己申告で潜在的利益相反との判定をうけた役職員が、その後新たに申告の対象法人等と産学連携を実施する場合は、実施の2ヶ月前までに「利益相反事象発生前申告書(一般)」の提出して下さい。また、定期自己申告時には、経済的利害関係または産学連携活動等の関係をもつ法人等が「無」であり、利益相反マネジメントの対象者に該当しない役職員の方が、その後新たに該当する場合も、その実施の2ヶ月前までに提出をお願いしております。

## Q6. 定期自己申告の内容に変更が生じたときは、利益相反マネジメント委員会へ届け出る必要 がありますか?

A6. 役職員の利益相反マネジメントについて、本学が的確な説明責任を果たすには、常に最新の情報をもとに マネジメントすることが不可欠と考えます。従いまして、ご提出頂いた自己申告書の内容に変更が生じる場合に は、速やかに「利益相反事象発生前自己申告書(一般)」をご提出ください。

#### Q7. NIH から研究助成を得ている場合の、利益相反マネジメントについて教えてください。

A7. 米国では、2012 年 8 月 24 日に利益相反に関する新たな法律(最終規定)が施行され、施行日以降に米 国保健福祉省(HHS)の下部組織である米国公衆衛生局(PHS)に属する NIH(National Institute of Health:米国国立衛生研究所)から研究助成を得る場合は、最終規定に準拠した利益相反マネジメントを行うこ とが大学等研究機関に対し義務付けられました。最終規定は 1995 年制定された利益相反に関する法律の内 容を基本的に引き継ぎつつ、利益相反マネジメントの実施主体が明確に大学等組織となっております。その他 の特徴として、1法人からの兼業等による収入の申告基準は5,000ドル以上、企業がスポンサーとなる出張が申 告対象となっていることが挙げられます。さらに、研究分担者も最終規定に従った利益相反マネジメントを受ける ことが求められています。また、最終規定は 2012 年の施行日以降に採択されたグラントが対象とされています が、それ以前から実施のグラントであっても施行日以降に研究者が所属機関を異動した場合は、最終規定が適 用されます。本学では、最終規定に準拠したマネジメントを実施しており、NIH 研究分担者用の申告書を提出 いただくことになっております。

申告いただいた内容については、利益相反マネジメント委員会で審査するとともに所属部局の長にお知らせしますので、ご了承願います	<del>م</del> 。
昨年度の申告内容をご確認なさりたい場合は、利益相反マネジメント事務室へお問い合わせください。 本申告書の提出は必須となります。該当する箇所へ記入の上、利益相反マネジメント事務室へお送りください。	所属
	氏名
№ 平成26年度 東北大学 利益相反定期自己申告書	職員番号
※記入方法および用語の意味は、別添"東北大学利益相反マネジメント定期自己申告書の記入にあたって"をご参照ください。 ※下記①~⑪について、注釈の付されている場合は、脚注をご確認ください。	四紙(裏面)(こ
下記①~①の経済的利害関係・産学連携活動等の関係をもつ法人等(企業・団体など)の 有無についてご申告ください。[申告対象期間:平成26年度(見込みを含む)] (提出後に申告内容に変更が生じる場合は、すみやかに利益相反マネジメント委員会へご連絡ください。)	<ul> <li>□ 有</li> <li>① ~ ① の関係のある</li> <li>法人名等を記載し、</li> <li>I - AIC該当</li> <li>+ 2 * 5 ± 5 ± 5 ± 5 ± 5 ± 5 ± 5 ± 5 ± 5 ± 5</li></ul>
<ul> <li>①未公開株の保有[1株以上(但し、株式公開後1年以内も含む)]、LLC、LLP、有限会社等への出資</li> <li>②公開株の保有[発行済み株の5%以上の保有]</li> <li>③新株予約権の保有[未行使]</li> <li>④融資、保証の提供を受ける[銀行などの金融機関以外]</li> <li>⑤年間100万円以上の収入<sup>1</sup>[一法人から受ける収入の総額]</li> </ul>	。 の ままで ご 記入の うえ、 1-B以下について ご 中告ください。
⑥知的財産権[特許、著作権等の移転] 2℃よる年間200万円以上のロイヤリティ収入[個人への分配分と研究室への分配分の合計額] ⑦企業、非営利法人[特定非営利活動法人(NPO)、財団法人、社団法人、医療法人等]の役員に従事	
⑧年間200万円以上3)の寄附金の受入4)  ⑨年間200万円以上3)の研究助成金の受入4) ⑩年間200万円以上3)の共同研究、受託研究[治験を含む]、受託業務[コンソーシアムを含む]、学術指導のそれぞれ契約に 基づく活動の実施4)  ⑪無償で物品の提供を受ける、無償で物品を借用する、または、無償で役務提供を受ける[総額200万円以上に	<ul> <li>※ J</li> <li>下欄に自筆署名後、</li> <li>ご提出ください</li> </ul>
相当する場合で、契約・覚書等の有無を問わない(但し、本学で規定された共同研究・受託研究等の研究契約に含まれる場合は除く)]	
●中間300ヵ円を超える物品・設備・システム等購入および業券委託L教育研究のはか、仕様束定や機種選定、 字内管理連宮の職責上、物品等導入に携わる場合も 対象。また、機器の修理等、役務も含む。]の ● ● 共同研究講座・共同研究部門教職員 ● ● その他①〜 ● 以外の、経済的利害関係がある、または、産学連携活動に類似した活動を実施している	、上、物品等導入に携わる場合も
1) 兼業報酬、株式の売却・配当などを対象とします。また、国内における中央省庁、独立行政法人、地方公共団体からの収入、学校からの収入および医療機関等からの医療行為に 関するい λ け会みません	収入および医療機関等からの医療行為に
周チョンベンはロジャーン。 2)TLOを介している場合は、実際に技術が移転された企業との関係をご記入ください。また、その際は、TLOを介している旨ご記入ください。 3)当該法人から受入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税、全てを含みます。	
4) 国内がいひょいりいん感謝がらの文い入れいよさがまとか。 5) 法人等との産学連携活動に誓約書をとって学生を参加させる場合、また、誓約書がない場合でも申告者が関係する法人等へ学生を参加させる場合は、ご記入ください。 6) 年間300万円には、小額の積み上げも含みます。職責上とは、物品購入等にあたって、決定権のある立場、また、決定のために設置された学内委員会の委員(長)をいいます	
<u>ににさまれり、何らかの金銭的価値をもつとおわれる症供がめつけ</u> <i>ここ</i> です	<u> </u>
共同研究、受託研究、学術指導等の研究費、寄附金に関する情報(金額、実施期間等)については、来年度以降、貴殿の申告によらず、利益相反マネジメント事務室が、 他の事務部門から直接、情報を得ることを検討しております。	らず、利益相反マネジメント事務室が、
上記および別紙の申告に相違ありません。 平成 年 月 日 職名 氏	(自筆にて署名)
-1-	

別	紙	平成26年度	東北大学 利	益相反定期自己申告書	申告対象期	間:平成26年,	申告対象期間:平成26年度(見込みを含む)
	法人等名		I 経済的利害関係および産学ば) (下欄を参照)	および産学連携活動等の関係 F欄を参照)	日米人またの	田公的研! (下欄	皿公的研究費との関係 (下欄を参照)
,,	名称は省略せるに記載してくだるい	I -A	I –B	I - C	調わり	H−1	Ш-В
<b>株</b>	(株式会社、有限責任事業組合、特定非営利 活動法人等具体的にご記入ください)	経済的 利害関係・ 産学連携 活動等の関係	時期・期間	金額(内訳)	(下欄を 参照) )	研究費の 提供元	金額
-				<ul> <li>□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満</li> <li>□200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有</li> <li>[</li> </ul>			□200万円未述 □200万円以上 500万円未述 □500万円以上
N				<ul> <li>□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満</li> <li>□200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有</li> <li>[</li> </ul>			□200万円未述 □200万円以上 500万円未述 □500万円以上
т				<ul> <li>□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満</li> <li>□200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有</li> <li>[</li> </ul>			口200万円未述 口200万円以上 500万円未述 口500万円以上
604				<ul> <li>□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満</li> <li>□200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有</li> <li>[</li> </ul>			□200万円未述 □200万円以上 500万円未述 □500万円以上
ъ				<ul> <li>□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満</li> <li>□200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有</li> <li>[</li> </ul>			□200万円未述 □200万円以上 500万円未述 □500万円以上
Q				<ul> <li>□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満</li> <li>□200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有</li> <li>〔</li> </ul>			口200万円未満 口200万円以上 500万円未述 口500万円以上
2				<ul> <li>□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満</li> <li>□200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有</li> <li>[</li> </ul>			口200万円未述 口200万円以上 500万円未述 1500万円以上
ω				口無報酬 口100万円未満 口100万円よ満 口200万円以上500万円未満 口500万円以上 口株保有 【			□200万円未満 □200万円以上 500万円未満 □500万円以上
თ				口無報酬 口100万円未満 口100万円以上200万円未満 口200万円以上500万円未満 口500万円以上 口株保有 [			口200万円未述 口200万円以上 500万円未述 口500万円以上
		•		- 2 -			

10			□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 [		□200万円未崩 □200万円以上 500万円未崩 □500万円以上
11			口無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 〔		□200万円未満 □200万円以上 500万円未満 □500万円以上
12			□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 〔		□200万円未満 □200万円以上 500万円未満 □500万円以上
13			口無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 〔		□200万円未満 □200万円以上 500万円未満 □500万円以上
14			口無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 〔		□200万円未満 □200万円以上 500万円未満 □500万円以上
<b>15</b>			口無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 〔		□200万円未満 □200万円以上 500万円未満 □500万円以上
「	1 経済的利害関係および産学連携活動等の関係 1-A:表ページに記載の法人との関係について該当する①~①の番号をご記入ください。 1-A:表ページに記載の法人との関係について、該当する①~①の番号をご記入ください。 1-A:表ページに記載の法人との関係について、該当する①~①の番号をご記入ください。 1-B: 1-Aでご記入の事項について、その取得、服育・保証、各提供を受けた時期、収入を得た時期および産学連携活置 1-C:その金額の該当する箇所に / を付してください。また、その内容を以下を参考にして()にご記入ください。 1-C:その金額の該当する箇所に / を付してください。また、その内容を以下を参考にして()にご記入ください。 1-C:その金額の該当する箇所に / を付してください。また、その内容を以下を参考にして()にご記入ください。 1-Aで⑤・②非た場合は、1-Bにお得通問: 1-Cには、報酬額の該当する箇所に / を付し、その内容を記入 1-Aで⑥・③または⑩を選択した場合は、1-Bに応用・期間、1-Cには、報酬額の該当する箇所に / を付し、その内容を記入 1-Aで⑥、③または⑩を選択した場合は、1-Bに時期・期間、1-Cには、報酬額の該当する箇所に / を付し、その内容を記入 1-Aで⑥、③または⑩を選択した場合は、1-Bに時期・期間、1-Cによ、報酬額の該当する箇所に / を付し、その内容を記入 2の内容を記入してだたさい。⇒記入例 1-C 囚500万円以上 (共同研究・2年間) 1-Aで⑥、③または⑪を選択した場合は、1-Bに時期・期間、1-Cによ、報酬額の該当する箇所に / を付し、その内容を記入 2の内容を記入してだたさい。⇒記入例 1-C 囚500万円以上 (共同研究・2年間) 1-Aで⑥、③または⑪を選択した場合は、1-Bに時期・期間、1-Cにその研究費の総額(間接経費、研究料、消費税、全) 2の内容を記入してだたさい。⇒記入例 1-C 囚500万円以上 (共同研究・2年間) 法人等との関わりについて以下の(か)、1-500万円以上 (1-500万円以上 (1-500万円以上 (2-5000万円以上 (2-50000万円以上 (2-5000万円以上 (2-5000500万円以上 (2-5000万円以上 (2-5000万円以上 (2-5000500000000000000000000000000000000	<ol> <li>①~①の番号をご記入くださ 記、各提供を受けた時期、山 た、その内容を以下を参考に た、その内容を以下を参考に 日こその取得日、1-Cに保有 株×@5万円)、全発行済株数 構 ×@5万円)、全発行済株数 講論料」</li> <li>1-Cには、報酬額の該当 講演料」</li> <li>1-Cには、報酬額の該当 調問、1-Cには、報酬額の該当 調問、1-Cにたの研究費の給 調問、1-Cにたの研究費の給 書のにたいしてください。</li> <li>7500万円以上「共同研究・2: 「1-Cにその研究費の給 書店社」</li> <li>(こ)無限責任社 場合記入してください。</li> <li>(5) 社長・会長に就任 場合記入してください。</li> <li>(5) 経済(NEDの等の展 (b) 経済産業省(NEDの等の展 てください)</li> <li>(e) その他(具体 てください)</li> </ol>	1 経済的利害関係および産学連携活動等の関係 1.4:表ページに記載の法人との関係について花当する①~0の番号をご記入ださい。 1.4:えページに記載の法人との関係について花当する①~0の番号をご記入ださい。 1.4:1、4でご記人の事業について花当する①~0の番号をご記入ださい。 1.4:1、4でご記人の事業について花当する①~0の番号をご記入ださい。 1.4:1、4でご記人の事業に、1.4にに、 1.4:1、4でご記人の事業に、4、第6、第6、第0内容を起いてを考考にして「二にご記入ださい。 1.4:1、4、第5、第6、第6、第6、第6、第6、第6、第0内容を記入し、株価は取得原価を記入してださい。 1.4:1、4、第5、第1、1.4:1、1.4:1、第1、1.4:1、第1、1.4:1、1.4:1、第1、1.4:1	画の記入議を 、谷事期間を置い。 、本書期間を開いた。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	を記入してください。 を記入してください。 ら」を付し、 (せ) 親族が役員 記入ください。
			- 3 -		

Ŕ	法人等名をおける略せずに		I 経済的利害関係お (下	孫および産学連携活動等の関係 (下欄を参照)	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	田公的研 (下桐	亜公的研究費との関係 (下欄を参照)
		I ーA 経済的 利害関係・ 産学連携 活動等の関係	I —B 時期・期間	I —C 金 額(内訳)	調わって、主義を選び	Ⅱ-A 研究費の 提供元	田一日 金 額
16				<ul> <li>□無報酬</li> <li>□100万円未満</li> <li>□100万円よ満</li> <li>□200万円以上500万円未満</li> <li>□4保有</li> </ul>			□200万円未述 □200万円以上 500万円未述 □500万円以上
17				□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 〔			口200万円未満 口200万円以上 500万円未満 口500万円以上
8 6				□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 〔			口200万円未満 口200万円以上 500万円未満 口500万円以上
2 6				□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 〔			口200万円未満 口200万円以上 500万円未満 口500万円以上
20				□無報酬 □100万円未満 □100万円以上200万円未満 □200万円以上500万円未満 □500万円以上 □株保有 〔			口200万円未満 口200万円以上 500万円未満 口500万円以上
21				口無報酬 口100万円未満 口100万円以上200万円未満 口200万円以上500万円未満 口500万円以上 口株保有 [			口200万円未満 口200万円以上 500万円未満 口500万円以上
22				口無報酬 口100万円未満 口100万円以上200万円未満 口200万円以上500万円未満 口500万円以上 口株保有 [			口200万円未満 口200万円以上 500万円未満 口500万円以上
23				口無報酬 口100万円未満 口100万円以上200万円未満 口200万円以上500万円未満 口500万円以上 口株保有 〔			口200万円未満 口200万円以上 500万円未満 口500万円以上

July 23, 2014

To those who are required to submit the Regular Disclosure on Conflict of Interest for FY 2014

> Toshiya Ueki Executive Vice President Chairperson for COI Management Committee

#### Regular Disclosure on Conflict of Interest for FY 2014

Conflict of interest (COI) management is undertaken to ensure that the interests arising from academia-industry collaborations and/or other social contribution activities by directors, faculties and staff members will be appropriately managed, so that such interests will not cause any inconvenience to the fulfillment of the duties of the university personnel or the neutrality of the university.

In order to achieve this objective, the Tohoku University (here in after referred to as the University) has begun operation of a COI management system, under which COI disclosure will be conducted once a year. As you know, COI Management Rules (approved by the Board of Directors on March 27, 2009) were enforced on April 1 2009. These rules have required all directors, faculties and staff members to whom they apply to submit this disclosure document (submission is now mandatory).

The University has been engaged in COI management based upon continuous investigations and requirements verifications, aiming to improve a management system that can always respond to the changing of society. We have agreed to make this amendment, in order to allow the system to work even more effectively.

We ask directors, faculties and staff members engaged in academia-industry collaborations and other social contribution activities to understand the objective of this COI management system and to cooperate in its implementation.

#### Notes

COI disclosure documents to be submitted: As per the attached

To be submitted by: August 6 (Wednesday)

To be addressed to: Office for COI Management (Please use the attached return mail envelope and send directly to the Office)

1) Please direct all inquiries to the office below.

- 2) Contact the office below to confirm the contents of your disclosure for the previous fiscal year.
- 3) For the COI Management Rules, please see our Web site.

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/regulation/download/coi.kitei.pdf (Japanese version only)

Office for COI Management (Katahira Campus) E-mail: coi@bureau.tohoku.ac.jp TEL 022-217-4398 (EXT 3401) FAX 022-217-6241

#### FY2014

## **Request for Regular COI Disclosure**

In addition to its educational and research activities, Tohoku University (the University) has implemented academia-industry collaborations to contribute to society. COI management is essential for academia-industry collaboration without any misconduct. The primary purposes of COI management is to ascertain the status of such collaboration in order to protect all directors, faculties and staff members from alleged COI misconduct by any outside party, and to raise the awareness of COI issues among them. Your kind cooperation in this regard will be highly appreciated.

- (1) Regular COI Disclosure is designed to protect directors, faculties and staff members in the event of allegations made by the media and/or other external parties of conflict of interest arising from academia-industry collaborations and/or other social contribution activities and to allow the University to fulfill its accountability without losing its reputation .(Clearly stated in the Conflict of Interest Management Policy of the University)
- (2) Please answer on the first page of Regular COI Disclosure whether or not you have significant financial interests, academia-industry collaborations, and/or other relations with each corporation.
- (3) On the reverse side of the Regular COI Disclosure Form, please list the names of the relevant corporations, if any, and describe concretely your financial interests and academia-industry collaboration activities, etc. with those corporations. The submission of the form itself does not constitute a problem as conflict of interest. The relationships only come into question as conflicts of interest in the event that they adversely affect your activities as a University member. The purpose of COI management is to avoid such negative outcomes.
- (4) You are requested to disclose information on public research subsidies you have received, if any, on the reverse side of the form. Please offer relevant information in the designated spaces.
- (5) Obtaining information on funds and donations for joint research, commissioned research, academic consulting, and so forth (amounts, periods, etc.) is currently examined directly from other clerical divisions, regardless of your disclosure, in and after the next fiscal year.
- (6) Please put your signature on the disclosure form.
- (7) Please contact the Office for Conflict of Interest Management for any questions and consultations on COI that may or may not be covered in the disclosure.
- (8) When you publish your research work, please take appropriate steps in compliance with the rules of the relevant academic society or other organizations, following the administrative procedures of the University.
- (9) Please note that the contents of your disclosure will be examined by the Conflict of Interest Management Committee and informed to the head of your department.
- \* Please see the green "Instructions for Completing The Tohoku University COI Management Regular Disclosure Form" papers for further information on completing the Disclosure Form and on the meaning of terms used therein.
- X Please see the "Tohoku University Conflict of Interest Management System" papers for further information on the University's Conflict of Interest Management System.

東北大学総務企画部コンプライアンス推進課 利益相反マネジメント事務室 TEL 217-4398(ex. 91-3401) FAX 217-6241 E-mail coi@bureau.tohoku.ac.jp http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/

## Instructions for Completing

## The Tohoku University COI Management Regular Disclosure Form

Please refer to the points listed below as well as to the attached sample form in completing the COI Regular Disclosure Form (hereinafter "Disclosure Form") and the Appendix (reverse side).

## I. Terminology and period

## 1. Terminology

(1) <u>Academia-industry collaboration</u> refers to joint research, commissioned research (including clinical trials), commissioned business, academic consulting, receipt of donations and research grants, acceptance of commissioned researchers, receipt and provision of the outcomes, external professional activities, procurement of goods, equipment and systems, business consignments, technology transfers and students' involvement in corporate activities.

(2) <u>Corporations</u> include for-profit companies [stock companies, limited liability companies (LLCs), limited liability partnerships (LLPs), private limited companies, etc.], judicial foundations, incorporated associations, healthcare corporations, non-profit corporations such as specified nonprofit corporations (incorporated NPOs) and nonjuridical organizations.

(3) <u>Share warrants</u> is a general term for stock options, inclusive of share warrants and corporate bonds with share warrants, and refers to the right to obtain shares at a predetermined price (exercise price) within a stipulated period.

(4) <u>Financing/guarantees</u> excludes financing/guarantees received from banks and other financial institutions.

(5) <u>Procurement of goods, equipment and systems or business consignments</u> includes device repair and services. This includes cases of procuring facilities for university use (applies to persons responsible in organizations involved in facility procurement such as the chairperson or a member of an in-house committee.)

(6) <u>Gratuitous receipt and/or borrowing of goods</u> refers to cases where goods owned by corporations are provided for or used in your lab without any monetary payment, with or without a contract or memorandum, regardless of the monetary amount (excluding those included in research contracts such as joint research contracts, commissioned research contracts, etc. regulated by the University). In case the supplier is not the manufacturer or the distributor, please state the corporate names of the manufacturer and the distributor, as well.

(7) <u>Gratuitous provision of services without any formal contract</u> entails the dispatch of personnel to academic meetings, inspections, and research. You are requested to disclose cases where the total amount reaches 2 million yen or over. Here, "academic meetings" does not include those co-organized by academic associations and corporate entities and those included in joint research contracts and committed

research contracts.

(8) <u>Family and relatives</u> are blood relatives to the sixth degree of consanguinity set forth in the Civil Code as well as spouses and relatives by marriage in the third degree. e.g. Person in question's or the Spouse's parents, grandparents, children, grand children, siblings, nephews, nieces, and person in question's cousin et, al. %If you have a question, please contact to Office of COI management.

## 2. Period covered

The period covered by this Disclosure Form is the current fiscal year (April 1, 2014 to March 31, 2015); please include estimates through the end of the fiscal year when completing the form.

As for the period of implementation of any academia-industry collaborations, etc., enter the period identical to the period of implementation that will be established according to each procedure implemented by Tohoku University. When continuing the procedure even after the expiration of the period of implementation, please submit the "Disclosure before the Occurrence of COI Events (general)" form (available from the website of the Office for COI Management)

## II . Reverse side

If you answer "Yes" on the enquiry, please enter the necessary information on this Disclosure Form (reverse side).

## 1. <u>Officer of a company, non-profit corporation (non-profit organization (NPO),</u> <u>in corporated foundation, incorporated association, or healthcare corporation</u>

(1) If you work as an officer, you should submit this form whether or not you receive any remuneration.

For example, if you work as a director of a non-profit organization (NPO) without remuneration and the period permitted to work as a director is from April 1, 2014 to March 31, 2015, please enter "April 1, 2014 to March 31, 2015" in the "I-B Time/Period" column and check " ☑ No remuneration" in the "I-C Amount (Breakdown)" column. Please enter "<sup>(1)</sup>" in the "II Relations with the corporation, etc." column.

## 2. Receipt of donations

- (1) If your lab (section, hospital department, etc.) receives donations, the professor (research representative) shall always be obliged to submit a Disclosure Form, unless another researcher, e.g. an associate professor, has been designated.
- (2) Donations whose annual total amount reaches 2 million yen or over have to be disclosed.
- (3) If, for example, you receive 1 million yen on April 21, 2014 and 2 million yen on September 16, 2014, please enter "April 21, 2014 and September 16, 2014" in the "I-B Time/Period" column, and check "☑¥2 million – less than ¥5 million" in the "I-C

Amount (Breakdown)" column. In case where you receive donations more than once during the fiscal year, please follow this example.

## 3. Joint research, commissioned research, commissioned business (including consortiums), provision of academic consulting

(1) The person whose name is stated in the contract as the person in charge of research is obliged to submit a Disclosure Form.

(2) All such research projects whose total annual amounts including all relevant expenses such as indirect costs, research charges, and consumption tax paid by the relevant corporations reach ¥2 million yen or over are subject to disclosure.

(3) If you receive, for example, 5 million yen to cover the expenses of a joint research project whose contract period is the two years from October 1, 2014 to September 30, 2016, please enter "October 1, 2014 to September 30, 2016" in the "I-B Time/Period" column, and check "☑¥5 million or over (Joint research/2 years)" in the "I-C Amount (Breakdown)" column. In the case that you are engaged in a research project lasting for more than one year, please follow this example.

## 4. Gratuitous receipt and/or borrowing of goods, gratuitous receipt of services

(1) All such receipts have to be disclosed regardless of whether they are with or without a contract (excluding those included in research contracts such as joint research contracts, commissioned research contracts, etc., regulated by the University).

(2) You are obliged to disclose receipts of goods and services whose total amounts are valued at 2 million yen or over.

(3) If your lab borrows, for example, a measuring instrument valued at 10 million yen (with a contract for the lease period of April 1, 2014 to March 31, 2015), enter "April 1, 2014 to March 31, 2015" in the "I-B Time/Period" column, and check "☑¥5 million or over (measuring instrument currently borrowed by our lab)" in the "I-C Amount (Breakdown)" column. Also, please attach <u>a copy of the relevant contract or other relevant document</u> to the Disclosure Form.

## ${\rm I\hspace{-.1em}I}{\rm I}$ . Submission

- 1. Once you have completed the Disclosure Form, please seal it in the enclosed reply envelope and submit it to the Office for COI Management.
- 2. You may be subsequently contacted by the Office for COI Management if an interview is deemed necessary to ensure proper COI management, and your cooperation in this regard would be highly appreciated.
- 3. This Disclosure Form submitted by directors, faculties and staff members will be examined by the Conflict of Interest Management Committee and informed to the head of your department. Please bear in mind that the information contained therein could be disclosed in the event that a request for disclosure is made by a court or in accordance with law

where the University is legally required to comply with this request.

- IV. Post-disclosure management
- 1. The Committee for COI Management check disclosure which faculties and staffs.
- 2. The Committee for COI Management might request that these persons avoid certain actions in order to ensure no apparent or actual COI (Article 31 of the Rules).
- Those who receive a notice of such requests will be required to comply with them (Article 31.4 of the Rules). If, however, the person receiving the notice has any objection to the requests he/she may file an appeal to the Committee for COI Appeals\* (Article 32 of the Rules).

\*COI Appeals Section, Industry-University-Government Collaboration Division, is in charge of the secretariat of the Committee for COI Appeals.

## V. Others

1. The disclosure system of COI management for Clinical Research is available. Please check the details on the website of the Office for COI Management.

2. For employees who are or will be engaged in Health and Labor Science researches, we have scheduled a different implementation period of COI management. Those who are or will be engaged in such research are requested to contact the related personnel in their department. Please note that not only main researchers but also co-researchers are subject to COI management.

3. When disclosing research grants from the National Institute of Health (NIH) in the US, you should follow a different procedure from that of the University. For details, please read Q7 in the paragraph "Q&A on conflict of interest management" in the enclosed document "Tohoku University Conflict of Interest Management System." When you receive an NIH grant, consult with the Office of COI Management.

## Tohoku University Conflict of Interest Management System

#### Implementing conflict of interest management

Tohoku University's (here in after referred to as the University) academia-industry collaboration policy positions the collaboration and other social contributions as the "Third Mission" after education and research, and makes clear that the University as an organization will carry out this mission.

In pursuing academia-industry collaboration, the University's directors, faculties and staff members will naturally enter into relationships of financial interest with companies, etc. and earn compensation or other types of income from these activities. Through enhancing the profitability of these companies/institutions, academia-industry collaboration benefits society, and receiving a portion of these profits as remuneration presents no problem whatsoever. However, when higher priority is given to directors, faculties and staff members' own interest than to the social benefits derived from academia-industry collaboration with the result that the activities of directors, faculties and staff members adversely affect fulfillment of his/her primary educational and research responsibilities or the neutrality and credibility of the University, then it is inevitable that charges of a conflict of interest will be alleged by the public, and it might cause troubles to his/her educational and research activities in the University.

The Conflict of Interest Management (hereinafter called COI Management) of Tohoku University ensures its accountability to the public for protecting its directors, faculties and staff members who might be alleged by the media to give higher priority to their own self-interests than social benefits during their academia-industry collaboration activities. To achieve these objectives, our faculties are required to disclose to the University whether they have any relations with companies (corporations, organizations, etc.), including financial interests and/or academia-industry collaboration activities, then the COI Management Committee reviews the contents and requests them to take certain steps to avoid actual conflict of interest emerged.

#### Industry-University-Government Cooperation Policy (tentative translation)

Tohoku University has been committed to the "Research First" principle and "Open-Door" policy since its foundation, and has been internationally recognized for its outstanding standards in education and research. The university contributes to peace and prosperity of human society by devoting itself to research useful in the solutions of societal problems and for the education of human resources in the capacities of leadership.

The university aims to become a "World-class university" that contributes to the human society by applying the knowledge it has been accumulated over the past century and devoting itself to continuous research and education for the next century.

FY 2014

Under the plan to be "a university open to the world and region", the university contributes to development of the human society by its collective strength, and human and intellectual resources, and by collaborating with our region and international society. Industry-University-Government cooperation is a core of social contribution that is the third mission of the university followed by education and research, and one of the important means of delivering the benefits of knowledge. The university is actively committed to Industry-University-Government cooperation on the basis of its "Industry-University-Government Cooperation Policy" as follows:

- Increase the added social value of the University's research and education by actively transferring their scientific and technological achievements to industry and the other sectors, steadfast to the University's founding principles of "Research First" and "Practical-Oriented Research and Education". (No change from the former policy)
- 2. Promote technology transfer and collaborative research as well as research generating world-leading technological innovation as our international Industry-University-Government cooperative activity
- Aim to be a driving force for regional innovation by promoting continuous Industry-University-Government cooperation to solve regional problems, and contribute to development of Japanese economy and society
- 4. Conduct an Industry-University-Government cooperative activity with international perspective by building an organization at the university for promotion of Industry-University-Government cooperation and by collaborating with related international and domestic organizations on the basis of orchestrating the university's resources
- 5. As fundamentals of promotion of Industry-University-Government cooperation achieve social accountability through ensuring transparency and compliance with international and domestic statutes, and international treaties and arrangements

## Tohoku University's COI management policy

Tohoku University has prepared and approved a COI management policy by which it will manage conflicts of interest in keeping with its academia-industry collaboration policy.

#### Tohoku University COI Management Policy (tentative translation)

In line with its policy on academia-industry collaboration, Tohoku University deems its third mission – after education and research – to be contributing to society in ways that actively give back to the public the fruits of knowledge and that promote the welfare and development of humanity.

When faculties and staff members contribute to society by collaborating and cooperating with non-University

companies and institutions, a close connection will naturally arise between the benefits accruing to the individual faculty or staff member from these activities and the benefits enjoyed by the public and the University. To earn public trust as an organization and to promote academia-industry collaboration by faculty and staff members, Tohoku University must carefully manage conflicts of interest to ensure that the individual benefits derived from academia-industry collaboration do not impede the faculty and staff member's responsibilities as the University employees and/or harm the public interest.

Accordingly, Tohoku University will:

- 1. Maintain highly transparent academia-industry collaboration and seek to contribute to society in ways that benefit the public.
- 2. Develop a COI management system for academia-industry collaboration and apply this system in making social contributions to ensure that the individual benefits derived from such collaboration are not given priority over the faculty and staff member's responsibilities as a University employees and/or the public interest.
- 3. Request that faculty and staff members shall disclose certain financial information in relation to academia-industry collaboration and, when necessary, take necessary measures to avoid misconducts arising from individual benefits due to conflict of interest as part of its careful COI management system. Personal information collected in this process will be managed properly as stipulated by law and thoroughgoing protection will be provided for the privacy of faculty and staff members and any obligation of confidentiality they may have assumed.
- 4. Will fulfill accountability in COI management whenever conflict of interest is publicly alleged with regard to faculty and/or staff members engaged in academia-industry collaboration under COI management.

#### COI management at Tohoku University

In compliance with the above policy, Tohoku University has instituted the practice of routinely requiring directors, faculties and staff members to file a regular annual report (regular disclosure). Based on this regular disclosure report, the University will determine those who have a potential COI and will remind them of areas in which they must exercise caution while they are involved in the collaboration. If necessary, the University will also indicate amendments which it requires to be introduced into the agreement with the partner corporation in accordance with the rules to regarding the appearance of COI. If the appearance of COI is indicated, the University will follow these rules in its accountability to the media or other outside parties regarding the legitimacy of activities by directors, faculties and staff members who are engaged in academia-industry collaboration to protect them from any inconvenience.

The University understands that there is the potential for misunderstanding on the part of directors, faculties and staff members that the obligation to make regular disclosures is imposed to acquire information about misconduct. This misunderstanding may arise from the use of phrases such as "conflict of interest" and "disclosure of private interest." The University would therefore like to clarify that although it does stipulate an upper limit to the amount of remuneration which faculty and staff members may receive from activities undertaken outside the University, it does not prohibit faculty or staff members from receiving fair compensation in the course of academia-industry collaboration. On the

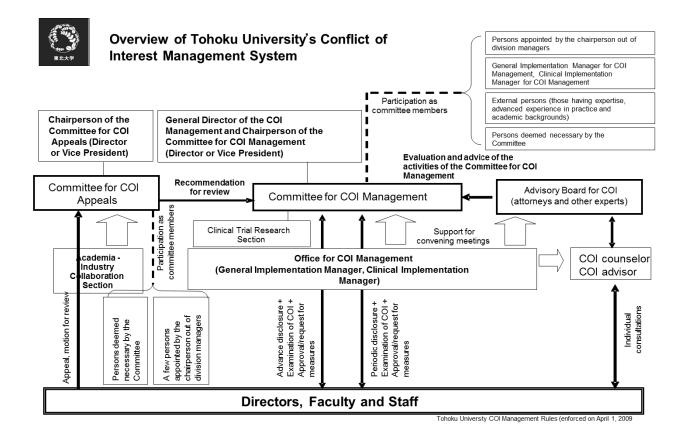
FY 2014

contrary, the University considers academia-industry collaboration to be its "third mission," in line with its policy on academia-industry collaboration. Based on this perspective, the regular disclosure can be considered as a report of performance regarding academia-industry collaboration and something that faculty and staff members can take pride in.

The University sincerely hopes that all directors, faculties and staff members fully understand the purpose of Tohoku University's COI management that you will actively cooperate in submitting the regular disclosure report. This will be highly appreciated. Please address any inquiries or comment to the Office for COI Management.

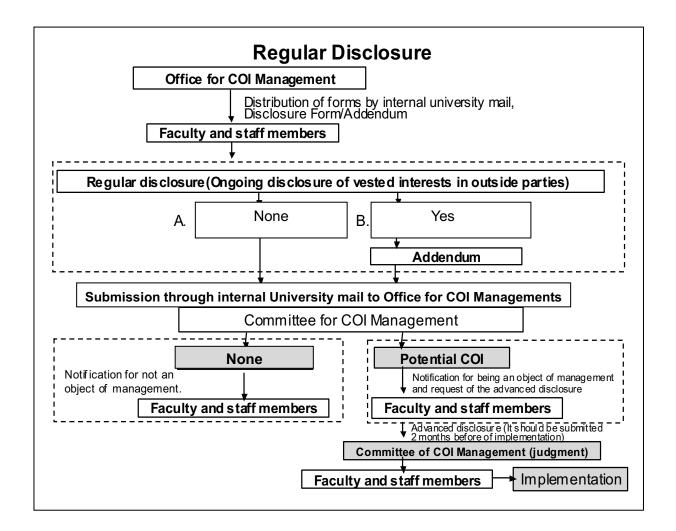
#### Management implementation

- 1. Regular disclosure: the University will ask directors, faculties and staff members to submit the Disclosure Form at regular intervals regarding whether they have any relations with corporations and/or other organizations, including financial interests and academia-industry collaboration activities.
- 2. Advance disclosure: the University will request that directors, faculties and staff members submit disclosures no later than two months earlier in the case where ① there arise any amendments to details in the Disclosure Form, or ② the person concerned has new financial interests or start new academia-industry collaborations with corporations or other organizations. (Advance Disclosure Form is available on the website of the Office for COI Management at <a href="http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/assessment/download/2.jisyo.doc">http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/assessment/download/2.jisyo.doc</a>)
- 3. The Committee for COI Management, after examining the disclosures in 1 and 2 above for the potential for misconduct due to conflict of interest and after determination about the same, may grant approval or request that directors, faculties and staff members take specific measures to avoid misconduct due to conflict of interest in academia-industry collaboration.
- 4. Should any director, faculty or staff object to the request made by the Committee for COI Management, he/she may file an appeal with the Committee of COI Appeals. If the Committee of COI Appeals rules that the objection is legitimate, that Committee will then notify the Committee for COI Management of the matter and the Committee for COI Management will be required to reconsider the request.
- 5. The director, faculty or staff member shall comply with the ruling made by the Committee of COI Appeals and/or the result of reconsideration by the Committee for COI Management.
- 6. The disclosure system of COI management for Clinical Research is available. Please check it on the web site. <u>http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/assessment/3rinsyou.html</u>
- 7. For employees who are or will be engaged in Health and Labor Science researches, we have scheduled a different implementation period of COI management. Those who are or will be engaged in such research are requested to contact the related personnel in their department. Please note that not only main researchers but also co-researchers are subject to COI management.



## Regular disclosure process

- 1. The Office for COI Management will send each director, faculty or staff member the Regular Disclosure Form.
- 2. The director, faculty or staff member will be required to complete the form in accordance with the instructions provided, and return the form by internal university mail to the Office for COI Management by the stipulated deadline.



## ◆The necessity of COI management

## **KYOTO HEART Study**

At the end of 2012, because of imperfect data, several journals of academic societies in Japan and Europe retracted a research paper written by a former professor of Kyoto Prefectural University of Medicine (resigned in February 2013) on the results of the "KYOTO HEART Study," a clinical research of a medicine to treat high blood pressure named "Diovan" (Valsartan) produced by Novartis Pharmaceuticals Corporation. The findings of the clinical research, which was mainly conducted by Kyoto Prefectural University of Medicine, showed that Diovan could reduce the risks of stroke and angina pectoris as well as lower the blood pressure. Novartis Pharmaceuticals, the manufacturer of the medicine, used the findings for advertising of the medicine targeted at doctors. Although the company donated JPY 100 million or more over four years to the course of the former professor, who had the overall responsibility for the research, this fact was not disclosed in the paper. In addition, despite the fact that some employees of Novartis Pharmaceuticals Corporation took part in the research, some of their names did not appear in the paper and the others were recorded as persons belonging to Osaka City University, where they served as part-time instructors. In this research paper, the following problems have been pointed out: the lack of appropriate

disclosure of the source of research funds and the status of academia-industry collaboration; and the uncertain reliability of the research findings.

# Information Disclosure based on JPMA's "Transparency Guideline for the Relation between Corporate Activities and Medical Institutions"

Following the enactment of the Physician Payment Sunshine Act included in the Patient Protection and Affordable Care Act in the U.S., the Japan Pharmaceutical Manufacturers Association (JPMA) prepared the "Transparency Guideline for the Relation between Corporate Activities and Medical Institutions (Transparency Guidelines)," by which JPMA's member companies are required to disclose information on their provision of funding to medical institutions on their websites from previous academic year. According to the guidelines, for grants to academic research funding, the items required to be disclosed include the names of the recipient's affiliation and course and the number and amounts of grants. Regarding writing fees and other remunerations, the recipient's name and affiliation are required to be disclosed (the disclosure of specific amounts of fees and remunerations are planned to be started in this academic year or later). The Japan Federation of Medical Devices Associations, to which this university gives its consent on information disclosure, and the Japan Association of Clinical Reagents Industries also plan to introduce similar guidelines in this academic year to require their member companies to disclose the same information as those required in the Transparency Guidelines. This trend of disclosure is likely to spread to other research fields.

#### Conflict of interest and the Tamiflu case

The Tamiflu case—which triggered the introduction of COI Management Systems by research organizations as a mandatory prerequisite for applying for scientific research funding from the Ministry of Health, Labour and Welfare—an allegation was made that a university researcher who was a member of a committee studying the side effects of Tamiflu failed to point out potential side effects because of the donations he had been granted by Chugai Pharmaceutical Co., Ltd. which sold Tamiflu.

#### The Gelsinger case

At the end of 1999 in the United States, there was an incident in which the trial subject, an 18-year-old by the name of J. Gelsinger, died during clinical research being conducted by J. Wilson, Director of the Gene Therapy Laboratory at the University of Pennsylvania. The clinical research being undertaken in what has come to be known as the "Gelsinger case" was funded by the venture company, Genovo, which had been started by Wilson himself. The rights to commercialize the research products had also been awarded to Genovo so Wilson, therefore, was alleged to have violated conflict of interest laws by pushing ahead with the clinical research—knowing the potential risks—in order to secure the growth of his company and increase the value of his own shares. Additionally, a court ruling was made against the University of Pennsylvania ordering suspension of federal research funding and the payment of compensation which reportedly amounted to as much as US\$ 10 million for having failed to meet conflict of interest is generally believed that the Gelsinger case was the trigger for U.S. universities to begin serious implementation of conflict of interest management and to take a firm line on venture

#### business.

#### Why is conflict of interest management necessary?

When a university faculty or staff member acquires private equity in a venture business, obtains a donation exceeding a stipulated amount or receives remuneration exceeding a specified amount (generally called Significant Financial Interests), the relationship of conflict of economic interest (private interest) is considered to have arisen with regard to the entity providing the entity in question. The holding of a private interest in of itself is not considered to be anything wrongful. However, in the undertaking of activities related to academia-industry collaboration with a corporation in which a university faculty or staff member has a conflict of economic interest, it is impermissible for such person to even unconsciously provide a corporation with preferential or special treatment (known as "bias") or to withhold any research result which may be unfavorable to the corporation (that is, to undermine public interest). Such activities involved in academia-industry collaboration with corporations in which a researcher has a conflict of economic interest) to avoid damaging public interest.

#### Appearance of conflict of interest

The real challenge of COI management is manifest in situations where the media releases reports based on assumptions that the public interest has been harmed even when this is not the case in actuality. This is known as the "appearance of conflict of interest." How to deal with this issue constitutes the core of COI management. It is essential that the University ask directors, faculties and staff members to disclose information on COI (private interest) they may have with external parties involved in any academia-industry collaboration (public interest) so

that the University can assess the reasonableness of such activities and either grant approval or request that the directors, faculties and staff members make such modifications as may be necessary. Provided directors, faculties and staff members abide by these rules, the University will accept the burden of accountability to media and others who may allege potential cases of appearance of conflict of interest (apparent COI), thus freeing directors, faculties and staff members from any inconvenience arising from such a case. This is the goal of COI management.

## **Q&A on conflict of interest management**

## Q1. Why is the University implementing COI management?

A1. In engaging in academia-industry collaboration and other public activities, the University's directors, faculties and staff members will come to have financial interests in external companies, etc., and will receive compensation and other benefits from these activities. As these activities are beneficial for companies, etc. and thus contribute to the public interest, profiting from accomplishments through remuneration presents no problem whatsoever. However, public allegations of misconduct attributable to conflict of interest are inevitable if the benefits to the director, faculty or staff member concerned are given greater priority than the social benefits generated through these activities and, as a consequence, these activities have an adverse impacts on the director, faculty or staff member's performance of his/her educational and

research responsibilities or on the neutrality and credibility of the University. Tohoku University is pursuing COI management to allow directors, faculties or staff members to engage in academia-industry collaboration without any concern that these activities will be hindered due to conflict of interest.

## Q2. What happens if a faculty and staff member does not submit a disclosure?

A2. With the enforcement of the COI Management Rules in April 2009, it became mandatory for all directors, faculties and staff members who are subject to disclosure to submit the Disclosure Forms (Regular, in Advance, Clinical Research and Health and Labor Sciences Research) and comply with the request made by the COI Management Committee. In the face of public allegations regarding academia-industry collaboration, Tohoku University cannot fulfill its accountability regarding conflict of interest involving directors, faculties and staff members who do not submit disclosures or fail to comply with the request made by the COI Management Committee, and have no choice but to disclose their misconduct, which may give rise to more harsh social criticism. This is why we strongly recommend that our directors, faculties and staff members involved in academia-industry collaboration submit regular and advance disclosure forms, including reports on clinical research and health and labor research. Should any director, faculty or staff member oppose to the judgment or the request made by the COI Management Committee, he/she may file an appeal with the Committee of COI Appeals.

## Q3. What steps are taken after the regular disclosure?

- A3. Once the Regular Disclosure Form has been submitted directly and confidently to the Office for COI Management by internal university mail, the Office for COI Management will open the sealed form and determine the status of any conflict of interest involving directors, faculties and staff members. If any of the questions on the first page of the Regular Disclosure Form is applicable and the necessary information is entered into the reverse side, the Committee for COI Management will consider measures for addressing any potential conflict of interest and will, when necessary, request that directors, faculties and staff members take certain steps to avoid misconduct due to this conflict of interest. Should public allegations arise regarding the involvement of directors, faculties and staff members in academia-industry collaboration or other public activities in compliance with such request, the University will fulfill its accountability with regard to their conflict of interest. Submitted Disclosure Forms will be properly managed as personal information as stipulated by the law.
- Q4. What will happen following the submission of disclosure under the COI Management program?
- A4. Depending on the findings of the COI Management Committee, a notice of approval or request for COI avoidance measure, etc. All directors, faculties and staff members are required to comply with any such request or instructions. Should any director, faculty or staff member object to the content of the avoidance request, etc., he/she may file an appeal with the Committee of COI Appeals. If the Committee of COI Appeals rules that the objection is legitimate, that Committee will then notify the Committee for COI Management of the matter and the Committee for COI Management will reconsider the request. The director, faculty or staff member shall comply with the ruling made by the Committee of COI Appeals and/or the result of

reconsideration by the Committee for COI Management.

- Q5. Is a disclosure necessary for academia-industry collaboration begun only after the Regular Disclosure has been submitted?
- A5. If a director, faculty or staff member who was ruled as having potential conflict of interest by the Committee for COI Management as a result of the Regular Disclosure starts a new academia-industry collaboration with a company subject to disclosure, he or she is required to submit the "Disclosure before the Occurrence of COI Events (general)" form no later than two months prior to the beginning of the new academia-industry collaboration. And if a director, faculty, or staff member who has no financial interests and/or academia-industry collaboration with a company and is not subject to disclosure becomes subject to such disclosure, he or she is also required to submit the "Disclosure before the Occurrence of COI Events (general)" form no later than two months prior to the beginning of the new collaboration which comes him or her to have potential conflict of interest.
- Q6. Is it necessary to notify the Committee for COI Management when there is any change to the information provided in the periodic disclosure?
- A6. It is essential that the University should have the most up-to-date information in order to fulfill its accountability with respect to COI management for directors, faculties and staff members submitting the Regular Disclosure. Therefore, please voluntarily submit the "Disclosure before the Occurrence of COI Events (general)" form whenever any change occurs in the submitted COI disclosure form.
- Q7. What procedures are required in COI Management for receipts of research grants from the NIH?
- A7. In the U.S., a new law concerning COI (the "last regulations") was enacted in August 24, 2012. In accordance with this law, universities and other research institutions are required to perform COI management conforming to the latest regulations against the receipts of grants provided by the National Institute of Health (NIH), which belongs to the United States Public Health Service (PHS), a subordinate organization of the United States Department of Health and Human Services (HHS), after the date of enforcement of the law. While the latest regulations contain most of the details of the old COI law established in 1995, universities and other research institutions are clearly defined as actors of COI management in the latest regulations. The new law characteristically provides standards such that income from side jobs and other remunerations for work at a company in the amount of US\$ 5,000 or more, and business trips sponsored by a company are required to be disclosed. In the latest regulations, not only main researchers but also co-researchers are required to be subject to COI management. Although the latest regulations are applied to grants adopted after the date of enforcement in 2012, grants that have been provided before the date can be the target of COI management if the affiliation of the relevant researcher is changed after the date. Since this University's COI Management conforms to the latest regulations, we also require co-researchers to submit the Disclosure Form for NIH grants.

Please note that the contents of your disclosure will be examined by the Conflict of Interest Management	
Committee and informed to the head of your department. Deriod Council by this Disclosure Form ( And 1, March 31, 2015	UIVISION:
The submission of this form is mandatory .Please send to the Office for COI Management . Please fill it in after reading through the options shown below.	Name:
No. FY2014 Tohoku University Conflict of Interest Management Regular Disclosure Form	ID Number:
※Please refer to the "Instructions for Completing the Tohoku University (here in after referred to as "the University") COI Management Regular Disclosure Form" when completing this form and for definitions of the terms used therein. ※As for each option with a subscript, please refer to the footnote.	Enter the names of
Do you have any relations, such as financial interests/academia-industry collaborations, e.g. those shown in ① to ⑪ below, with corporations, etc. (companies, organizations, etc.) ? [Period covered: FY2014 (Including anticipated future financial interest / activities) ] (If there arise any changes in the details of disclosure, please contact the Office for COI Management without any delay.)	No No
<ol> <li>Ownership of unlisted shares: one share or more (including shares of corporations that have gone public within the past one vear). Capital injection for LLC. LLP. private limited company etc.</li> </ol>	
<ol> <li>Ownership of listed shares (5% or more of outstanding shares)</li> </ol>	Please sign below
<ul> <li>Ownership of share warrant (unexercised)</li> <li>Receipt of financing/guarantees (other than from banks or other financial institutions)</li> <li>Receipt of annual income of more than one million yen<sup>st</sup> [the total income received from one corporate entity]</li> </ul>	and submit this form to the Office
rporated yen* <sup>3</sup> ¥2 millio memora oduct off nts of an tits of an boration of s	association, or healthcare corporation, etc.) (1) Joint research <sup>44</sup> , commissioned research (including clinical trials) <sup>44</sup> , commissioned business on or over <sup>43</sup> separetly. (1) Gratuitous receipt and/or borrowing of goods, gratuitous receipt of services andum excluding those included in research contracts such as joint research contracts, commissioned fered by the donor, etc.] (3) Acceptance of commissioned researchers <sup>*4</sup> (4) Students' involvement in nual amounts exceeding three million yen per year (other than educational and research purposes; specifications and selection of models. Device repair and services are also included.) <sup>*6</sup> (1) Faculty of is other than those stated in (1) through (1) above
*1 This covers remuneration for external professional activities, dividends from shares and the sale of shares, etc., excluding income from the central governmental ministries and agencies, independent administrative corporations, local public organizations and schools and medical work for hospitals and other medical institutions. *2 If the transfer was made via TLO, please declare the relationship with the company to which the technology was actually transferred, and please declare that the transfer was made via TLO. *2 If the transfer was made via TLO, please declare the relationship with the company to which the technology was actually transferred, and please declare that the transfer excludes external professional activities is work or clerical tasks done by the University's employees for organizations other than the University, with or without remuneration. This disclosure excludes external professional work for the central governmental ministries and agencies, independent administrative corporations, local public organizations and schools and medical work for the certral governmental ministries and blic research institutions. *3 External professional activities is work or clerical tasks done by the University conportations, local public organizations and schools and medical work for the central governmental ministrative coverseas public research institutions. *4 Does not include receipts from domestic or overseas public research institutions. *5 Flease disclose if any of your students participate in an academia-industry collaboration activity in cooperation with a company based on a written agreement or if any of your students participate in an academia-industry collaboration activity in cooperation with a company based on a written agreement or if any of your students participate in a company part of parts.	sale of shares, etc., excluding income from the central governmental ministries and agencies, independent spitals and other medical institutions. In the technology was actually transferred, and please declare that the transfer was made via TLO. Our organizations other than the University, with or without remuneration. This disclosure excludes external professional orations, local public organizations and schools and medical work for hospitals and other medical institutions.
that you are involved with, even without a written agreement. *6 Accumulated small amounts are included in the annual amounts of three million yen. The term "decision-maker" refers to a person in a position that carries the right to make decisions or being a membe chairperson) of an internal committee established for the purpose of making decisions. •1 <b>f</b> you have received any thing or service that you think may bear some economic value from the corporation(s) with whom you have a relationship, you should report it to the Office for COI management even if it not encified in the above list	term "decision-maker" refers to a person in a position that carries the right to make decisions or being a member (or the ue from the corporation(s) with whom you have a relationship, you should report it to the Office for COI
Obtaining information on funds and donations for joint research, commissioned research, academic consulting, and so forth (amounts, periods, etc.) is currently examined directly from other clerical divisions, regardless of your disclosure, in and after the next fiscal year.	o forth (amounts, periods, etc.) ar.
I hereby certify that this disclosure is accurate.	
(Year) (Month) (Day) Job title	Signature

Ap	Appendix Tohol	oku University	Tohoku University Conflict of Interest Ma	rest Management Regular Disclosure Form			
Za	f corporation, e	I Relatio	ns such as financial inter (Refer to the	I Relations such as financial interests and academia-industry collaboration (Refer to the following columns)	<u>п</u> Relations with	血 Relation resear (Refer to t	I Relations with public research funds (Refer to the following
	Write the name in full.	I —A Relations	I —B	1 — C	corporati	colt	imns)
org lii	Specify the nature of each organization ( joint stock company, limited liability partnership, non- profit organization, etc.)	financial financial interests and academia- industry collaboration	Time/Period	Amount (Breakdown)	on, etc. (Refer to the following columns)	Ш−A Research funds offered by:	田 —B Amount
-				□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million - less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
N				□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million - less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
м				□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million - less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less □than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
4				□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million - less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
വ				□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million - less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
Q				□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million - less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares (			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
7				□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million - less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
ω				□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million - less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
			1	— Z :			

	o	→ Destination     → 1     → 1     → 1     → 1       → 1     → 1     → 1     → 1     → 1       → 1     → 1     → 1     → 1     → 1       → 1     → 1     → 1     → 1     → 1       → 1     → 1     → 1     → 1     → 1       → 1     → 1     → 1     → 1     → 1       → 1     → 1     → 2     → 1     → 1       → 1     → 2     → 1     → 2     → 1       → 1     → 2     → 1     → 2     → 1       → 1     → 2     → 1     → 2     → 1       → 1     → 2     → 1     → 2     → 1       → 1     → 2     → 1     → 2     → 1       → 2     → 1     → 2     → 1     → 2       → 2     → 1     → 2     → 1     → 2       → 2     → 1     → 2     → 1     → 2       → 2     → 1     → 2     → 1     → 2       → 2     → 1     → 2     → 1     → 2       → 2     → 1     → 2     → 1     → 2       → 2     → 1     → 1     → 1     → 2       → 1     → 1     → 1     → 1     → 2       → 1     →	
	10	0     □¥1 million -less than ¥1 million □¥1     □¥1 million -less than ¥2 million □¥2 million -less than ¥2 million -less than ¥2 million -less than ¥2 million -less than ¥2 million - less than	
	7	1     Image: Constraint of the constrain	
	12	2     □Vo remuneration □Less than ¥1 million □¥1     □¥1 million -less than ¥2 million □¥2 million -less than ¥2 million - less than ¥2 million - less than ¥5 million or over □Ownership of shares	
	13	3     □No remuneration □Less than ¥1 million □¥1     □¥1 million -less than ¥2 million □¥2       3     ₩1000 - less than ¥2 million - less	
81	4	4	
	I I -	I Relations such as financial interests and academia-industry collaboration If you do not have enough columns, use those on page 4. I-A: Please select from ① - ①on the front side of this sheet and enter the number for the most appropriate description of your relation with the stated corporation.	1
- <b>-</b>	<b>or eng</b> <b>or eng</b> <b>f</b> you f you f you f you f you	<ul> <li>1.B: Regarding the matter entered in 1A, specify the time of its acquisition or obtaining the loan/guarantee or other support, the time of earning an income, or the period of implementation/contract of or engagement in the academia-industry collaboration.</li> <li>I.C.: Please write ✓ to the part where the amount of money corresponds. Moreover, please refer to the following and write down the contents in [].</li> <li>I.C.: Please write ✓ to the part where the amount of money corresponds. Moreover, please refer to the following and write down the contents in [].</li> <li>I.C.: Please write ✓ to the part where the amount of money corresponds. Moreover, please refer to the following and write down the contents in [].</li> <li>I.C.: Please write ✓ to the part where the amount of money corresponds. Moreover, please refer to the following and write down the contents in [].</li> <li>I.C.: Please write ✓ to the part where the amount of money corresponds. Moreover, please refer to the following and write down the contents in [].</li> <li>If you chose ownership of shares (D, Q), or (D) in I A, enter the acquisition date in I-B, the number of shares had the total number of outstanding shares in I-C, and the acquisition cost as the share price. If you chose (D, Q) to chose in IC. ZOWnership of scales han ¥2 million (20 x ¥50,000) Total number share issued: 100</li> <li>If you chose (D, D, or (D) in IA, enter the time/period of acquisition in I-B, the box for the relevant amount of remuneration, and enter the details in I-C. ZH1 million - less than ¥2 million (Lecture fee)</li> <li>If you chose (D, Q) or (D) in IA, enter the box for the total amount of remuneration, and enter the details in I-C. ZH5 million (Lecture fee)</li> <li>If you chose (D, Q) or (D) in IA, enter the contents. A random is to chose the box for the total amount of remoneration, and enter the details in I-C. ZH5 million coser (Joint research expenses (including all the relevant expenses such as indirect costs, research charges, and</li></ul>	of
	II F Dease Dease Sther di o which Solleagu	I Relations with corporation,ctc Please select the most appropriate description of your relationship with the corporation from the following choices and enter the corresponding number in II in the above table. Please select the most appropriate director (with representation right) (a) Company to which you have been appointed director (with representation right) (b) Company to which you have been appointed director (with representation right) (b) Company to which you have been appointed director (with representation right) (c) Company to which you have been appointed director (with representation right) (c) Company to which you have been appointed director (without representation right) (c) Company to which you have been appointed director (without representation right) (c) Company to which you have been appointed director (without representation right) (c) Company to which you have been appointed auditor (c) III which you have been appointed addinistrative officer (c) Company to which you have been appointed auditor (c) III which you have been appointed administrative officer (c) Company to which you have been appointed auditor (c) III which you have been appointed administrative officer (c) Company to which you have been appointed administrative officer (c) Company to which you have been appointed administrative officer (c) Company to which you have been appointed administrative officer (c) Company to which you have been appointed administrative officer (c) Company to which you have been appointed administrative officer (c) Company to which you have been appointed auditor (c) III Relation with public research tubel in question within the organization, e.g., technical advisor.)	eersor ointec our

**Π-A** : If you receive any public research funds in relation to the corporations the above table, please select from the following choices and enter the corresponding alphabet letter in III-A in the above table (a) MEXT (including funding institutions such as JST and JSPS)) (b) METI (including related funding organizations such as NEDO) (c) MHLW (d) Foreign governmental organizations, research institutions, academic institutions (specify) (e) Other (specify) (e) Other (specify) (f) Techer (f) for the provided for the provided

If you do not have enough columns on the reverse side of the	ns on the rever	se side of the Disclo	e Disclosure Form. please use this sheet.			
Name of corporation, etc.	I Relations :	such as financial intere	Relations such as financial interests and academia-industry collaboration	п	Ш Relations researc	田 Relations with public research funds
Write the name in full.	I – A Relations such	I —B	I -C	Relations		
Specify the nature of each organization ( joint stock company, limited liability partnership, non- profit organization, etc.)	reactions such interests and academia- industry collaboration	Time/Period	Amount (Breakdown)	ocrporatio n, etc.	ഥ_A Research funds offered by:	Ⅲ一B Amount
15			□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares (			□¥1 milion – less than ¥2 milion □¥2 milion - less than ¥5 milion □¥5 milion or over
16			□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million − less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
17			□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million − less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million or over
18			□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million − less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
6			□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million − less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
20			□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million − less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over
21			□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million − less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million or over
22			□No remuneration □Less than ¥1 million □¥1 million −less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million □¥5 million or over □Ownership of shares			□¥1 million – less than ¥2 million □¥2 million - less than ¥5 million or over
			-4	A		

-4-

### 東北大学 利益相反事象発生前申告書(一般用)の記入にあたって

以下の注意事項をご参照のうえ、利益相反事象発生前申告書(以下、事象発生前申告書とする) へ記入してください。

1. 事象発生前申告書の項目に従い、基準及び用語に留意のうえご記入ください。

(1) 基準について

- ① 1法人につき年間 100 万円以上の収入(自らの所得として計上される収入、謝金の総額を 対象とします。国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関からの収入、学校からの収 入および医療機関等からの医療行為に関する収入は含みません。また、知的財産権によ るロイヤリティ収入は 200 万円以上(個人への分配分と研究室への分配分の合計額)を申 告の対象とします。)
- ② 公開企業の発行済株式の5%以上の保有
- ③ 未公開株式(公開後1年以内を含む)の1株以上の保有

(2)用語について

- ① <u>産学連携活動等</u>とは、共同研究、受託研究、学術指導、コンソーシアム、依頼試験・分析の実施、寄附金(研究助成金)の受入、受託研究員等(企業からのポスドクを含む)の受入、 兼業、物品購入、技術移転(特許、著作権等の移転)、法人等に学生を関与させる場合を 意味します。
- ② <u>法人</u>とは、企業・団体などをいいます。
- ③ **団体**とは、民間、国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人(医療法人、学校法人)等 およびNPO法人を含みます。
- ④ 新株予約権とは、ストックオプションなどと呼ばれる、新株予約権、新株予約権付社債などの総称です。一定期間内にあらかじめ定められた価額(行使価格)で株式を取得できる権利です。
- ⑤ **融資、保証**とは、銀行などの金融機関からのものを除きます。
- <u>出資</u>とは、L.L.C(合同会社)またはL.L.P.(有限責任事業組合)等に資金を提供する場合を 意味します。
- ⑦ <u>兼業</u>には、国、地方公共団体、独立行政法人、学校および病院等公益法人での兼業は含みません。また、兼業許可を要さない非常勤職員で兼業をなさっている方もご申告ください。
- ⑧ 物品購入については、製造・販売元との関係も含みます。また、職責上、学内設備導入に 携わる場合(設備導入に関する関係組織において、責任のある立場の者、学内委員会委 員(長)など)も対象となります。
- ⑨ <u>無償の機材借用</u>とは、営利法人所有の機材を研究室に置き、使用したり、試料の提供を無料で受けた場合をいいます。ただし、共同研究契約・受託研究契約に含まれるものを除きます。
- ① <u>無償の役務提供</u>とは、学会や検査、研究のときに人員を派遣していただく場合が考えられます。なお、学会のうち企業との共催によるもの、また、共同研究契約・受託研究契約に含まれるものを除きます。
- ① 技術移転とは、知的財産化された本学における研究成果および著作権等の企業・団体への移転を意味します。実際に技術が移転された企業・団体との関係をご申告ください。

(1) 4. Q1. およびQ2. に該当する場合のみご提出ください。

- (2) 申告いただいた内容については、利益相反マネジメント委員会で審査するとともに所属部局の長にお知らせしますので、ご了承願います。
- (3) ご申告いただきました内容につきまして、利益相反マネジメント事務室から照会させて頂くことがございます。
- (4) 添付書類:兼業に係る申請の場合は、兼業許可申請書(写)(承認前のもので結構です)をご提出ください。また、 会社概要等その他資料の提出をお願いすることがありますのでご協力ください。
- (5) 提出方法:学内便,提出先:利益相反マネジメント事務室(学内便Box.No.:事B16-3),連絡先:TEL 217-4398

## 東北大学 利益相反事象発生前自己申告書(一般用)

## 利益相反マネジメント委員会委員長 殿

1. 申告対象法人名をご記入ください。

法人名<sup>※</sup>/

※法人名の記載にあたっては、「〇〇株式会社」のように、正式名称をご確認のうえ、省略せず、当該法人の正式名称をお書きください。

2.	今回の申告に該当するものを〇で囲み、継続の場合には前回の委員会承認日をご記入ください	۱,
	また、その申告書の種類について、該当するものを〇で囲んでください。	

新規の申告/継続の申告(前回の委員会承認日 年 月 日)

3. 平成26年度の利益相反定期自己申告書は、ご提出いただきましたか(該当するものを〇で囲んでください)。 提出済み / 未提出\* ※未提出の場合、ご申告の内容につき、審査・判定などのマネジメントができませんので、本申告書と一緒に、 速やかに利益相反マネジメント事務室へご提出ください。定期自己申告書は、毎年1回、7月下旬から8月 上旬に実施しており、申告対象の方に直接お送りしています。

#### 4. 上記法人との関係において、下記のQ1、Q2の中で、それぞれ該当する番号をご記入ください。

◎Q1, Q2には含まれないものの、何らかの金銭的価値を持つと思われる提供をお受けになり、ご懸念をお感じの場合には、利益相反マネジメント事務室へご相談下さい。(利益相反マネジメント事務室 TEL 217-4398)

Q1. 経済的利害関係について、下記の①~⑦に該当する項目番号を全てご記入ください。
左詰めでご記入ください。
①未公開株の保有[1株以上(但し、株式公開後1年以内も含む)]、LLC、LLP、有限会社等への出資
②公開株の保有 [発行済み株の5%以上の保有]
③新株予約権を保有[未行使]
④年間100万円以上の収入 <sup>1)</sup> [講演、印税など名目は問わず、一法人から受ける収入の総額。株式売却・配当も対象]
⑤知的財産権[特許、著作権等の移転] <sup>2)</sup> による年間200万円以上のロイヤリティ収入
[個人への分配分と研究室への分配分の合計額]
⑥無償で物品の提供を受ける、無償で物品を借用する、無償で役務提供を受ける
[物品等の金額の多寡および契約・覚書等の有無を問わない(但し、本学で規定された共同研究・受託研究および学術 指導の研究契約に含まれる場合は除く)]
⑦融資、保証の提供を受ける [銀行などの金融機関以外]
Q2. 産学連携活動について、下記の⑪~⑫に該当する項目番号を全てご記入ください。
左詰めでご記入ください。
①兼業 [報酬の有無に関わらず、職員が本学以外の事業もしくは事務に従事すること] の実施
①共同研究の実施 <sup>3)</sup> $③$ 受託研究[治験を含む]の実施 <sup>3)</sup> $④$ 受託業務[コンソーシアムを含む]の実施 <sup>3)</sup>
⑮学術指導の実施 <sup>3)</sup> ⑯寄附金 [寄附講座·寄附研究部門運営経費を除く]の受入 <sup>3)</sup> ⑰研究助成金の受入 <sup>3)</sup>
1 <sup>11</sup> ⑬受託研究員等の受入[企業からのポスドク受入を含む] 110成果物の授受[本学で規定されたMTAによるものを含む]
⑩年間300万円を超える物品・設備・システム等購入および業務委託 <sup>4)</sup> [教育研究のほか、仕様策定や機種選定など、学内管理運営の職責上、物品等導入に携わる場合も対象。また、機器の修理等、役務も含む]
②技術移転 <sup>2)</sup> [特許、著作権等の移転]
②法人への学生の関与 <sup>5)</sup>
<ol> <li>1) 国内における中央省庁、独立行政法人、地方自治体からの収入、学校からの収入および医療機関等からの医療行為に関する収入は含みません。</li> <li>2) TLOを介している場合は、実際に技術が移転された法人との関係をご記入ください。</li> <li>3) 年間受入額が200万円以上のものについてご申告ください(当該法人から受入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税等全てを含みます)。</li> <li>4) 年間300万円には小額の積み上げも含みます。職責上とは、物品等購入にあたって、決定権のある立場、また決定のために設置された学内委員会の委員(長)をいいます。</li> </ol>
5) 申告者が関係する法人の業務に学生を参加させること。大学において受ける教育以外の活動に携わらせる場合をいいます。

5. 4. Q1、Q2でご記入いただいた番号について、その詳細を該当する欄にご記入ください。 ◎記入欄が足りない場合は、別紙(任意の様式)にご記入のうえ、本申告書と合わせてご提出ください。

①、②、③ 未公開株・公開株・新株予約権の保有、出資に株式保有・出資に該当
〇未公開株(公開後1年以内も含む)は1株以上、公開株は、発行済み株5%以上の保有、新株予約権保有、 また、LLC等へ出資している場合に、下記項目につき該当するものに〇を付し内容をご記入下さい。
(1)取得(売却)日・出資日 年 月 日 (2)取得(売却)株数(株・単元)
(3)現在保有株数(株・単元) (4)全発行済株数 (4)2発行済株数
(5)取得(売却)金額·出資金額円 (6)取得(売却)·出資理由
④年間100万円以上の収入に該当
 ○該当する項目の□に✔を入れてください。(2)の収入の種類が兼業の場合は、⑪への記入は不要です。
(1)金額円(2)収入の種類□兼業(□一般 □役員→ 役職名) □補償
口配当金など 口謝金 口原稿料・印税 口その他
(3)取得時期又は期間年月日~年月日
⑤年間200万円以上のロイヤリティ収入に該当
(1)金額 円 (2)取得時期(期間) 年 月 日
(3)知的財産権の種類(特許、著作権など) (4)技術移転の時期 年 月 日
⑥無償による物品等の提供を受けるに該当
(1) 融資·保証期間年月日_~_年月日(2)金額円
① 兼業の実施に該当 ○該当する項目の口に✓を入れてください。 ④で兼業について記入いただいた場合は、①への記入は不要です。
<ul> <li>(1)兼業の種類 □一般, □役員 → 役職名</li> </ul>
(2)収入額円 (3)従事期間 年 月 日 ~ 年 月 日
12、13、14、15、16、17、18 共同研究・受託研究・受託業務・学術指導・寄附金・研究助成金・受託研究員の受入いずれかに該当
 〇該当する項目の□に✔を入れてください。○年間200万円以上の受入の場合のみご記入ください。
口共同研究 口受託研究(治験を含む) 口受託業務(コンソーシアムを含む) 口学術指導
口寄附金(寄附講座・寄附研究部門運営経費を除く) 口研究助成金 口受託研究員等(企業からのポスドクを含む)の受入
(1)実施予定時期(期間) 年 月 日 ~ 年 月 日 (2)金額 円
(3)受入人数(受託研究員の場合のみ記入) 名
 ① 成果物の授受に該当 具体的な内容
20物品購入等に該当     (1)実施予定時期(期間)     年     月     日     (2)金額     円
(3)金額 円(4)取得時期(期間) 年 月 日 ~ 年 月 日
上記申告に相違ありません。(自筆にて署名願います)

平成 年 月 日 所属 職名 氏名

臨床研究に係る利益相反マネジメント実施ガイドライン

平成19年4月1日改正

1. マネジメントの概要

東北大学利益相反マネジメント委員会の臨床研究部会(以下「臨床研究部会」 という。)は、主任研究者(研究代表者)から提出された『臨床研究に係る利益相 反自己申告書(概略(別紙様式1)、詳細(別紙様式2))』(以下「申告書(概略)」、 「申告書(詳細)」という。)と実施計画書等に基づき、適正な臨床研究が実施可 能かどうか、情報収集、分析、検討を行い、利益相反マネジメント委員会にそ の結果を報告する。利益相反マネジメント委員会は、その結果に基づき、審査 し、部局の倫理審査委員会および主任研究者(研究代表者)に報告する。また、 必要に応じて、モニタリングを行い、主任研究者(研究代表者)が適正な臨床 研究を実施することができるよう利益相反のマネジメントを行う。

2. 組織

臨床研究部会は、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、加 齢医学研究所又は病院の教授 各1名、その他利益相反マネジメント委員会が 必要と認めた者若干名から構成される。

- 3. 手続き及び方法
  - (1)主任研究者(研究代表者)は、臨床研究の開始時において、申告書(概要)および申告書(詳細)により、以下のとおりに開示する。また、研究が継続している場合は、原則毎年1回、利益相反マネジメント委員会(臨床研究部会)に対し開示を行う。
    - 申告書(概略)に該当項目が「無」の場合

主任研究者(研究代表者)が同一の研究題目に携わる全員分の申告書 (概略)をとりまとめ、「倫理審査申請書」以下必要書類とともに部局 等の倫理審査委員会に提出し、審査を受ける。なお、書類の提出期限 は、審査を受けようとする部局等の倫理審査委員会が定めた日までと する。

②申告書(概略)に該当項目が「有」場合

主任研究者(研究代表者)が、同一の研究題目に携わる者で、申告書 (概略)に該当項目が「有」である全員分の申告書(詳細)を取りまと め、実施計画書、同意説明文書以下必要書類(各1部)と併せて利益相 反マネジメント委員会(臨床研究部会)へ提出し、審査を受ける。その 結果は、利益相反マネジメント委員会が主任研究者(研究代表者)およ び部局の倫理審査委員会に報告する。なお、上記書類は、審査を受けよ うとする利益相反マネジメント委員会の開催4週間前を提出期限とする (利益相反マネジメント委員会は、原則毎月1回開催)。 (2) 主任研究者(研究代表者)は、利益相反マネジメント委員会から審査結果 (判定書)を受け取ったのち、以下の手続きを行う。

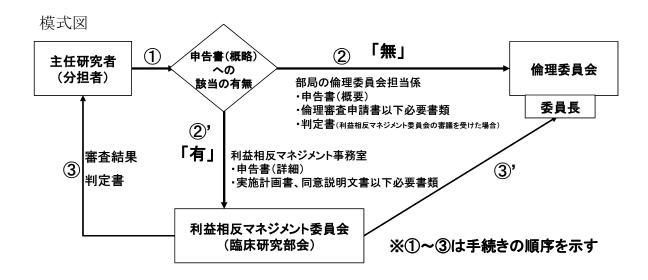
①承認の場合

部局の倫理審査委員会に実施計画書等必要書類を利益相反マネジメン ト委員会による判定書と一緒に提出する。

②不承認(再審査)の場合

実施計画書、同意説明文書等に訂正を加え、再度、利益相反マネジメ ント委員会へ提出し、審査を受ける。

- (3) 主任研究者(研究代表者) および関係者の申告内容に変更があった場合は、 直ちに利益相反マネジメント委員会へ申告書(詳細)を再提出する。
- (4) 臨床研究に係る利益相反マネジメントの審査関係者は、当該臨床研究に関係 する企業・団体と利害関係がある場合はその審査に加わらない。
- 4. 回避要請及びモニタリング
  - (1)利益相反マネジメント委員会が審査の結果必要と認めた場合は、対象者に対し、回避要請およびモニタリングを行う。
  - (2)対象者は、利益相反マネジメント委員会の求めに応じて、前項の回避要請、 モニタリングに対する是正結果を報告しなければならない。
  - (3)利益相反マネジメント委員会の審査に対して不服のある者は、不服審査委員 会に対し再度審査を求めることが出来るものとする。
  - (4) 臨床研究に対する回避要請・モニタリングには、他施設での実施、実施者の 費用によるモニタリング等の導入なども含まれる。
- 5. このガイドラインは、平成18年12月1日から施行する。



## 東北大学 臨床研究に係る利益相反自己申告書(概略)

(\_\_\_\_\_)委員長 殿

#### 研究課題(治験実施)名:

## 本研究(治験)での申告者の立場 : 実施責任者(研究代表者)・研究分担者・所属分野等の長

(いずれかに〇をしてください)

◎上記臨床研究(治験)と関連があると想定できる、もしくは、外部からその関連が指摘される 可能性のある法人(企業・団体など)との下記事項について、その<u>有無を申告</u>してください。な お、この関連性については、本学教職員のみではなく、教職員のご家族も含みますので、Ⅱ教 職員の家族(教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者)の申告にご記入ください。

①当該研究(治験)関係者中、下記A~Cの項目に<u>1名でも「有」に該当する場合</u>、実施責任者は該当者の「臨床 研究に係る利益相反自己申告書<u>(詳細)</u>」を取りまとめ、<u>実施計画書および同意説明文書と一緒に利益相反マ</u> ネジメント事務室へ提出してください。

②当該研究(治験)関係者中<u>全員が、下記A~Cの項目全てについて「無」</u>に該当する場合、実施責任者は研究 関係者全員分の「臨床研究に係る利益相反自己申告書<u>(概略)</u>」(本申告書)を取りまとめ、<u>実施計画書および</u> 同意説明文書と一緒に所属部局等の倫理審査委員会へ提出してください。

〔申告対象者 : 教職員本人、教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者(両親および子ども)〕
 〔申告対象期間 : 申告日から起算して過去1年間および今後1年分(見込を含む)〕

例:申告日が平成26年5月9日の場合、平成25年5月9日から平成27年5月9日までが申告対象となります。

## I. 教職員本人の申告

(教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者 (両親および子ども)の申告は次頁です)

A. 経済的利害関係	
〇株式・新株予約権等の取得・保有・売却、出資をした。	有/無
未公開株(公開後1年以内も含む)は1株以上、公開株は発行済み株の5%以上保有している場合、該当	
します。また、L.L.C(合同会社)、L.L.P(有限責任事業組合)等への資金提供は出資に該当します。	
〇年間 100 万円以上の個人収入 <sup>(*1)</sup> (知的財産権:特許·著作権等の移転によるロイヤリティ収入は、	有/無
個人分配分と研究室分配分の年間合計 200 万円以上)を得た。	
〇無償で機材借用・役務提供(*2)を受けた、無償で物品・試料等の提供を受けた(契約の有無を問わ	有/無
ない。ただし、共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものを除く)。	
O融資、保証を受けた(銀行などの金融機関は除く)。	有/無
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	有/無
〇非上場企業またはNPOを含む非営利法人への兼業(役員・一般)	有/無
C. 当該治験を実施するのに併せて、さらに上記AおよびBの項目のいずれかに該当する場合	有/無

## Ⅱ. 教職員の家族(教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者)の申告

A. 経済的利害関係			
〇申告に係る法人等の職員である。	有	/	無
〇株式・新株予約権等の取得・保有・売却、出資をした。	有	/	無
未公開株(公開後1年以内も含む)は1株以上、公開株は発行済み株の5%以上保有している場合、該当			
します。また、L.L.C(合同会社)、L.L.P(有限責任事業組合)等への資金提供は出資に該当します。			
〇年間 100 万円以上の個人収入 <sup>(*1)</sup> (知的財産権:特許・著作権等の移転によるロイヤリティ収入は、	有	/	無
個人分配分と研究室分配分の年間合計 200 万円以上)を得た。			
〇無償で機材借用・役務提供 <sup>(*2)</sup> を受けた、無償で物品・試料等の提供を受けた(契約の有無を問わ	有	/	無
ない。ただし、共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものを除く)。			
〇融資、保証を受けた(銀行などの金融機関は除く)。	有	/	無
B. 産学連携活動等の関係			
〇産学連携活動 <sup>(*3)</sup>	有	/	無
〇非上場企業またはNPOを含む非営利法人への兼業(役員・一般)	有	/	無
C. 当該治験を実施するのに併せて、さらに上記AおよびBの項目のいずれかに該当する場合	有	/	無

#### 【申告方法】

#### く上記事項について、一つでも該当が「<u>有</u>」の場合>

実施責任者(研究代表者)は、上記の研究(治験)の実施責任者、研究分担者および研究実施責任者(以下「研究関係者」という。)のうち、本申告書に該当「有」の研究者全員分の「臨床研究に係る利益相反自己申告書(詳細)」を取り まとめ、所属部局の倫理審査委員会に提出予定である実施計画書および同意説明文書と一緒に、利益相反マネジメント事務室へ提出してください。

#### く上記事項について、全てに該当が「無」の場合>

実施責任者(研究代表者)は、上記研究(治験)の研究関係者全員分の「本申告書」を取りまとめ、実施計画書および同意説明文書と一緒に、所属部局等の倫理審査委員会等の担当係へ提出してください。

- (\*1) 国、地方自治体、独立行政法人など公的機関からの兼業報酬、学校からの兼業報酬および医療機関等からの医療行為に関連する兼業報酬は含みません。
- (\*2) 自主研究や学会の際、人員を派遣して頂く場合が考えられます。なお、学会のうち、企業との共催によるものまた、 共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものは除きます。
- (\*3) ①寄附金、②共同研究・受託研究(治験を除く)・受託業務(依頼試験・分析含む)・学術指導・コンソーシアム、③研究助成金の各受入(それぞれ年間200万円以上の場合) ④寄附講座・寄附研究部門所属職員で、寄附元の製品を使う等、本臨床研究に関し、寄附元との関連性があると想定される可能性のある場合、⑤受託研究員等(企業からのポスドクを含む)の受入 ⑥成果物の授受 ⑦非上場企業またはNPOを含む非営利法人へ兼業する場合などが該当します。なお、上記②、③については、国、地方自治体、独立行政法人など公的機関の研究費のみの場合は含みません。ただし、当該研究費をもとに民間企業との共同研究、受託研究、再委託業務など行う場合は、申告の対象となります。該当例としては、NEDOのプロジェクトのように民間が受けたプロジェクトについて、大学が再委託を受ける場合などです。

本臨床研究(治験)に係る、私および私の家族の利益相反に関する状況は、上記のとおり相違ありません。 また、当該研究(治験)中および終了後において、利益相反に関する事項が発生する場合には、速やかに申 告いたします。

平成	年	月	日	
所 属			職 名	氏名

本申告書に倫理審査関係必要書類を添付し、利益相反マネジメント事務室(学内便番号:事B16-3)へ厳封のうえ提出してください。 申告いただいた内容については、利益相反マネジメント委員会で審査するとともに所属部局の長にお知らせしますので、ご了承願います。

## 東北大学 臨床研究に係る利益相反自己申告書(詳細)

≪ 臨床研究に係る利益相反自己申告書(概略)の項目で、1つでも「有」に該当する場合、必ず提出≫

#### 東北大学利益相反マネジメント委員会委員長 殿

#### 研究課題(治験実施)名:

#### 本研究での申告者の立場:実施責任者(研究代表者)・(研究分担者)・所属分野等の長(いずれかに〇をしてください)

◎上記臨床研究(もしくは治験)と関連があると想定される、もしくは、外部からその関連が指摘される可能性のある法人 (企業・団体など)に関し、下記事項について申告してください。なお、この関連性については、本学教職員のみではなく、 教職員のご家族も含みますので、該当する場合は、Ⅱ.教職員の家族(教職員と生計を同じにする配偶者及び一親等の者) の申告に記入してください。

◎該当する項目に✔もしくは○を付け、併せてその具体的内容を記入してください。<法人ごとに申告書を作成>

## 法人名:

〔申告〕	対象者 : 教職員本人、教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者(両親および子ども) 〕
〔申告刘	す象期間 : 申告日から起算して過去1年間および今後1年分(見込を含む)〕
例:申	告日が平成26年5月9日の場合、平成25年5月9日から平成27年5月9日までが申告対象となります。
I. 教職員本人の申告	(教職員と生計を同じにする配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)の申告は次頁です)

#### A. 経済的利害関係

L	」株式・新株予約権等の取得・保有・元却、出資をした。
	未公開株(公開後1年以内も含む)は1株以上、公開株は発行済み株の5%以上保有している場合、下記項目につき、該当する
	ものに〇を付し内容をご記入下さい。また、L.L.C(合同会社)、L.L.P(有限責任事業組合)等への資金提供は出資に該当します。
	取得(壳却) 日·出資日:年月日,取得(壳却株数(株·単元):,現在保有株数(株·単元):
	全発行済株数:円,取得(売却)金額・出資金額:円,
	取得(売刧)・出資理由 ·

口年間100万円以上の個人収入<sup>(\*1)</sup>を得た。(知的財産権:特許・著作権等の移転によるロイヤリティ収入は、個人分配分と 研究室分配分の年間合計 200 万円以上)

収入の種類 : 兼業<sup>※3</sup>(□役員兼業 □一般兼業), □知的財産権 (特許・著作権等の移転によるロイヤリティ),

円,取得時期(期間): □その他〔 〕 金額 :

□無償で機材借用・役務提供<sup>\*2</sup>を受けた、無償で物品・試料等の提供を受けた(契約の有無を問わない。ただし、 共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものを除く)。

具体的な内容(期間も含む):

\_\_\_\_,金額: \_\_\_\_\_\_ 円相当

有 / 無

口融資、保証を受けた(銀行などの金融機関は除く)。

融資、保証を受けた日: 年 月 日 ,融資、保証の期間: 年 月 日~ 年 月 日, 金額: 円

### B. 産学連携活動<sup>(\*3)</sup>等の関係

年間 200 万円以上の受入[□寄附金 □共同研究 □受託研究(治験を除く) □受託業務(依頼試験・分析含む) □学術指導□コンソーシアム □研究助成金]

\_\_\_\_\_\_円, 受入時期: \_\_\_\_\_\_月\_\_\_\_日/受入期間: \_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日~\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 余額: □寄附講座・寄附研究部門所属職員 □受託研究員等(法人からのポスドクを含む)の受入 □成果物の授受 □非上場企業または NPO を含む非営利法人への兼業 役員 / 一般,従事期間: 年 月 日~ 年 月 日, 報酬額(年額): \_\_\_\_\_円

#### ※上記A、Bの項目いずれかに該当する場合、下記項目についても該当する場合は申告してください。また**Cへの申告は必須**です。

#### 口物品等購入

当該法人から年間300万円を超える物品・設備・ ほか、学内管理運営の職責上、物品等導入に携 ※当該法人がメーカー(製造業者)であり、販売店等	わる場合も対象。また、機器の修理、役務	も含む)。
代理店から直接購入する場合のいずれも含む。 購入時期・期間 :	,金額:	Щ
□法人への学生の関与 <u>有 / 無</u> , □:		
□当該研究が治験であり、かつ申告者が治験責任 治験実施期間: 年 月 日 ~ 年		m

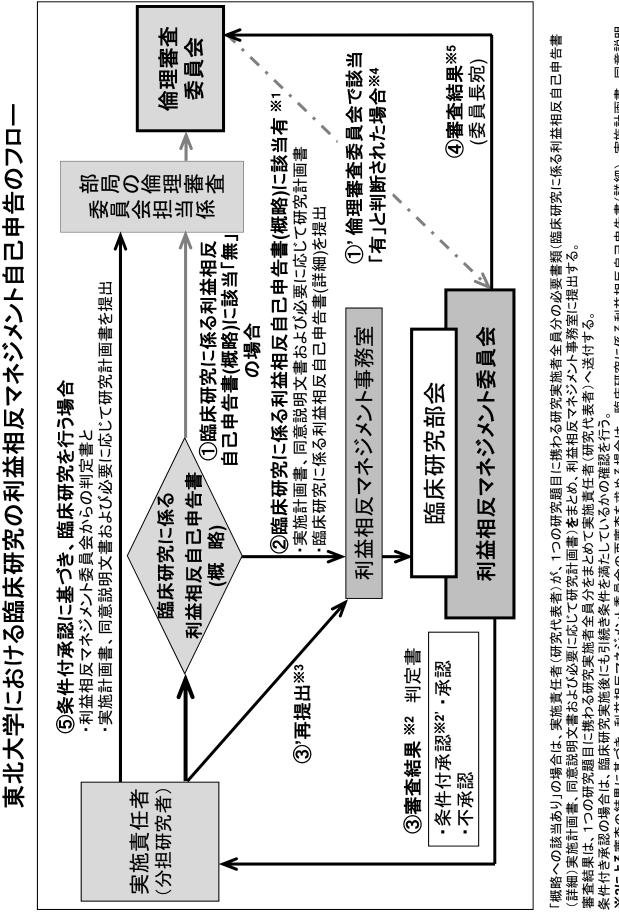
治験実施期間: \_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 ~ \_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 ,研究費(総額): \_\_\_\_\_\_\_

C. 被験者に配付する説明文書への利益相反に関する記載について

Ⅱ. 教職員の家族(教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者)の申告
申告内容が  □ 無:(下段に自筆署名後、利益相反マネジメント事務室へ提出してください)
(下記の該当する箇所へ記入してください。申告する親族が複数の場合、それぞれ別様に申告してください)
口申告に係る法人等の職員である。
□株式・新株予約権等の取得・保有・売却、出資をした。 未公開株(公開後1年以内も含む)は1株以上、公開株は発行済み株の5%以上保有している場合、下記項目につき、
該当するものに〇を付し内容をご記入下さい。また、L.L.C(合同会社)、L.L.P(有限責任事業組合)等への資金提供は出資に
該当します。
取得(売却) 日·出資日:年月日,取得(売却)株数(株·単元):,現在保有株数(株·単元):
全発行済株数:,取得(売却)金額・出資金額:円,
取得(売却)・出資理由 :
口年間100万円以上の個人収入**1を得た。
(知的財産権:特許・著作権等の移転によるロイヤリティ収入は、個人分配分と研究室分配分の年間合計 200 万円
収入の種類 : 兼業※3(□役員兼業 □一般兼業), □知的財産権 (特許・著作権等の移転によるロイヤリティ),
□ ここの他〔〕金額:円,取得時期(期間): □無償で機材借用・役務提供 <sup>*2)</sup> を受けた、無償で物品・試料等の提供を受けた(契約の有無を問わない。ただし、
山無貨で機材作用・技術提供。そういた、無貨で物品・試料等の提供を受いた、実験の有無を向わない。たたし、 共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものを除く)。
具体的な内容(期間も含む):円相当
□ □ NH 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
融資・保証を受けた日: 年 月 日,融資・保証の期間: 年 月 日~ 年 月 日,金額:  円
B. 産学連携活動 <sup>(3)</sup> 等の関係
年間 200 万円以上の受入[□寄附金 □共同研究 □受託研究(治験を除く) □受託業務(依頼試験・分析含む)
□学術指導□コンソーシアム □研究助成金]
<u>金額:</u> 円, 受入時期:年月日/受入期間:年月日~年月日
□寄附講座・寄附研究部門所属職員 □受託研究員等(法人からのポスドクを含む)の受入 □成果物の授受
□非上場企業または NPO を含む非営利法人への兼業役員 / 一般, 従事期間:年月日~年月日,
報酬額(年額):円
※上記A、Bの項目いずれかに該当する場合、下記項目についても該当する場合は申告してください。
当該法人から年間 300 万円を超える物品・設備・システム購入および業務委託(機器の修理、役務も含む)。 ※当該法人がメーカー(製造業者)であり、販売店等を通じての間接的購入となる場合およびメーカーからの委託を受けた
代理店から直接購入する場合のいずれも含む。
購入時期·期間:円
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
含みません。
(*2) 自主研究や学会の際、人員を派遣して頂く場合が考えられます。なお、学会のうち、企業との共催によるもの、また、共同研究契約・受託研究 契約・受託業務契約に含まれるものは除きます。
(*3) ①寄附金、②共同研究・受託研究(治験を除く)・受託業務(依頼試験・分析含む)・学術指導・コンソーシアム、③研究助成金の各受入(①~③は
それぞれ年間200万円以上の場合)④寄附講座・寄附研究部門所属職員で、寄附元の製品を使う等、本臨床研究に関し、寄附元との関連性があ
ると想定される可能性のある場合 ⑤受託研究員等(企業からのポスドクを含む)の受入⑥成果物の授受⑦非上場企業またはNPOを含む非営
利法人へ兼業する場合などが、該当します。なお、上記②、③については、国、地方自治体、独立行政法人など公的機関の研究費のみの場合 は含みません。ただし、当該研究費をもとに民間企業との共同研究、受託研究、再委託業務など行う場合は、申告の対象となります。該当例と
しては、NEDOのプロジェクトのように民間が受けたプロジェクトについて、大学が再委託を受ける場合などです。
<b>申告方法:実施責任者(研究代表者)</b> は、上記の研究(治験)の実施責任者、研究分担者および研究実施責任者(以下「研究関係者」という。)のうち
「臨床研究に係る利益相反自己申告書(概略)」に該当「有」の研究者全員分の本申告書(「臨床研究に係る利益相反自己申告書(詳細)」)を取りまとめ、
所属部局の倫理審査委員会に提出予定である実施計画書および同意説明文書と一緒に、 <b>利益相反マネジメント事務室へ提出</b> してください。 ◎その他、上記事項に含まれず、何らかの金銭的価値をもつと思われる提供がある場合、利益相反マネジメント事務室へご連絡ください。
してい他、上記事項に含まれり、何らかの金銭的価値をもっと忘れれる症候小のる場合、利益的文マインメント事務主くと連絡へたさい。 (本部事務機構 利益相反マネジメント事務室:91-3401,022-217-4398)
本臨床研究(治験)に係る私および私の家族の利益相反に関する状況は、上記のとおり相違ありません。
また、当該研究(治験)中および終了後において、利益相反に関する事項が発生する場合には、速やかに申告いた
します。
平成年月日日

職名 ——92

氏名



×

- ※2による審査の結果に基づき、利益相反マネジメント委員会の再審査を求める場合は、臨床研究に係る利益相反自己申告書(詳細)、実施計画書、同意説明 文書および必要に応じて研究計画書を利益相反マネジメント委員会用に作成し利益相反マネジメント事務室に提出する。 33 2<sup>3</sup> 28 \*\*\*\*
  - ①で該当「無」と判断して倫理審査委員会に提出した場合でも、倫理審査委員会で「有」の判断がある場合は差し戻す場合がある。
    - 審査結果は実施責任者(研究代表者)の所属部局の長へも申告概要とともに送付する。 × %

総 コ 利 平成 27 年 2 月 26 日

## 平成27年度 厚生労働科学研究費補助金 及び 日本医療研究開発機構研究費 申告対象者 各位

理事

利益相反マネジメント委員会委員長

植木俊哉

#### 平成27年度厚生労働科学研究費補助金及び日本医療研究開発機構研究費における 利益相反自己申告の実施について(依頼)

この度、「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指 針」(平成 20 年 3 月 31 日厚生科学課長決定)に従い、平成 27 年度厚生労働省科学研究費補助 金及び日本医療研究開発機構研究費を用いた研究実施(予定)者に対する、利益相反自己申告を 実施いたします。

申告対象となる教職員の皆様につきましては、本学利益相反マネジメント規程及び上記指針 に基づき、本利益相反自己申告書の提出は義務となります。

また、「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について」(平成26年4月14日厚生科学課長決定)により、実績報告書提出時に研究における利益相反の管理の状況を報告する必要があります。研究代表者及び研究分担者全員が対象となりますので、自己申告書は必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。

本学利益相反マネジメント制度の目的をご理解頂き、教職員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、厚生労働科学研究費補助金及び日本医療研究開発機構研究費用利益相反自己申告書は、 既に教職員の皆様から所属部局を通じ、本部研究推進課へご提出頂いた研究計画書等を基に作 成しております。

利益相反自己申告書への記入方法等につきましては、同封の関係資料をご参考願います。

記

対象者:本学の教職員及び「科学研究費補助金研究者名簿について(平成16年8月25日付理 事(研究・安全管理担当)通知)」に定める「本学における応募資格の基準」のうち、<u>平</u> 成27年度厚生労働省科学研究費補助金及び日本医療研究開発機構研究費を用いた研 究実施(予定)者(研究代表(予定)者及び研究分担(予定)者)とその家族(同一生計の配偶者 及び一親等の者)

利益相反自己申告書等関係書類:別添

利益相反自己申告書提出期限:3月5日(木)まで

- 提出先:利益相反マネジメント事務室
  - (同封の返信用封筒にて厳封の上、直接送付願います)

#### 提出後のスケジュール:

平成 27 年度継続者分 利益相反マネジメント委員会(3月17日(火)開催予定)での 審議後、判定書の送付 平成 27 年度新規応募者分研究代表(予定)者については、利益相反マネジメント委員会

> (3月17日(火)開催予定)で審議し、判定書を送付 研究分担(予定)者については、採択状況を確認後、採択者のみ利益 相反マネジメント委員会(7月(予定))で審議し、判定書を送付

#### 注意事項:

- 1 研究費の配分の有無にかかわらず申告が必要となりますので、ご注意ください。
- 2 二次公募以降につきましても、申請の状況が確認でき次第、利益相反マネジメント事務 室から実施(予定)者に直接申告書をお送りしますので、厚生労働科学研究費補助金及 び日本医療研究開発機構研究費に応募なさる場合は、必ず所属部局の担当係にお知らせ ください。
- 3 お問い合わせ、ご質問等につきましては、下記までお願いいたします。

総務企画部コンプライアンス推進課 利益相反マネジメント事務室(片平キャンパス) e-mail:coi@bureau.tohoku.ac.jp TEL: 022-217-4398 / FAX:022-217-6241

## 東北大学 厚生労働科学研究費補助金及び日本医療研究開発機構研究費用 利益相反自己申告書の記入にあたって

以下の注意事項をご参照のうえ、研究課題に関係すると思われる事項について、厚生労働科学研 究費補助金及び日本医療研究開発機構研究費用利益相反自己申告書(以下、「自己申告書」という。)へ記入してください。

#### I. 申告書1頁目の記入方法

#### 厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費共通

#### 1.Q1 について

①~⑱について確認し、該当の「有」又は「無」に✔を付してください。

#### 2.研究課題名等の記載について

自己申告書1頁目に記載している研究事業名、課題番号、研究課題名、申告者の立場及び研 究費配分については、教職員の皆様より所属部局を通じて、本部研究推進課へ既にご提出頂い た研究計画書を基に作成しています。記載事項に誤りがある場合は、該当箇所を二重線にて ご訂正の上、自己申告書1頁の記入欄(括弧内)に正しい内容をご記入ください。

なお、研究課題につきまして、交付申請または委託契約締結時に研究計画書から変更があった場合は、利益相反マネジメント事務室へその旨をご連絡ください。

#### 厚生労働科学研究費補助金のみ

#### Q1 について

研究代表者につきましては、採択後に厚生労働省へ提出する交付申請書に「本研究に関連 する経済的利益関係の有無」を申告する欄があります。交付申請書における該当の「有」「無」 と本学の自己申告書における該当の「有」「無」は、一致する必要がありますので、記載につき 十分にご注意ください。

#### Ⅱ. 自己申告書について

#### 1.研究課題ごとに提出

自己申告書は、研究課題ごとに研究代表(予定)者及び研究分担(予定)者へ送付いたします。 従って、複数の研究課題に関わっている教職員につきましては、研究課題ごとの自己申告書を 送付いたします。もれなくご申告頂きますようお願いいたします。

ただし、複数の研究課題への申告に際し申告内容が全く同じ場合は、1 つの申告書にのみ申 告内容を記入頂き、それ以外の申告書には「以下同じ」等とお書き頂いても結構です。

## 2.申告書の使用について

教職員の皆様から提出されました本申告書の申告内容については、利益相反マネジメント委員会の審査結果とともに所属部局の長にお知らせいたしますので、ご了承願います。

#### Ⅲ. 用語について

#### 1.<u>生計を同じにする</u>とは、

①勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を同じにするものとします。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他 の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合 ②親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると 認められる場合を除き、これらの親族は生計を同じにするものとします。

(参考: 【所得税法基本通達2-47】 (生計を一にするの意義))

- 2. 法人とは、営利法人(株式会社、LLP(有限責任事業組合)、LLC(合同会社)、有限会社)、国内における中央省庁、独立行政法人、地方公共団体のほか、財団法人、社団法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO)などの非営利法人及び法人格を有しない団体を含みます。
- 3. <u>新株予約権</u>とは、ストックオプションなどと呼ばれる、新株予約権、新株予約権付社債などの総称です。一定期間内にあらかじめ定められた価額(行使価格)で株式を取得できる権利です。
- 4. 融資、保証とは、銀行などの金融機関からのものを除きます。
- 5.物品または役務について無償で提供を受けるとは、法人から提供を受けた物品を研究室にて使用する場合、または学会や検査、研究のときに人員を派遣していただく場合が考えられます。なお、本学で規定された共同研究契約・受託研究契約に含まれるもの、また、学会のうち企業との 共催によるものは除きます。
- 6. 物品購入には、販売(代理)店及び製造・販売元との関係も含みます。また、職責上、物品・設備・システム等(以下「物品等」という)購入に携わる業務[教育研究のほか、仕様策定や機種選定、 学内管理運営の責任ある立場の者、学内委員会委員(長)]なども対象となります。

#### Ⅳ. 申告書(裏面)への記入について

#### 1.共同研究、受託研究(治験を含む)、受託業務(コンソーシアムを含む)、学術指導等の実施

- 1)研究担当者として契約書に氏名が記載されている教職員が申告対象者となります。 2)年間200万円以上とは、当該法人から受け入れる研究費の総額(間接経費、研究料、消費税、 すべてを含む)を指します。
- 3)複数年にまたがる場合で、例えば、「共同研究の契約期間が3年(2014.04.01-2017.03.31)で 研究経費が900万円」の申告書への記入は、I-Aに〔**①共同研究**〕、I-Bに〔2014.04.01-2017.03.31〕を、また、I-Cには、〔900万円/3年〕と記入してください。
- 2.<u>寄附金の受入れ</u>
  - 1)研究室(分野、診療科等)で受入するものは、特に准教授など研究者の指定がない限り、全て 教授(研究代表者)が申告対象者となります。
  - 2)年間200万円以上とは、寄附金の総額を指します。
  - 3)1年間に2回に分割して受入する場合で、例えば、「2014.04.21:100万円受入、2014.09.16: 200万円受入」の申告書への記入は、I-Aに〔**⑧寄附金**〕を、I-Bに〔**平成26年度**〕を、また、 I-Cには、〔**300万円(100万円:2014.04.21、200万円:2014.09.16)**〕と記入してください。

#### 3.年間200万円相当以上の物品または役務について、無償で提供を受ける場合

- 1)契約の有無にかかわらず、該当する場合は申告の対象となります(ただし、本学で規定された 共同研究・受託研究契約等の研究契約に含まれるものは除きます)。
- 2)契約が「有」の場合には、「①-1」と記入の後、「無償で物品の提供を受ける」、「無償で物品を 借用する」または「無償で役務提供を受ける」のうち、該当する項目を、I-Aに記し、さらに本 申告書提出の際、該当する契約書の写しも一緒に提出してください。

また、契約が「無」の場合には、「⑪-2」と記入の後、該当する前出の項目を、I-Aに記してく ださい。

例)物品寄附申込書(本学物品管理事務取扱細則第9条)に基づき、無償で薬(物品を購入した場合の価格:350万円相当)の提供を平成26年9月30日に受けている場合:

I −Aに〔**①−1 無償で物品の提供を受ける**〕、I −Bには〔2014.09.30〕を、また、I −Cに は、〔350万円相当〕と記入してください。また、添付資料として、<u>当該契約書等の写しも</u> 提出してください。

平成27年度 東北大学	<b>東北大学利益相反白己由</b> 牛聿	東北大学
	(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費用)	用) [ 所 属
申告いただいた内容については、利益相反マネジメント委員会で審査するとともに所属部局の長にお知らせし。 本申告書の提出は必須となります。該当する箇所へ記入の上、利益相反マネジメント事務室へお送りください。	申告いただいた内容については、利益相反マネジメント委員会で審査するとともに所属部局の長にお知らせしますので、ご了承願います。 本申告書の提出は必須となります。該当する箇所へ記入の上、利益相反マネジメント事務室へお送りください。	诔す。 氏 名
※記入方法及び用語の意味は、別添"東北大学厚生労働科学研究費補助金及び		日本医療研究開発機構研究費用利益相反自己申告書の記入にあたって"をご参照ください。
研究事業名:	課題番号(継続のみ):	(続のみ):
研究課題名:		
申告者の立場: 研究費配分		※研究課題名等の記載事項に誤りがある場合は、 <u>該当箇所を二重線にて訂正の上、正しい内容を記入欄にご記入ください。</u>
01. 上記研究課題に関係すると思われる事項について、下記①~⑩0 関係をもつ法人等(企業・団体など)を、もれなく申告してください。 「由告対象者 : 教職員本人、教職員本人と生計を同じにする配偶者及1	Q1. 上記研究課題に関係すると思われる事項について、下記①~⑩の経済的利害関係・産学連携活動等の 関係をもつ法人等(企業・団体など)を、もれなく申告してください。 「由告対象者 … 教職員本人、教職員本人と生計を同じにする配偶者及び一額等の者(両親及び子ども)〕	連携活動等の ロ 有 別紙 #) 〕 裏面へ
[申告対象期間:平成26年度及び平成27年度(見込みを含む)] (申告内容に変更が生じる場合は、すみやかに利益相反マネジ	. <u>.</u>	
①赤公開株の保有[1株以上(但し、株式公開後1年以内も含む)]、LLC、LLP、有限会社等への出資 ③新株予約権を保有[未行使] ④融資、保証の提供を受ける[銀行などの金融機関以外] ⑤年間 ●知的財産族[陸許=並作族等の後起130/2 Fス年間900万日11 Fのワイン115 70731(個 1 への分配7	二个	の5%以上の保有] ら受ける収入の総額]
●♡vmbbyは確認がまたまたでであっていまっていまっていいいいとうとしていた。 ●の業、非営利法人[特定非営利活動法人(NPO)、財団法人、社団法人、医療法/ ●の年間300万円[1]ト3)の素料金の◎ 3.4)  ●年間300万円[2]ト3)の研究時は金の	まず中国2002月2011以上シャイトティオペンに回入、シッカ电力で町九半、シンカ电力シッ (NPO)、財団法人、社団法人、医療法人等]の役員に従事 <b>(の</b> 在開900万日12月 <b>3</b> )の研究世はなのの 3 <b>4</b>	1 mitted 「提出ください」
● + III 2000 1 1 シュージョー 1 III ユニシスペー ● + III 2000 7 日以上30 の共同研究、受託研究[治験を含む ① 年間200万日相当以上の物品または役務について、無	●〒回200万円以上30円回町=50~2~1~●11回200万円が上まで10万00万00~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~	づく活動の実施4) (等の研究契約に含まれる場合は除く)
⑩寄附講座・寄附研究部門教職員[寄附元の製品を使用する場合等] よるものを含む] ⑥法人等への学生の関与5) ⑥年間300万円を超対	究員等の受入4) 着・システム等購♪	④成果物の提供を受ける・成果物を提供する[本学で規定されたMTAlz、及び業務委託[教育研究のほか、仕様策定や機種選定、学内管理運営
の職責上、物品等導入に携わる場合も対象。また、機器の修理等、役務も含む。」。	修理等、役務も含む。」。) ①共同研究講座・共同研究部門教員 産学連携活動に類似した活動を実施している	
1) 兼業報酬、株式の売却・配当などを対象とLます。また、国内における中央省庁、 関するい入け会みません。当該法人から受入れる総額であり、税会を会みます。	国内における中央省庁、独立行政法人、地方公共団体からの収入、学 であり 税金を会みます。	独立行政法人、地方公共団体からの収入、学校からの収入及び医療機関等からの医療行為に
	ら、またがでロッチーで、コードがあたが、シードが、シードは、シード、シード・シード・シート・シート・シート・シート・シート・シート・シート・シート・シート・シート	ください。
3) 当該法人から受入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税、全てを含みます。 4) 国内における中央省庁、独立行政法人、地方公共団体から受入するものを含みます。	消費税、全てを含みます。 から受入するものを含みます。	
	法人等との産学連携活動に誓約書をとって学生を参加させる場合、また、誓約書がない場合でも申告者が関係する法人等へ学生を参加させる場合は、ご記入ください。 年間300万ロロロト 小額の達ユトビキ会ユまオ 融書トレト 物品購 3 年にちたって ユウ族のなスウゼ また ユウのために記署された労由来自会の来自(自)ない 2オ	生を参加させる場合は、ご記入ください。 認署された学は来自会の来自(声)ないいキオ
(0)	いま、20mmがすいのにして、みた唯いののエ物、さに、みたいにのこ 思われる提供があった場合、利益相反マネジメント事務室へご連絡くだ	って、みた唯いののユチョントに、みたいためにおしていたエビオ兵まの支兵(女/ないいち)。 合、利益相反マネジメント事務室へご連絡ください。〔利益相反マネジメント事務室 91-3401〕
上記及び別紙の申告に相違ありません。 職名 平正の 日 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 二 一 一 一 一 一 一 一	2 名	(自筆にて署名)
с †	-1-	

平成27年度 東北大学利益相反自己申告書(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費用) 東北大学 別紙

[本人の	〔本人の申告欄〕			申告対象期間:平成26年度及び平成27年度(見込みを含む)	7年度(見込みを含む)
	01 で訪当! た 法 / 笑名	I 経済的利害関係	経済的利害関係及び産学連携活動等の関係(下欄を参照)	系(下欄を参照)	
Ŕ	えこい ジョンに ふく キカ ほけん いいましん しんちょう しんちょう しょう しんちょう しょう しんしょう しんしょ しんしょ	I – A	I –B	I - C	Ⅱ 法人等との 開わい
味」	はいいの目的についたいのかった。 (株式会社、有限責任事業組合、特定非営利 活動法人等具体的にご記入ください)	経済的利害関係及び 産学連携活動等の関係	時期·期間	金額(内訳)	メルッ (下欄を参照)
-					
2					
ю					
4					
ں 1					
<sup>ص</sup> 00					
7					
00					
თ					
10					
11					
12					
13					
14			-2 -		

「教職員と生計を同じにす	「る配偶	〔教職員と生計を同じにする配偶者及び一親等の者の申告欄〕		申告文	東北大学 申告対象期間:平成26年度及び平成27年度(見込みを含む)	東北大学 <sub>手度(見込みを含む)</sub>
		Q1.で該当した 法人等名	I 経済的利害関係.	I 経済的利害関係及び産学連携活動等の関係 (下欄を参照)	の関係(下欄を参照)	 」 上 日
氏名	申 と続 者の柄	名称は省略せずに記載してください (株式会社、有限責任事業組合、特定非営利 活動法人等具体的にご記入ください)	I ーA 経済的利害関係及び 産学連携活動等の関係	I -B 時期・期間	I — C 金額(内訳)	L 法入寺C の関わり (下欄を参照)
- N						
□ 経済的利害関係及び産学連携活動等の関係	産学連携	隽活動等の関係				
I -A:経済的利害関係及び) ②+ ○ 問 #4 ○ [1 → [1 → [1]	産学連携	I -A:経済的利害関係及び産学連携活動等の関係について以下より選び、該当する番号及び事項を上記の表 I ーAにご記入ください(見込みを含みます)。 金+21開始のロチに44001/001。44-420間級15-00-4311-00-43155、45-1845、の00%。 の20間44のロチにが20%が44-05-0011-00-44-31、のが44-275454-20+	该当する番号及び事項を上記( <sub> →™へも「然</sub> の…※ の…		ださい(見込みを含みます)。 サギジーハン!   ジノ! +ブ @┿rヤ	
●禾公開株の保有□1株以上 [未行使] ④融資、保証の 」:「「「=============」	に但し、を提供を受けていた。	①禾公開株の保有口株以上(但し、株式公開後1年以内も含む)」、LLC、LLP、有限会在等への出資 ②公開株の保有L発行済み株の3%以上の保有」 ③新株子約種を保有 [未行使] ④融資、保証の提供を受ける[銀行などの金融機関以外] ⑤年間100万円以上の収入1「一法人から受ける収入の総額] ⑥知的財産権[特許、著作権等の移転] <sup>2</sup> - 1、4 年間2004年11、10、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、1	、有限会在等への出資 20公 間100万円以上の収入り[一法, コミニューショニニー ● ヘ 並 」 …,	開株の保有「発行済み人から受ける収入の総	、株の5%以上の保有」③新株 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	さか約権を保有 皆作権等の移転] <sup>2)</sup>
による年間200万円以上のロ 等]の役員に従事 <b>⑧</b> 年間2 	1イヤリナ, 200万円.	による年間200万円以上のロイヤリアイ収入[個人への分配分と研究室への分配分の合計額」 ①企業、非宮利法人[特定非宮利活動法人(NPO)、財団法人、社団法人、医療法人 等]の役員に従事 ⑧年間200万円以上3の寄附金の受入4 ⑨年間200万円以上30の研究助成金の受入4 ⑩年間200万円以上30の共同研究、受託研究[治験を含む]、受託	記分の合計額」 ◎企業、非窄 円以上 <sup>30</sup> の研究助成金の受入 ●	『利法人【特定非宮利』 ● ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	古動法人(NPO)、財団法人、社 以上 <sup>3)</sup> の共同研究、受託研究[7 111111111111111111111111111111111111	r団法人、医療法人 治験を含む」、受託
業路[コンソーシアムを含む]. 定8れた共同研究・受託研究 <b>へ添付、契約無の場合[①]-</b> :	、採荷描 代第の研 2 <b>無値</b> で	業務[コンソーシアムを含む]、字術指導のそれぞれ契約に基づく估動の実施* ⑪年間200万円相当以上の物品または役務について、無償で提供を受ける場合 (但し、本字で残 定名れた共同研究・受託研究等の研究契約に含まれる場合は除く) <b>→〔記入方法:契約有の場合「⑪-1 無償で物品の提供を受ける」と記入し 該当する契約書の写しを本申告書</b> へ添付、契約無の場合「⑪-2 無償で物品の提供を受ける」と記入し提出、〕 ⑰客附講座・寄附研究部門教職員「客附元の製品を使用する場合等] ⑬受託研究員等の受入	* ①年間200万円相当以上の :法:契約有の場合「①-1 無値 @香附講座・寄附研究部門	物品または役務につ   <b>で物品の提供を受け</b>  数職員 [寄附示の製点	⑪年間200万円相当以上の物品または役務について、無償で提供を受ける場合(但し、本字で規 ∷契約 <b>有の場合「⑪−1 無償で物品の提供を受ける」と記入し 該当する契約書の写しを本申告書</b> ⑪客附講座・寄附研究部門教職員「客附元の製品を使用する場合等〕 <b>⑬</b> 受託研究員等の受入4)	き (但し、本学で規 <b>の写しを本申告書</b> (研究員築の受入 <sup>4)</sup>
<ul> <li>● 成果物の提供を受ける・成業務委託[教育研究のほか、学校のはか、学校のはか、</li> </ul>	は果物を引 仕様策5 ~回以外	●成果物の提供を受ける・成果物を提供する「本学で規定されたMTAによるものを含む」「動法 Miner A Mine 業務委託[教育研究のほか、仕様策定や機種選定、学内管理運営の職責上、物品等導入に携わる場合も対象。また、機器の修理等、役務も含む。)の ①共同研究講座・共同研 空幣問題 A Miner A	のを含む」・「協法人等への学生物品等導入に携わる場合も対き、	生の関与b 価年間30 年の関与b 価年間30 象。また、機器の修理 5番している	0万円を超える物品・設備・シブ 0万円を超える物品・設備・シブ 1等、役務も含む。)0) ①共同	マテム等購入及び マテム等購入及び 研究講座・共同研
I-B: I-Aでご記入の事項	こういて	1-B: I-Aでご記入の事項について、その取得、融資・保証、各提供を受けた時期、収入を得た時期及び産学連携活動等の実施又は契約の期間、従事期間をご記入ください。	た時期、収入を得た時期及び配	ミ学連携活動等の実施	を又は契約の期間、従事期間	をご記入ください。
I-C:その内容及び金額をU [記入例] ①や③を選	<b>以下を参</b>	1 -C:その内容及び金額を以下を参考にご記入ください。また、株保有の場合は、保有株数と全発行済株数を記入し、株価は取得原価を記入してください。 【記入例】 ①や③を選択した場合:保有株100万円(20株×@5万円)、全発行済株数100株 / ⑤を選択した場合:100万円(講演料) / ⑪を選択した場合:900万円/3年	<b>きは、保有株数と全発行済株</b> き発行済株数100株 / ⑤を選	<b>校を記入し、株価は取</b> 択した場合:100万円(	<b>寻原価を記入してください。</b> (講演料)/ ⑩を選択した場合	ो:900万円/3年
Ⅱ 法人等との関わり						
<ul> <li>I. 法人との関わりについて以下の</li> <li>(あ)自ら創業(い)親族が創業</li> <li>取締役に就任(く)監査役に就任</li> <li>(そ)同僚・知人・学生等が役員(1)</li> </ul>	<b>ド</b> 業歳 任。	法人との関わりについて以下の(あ)~(ち)より選び、上記のIに記入してください。 )自ら創業 (い)親族が創業 (う)同僚・知人・学生等が創業 (え)社長・会長に就任 稀役に就任 (く)監査役に就任 (け)有限責任社員 (こ)無限責任社員 (さ)理事- )同僚・知人・学生等が役員 (た)その他(役職名がある場合記入してください) (ち)な	をまた	(お)役付取締役に就任(代表権有) (オ に就任 (L)理事に就任 (す)その他	≷権有) (か)役付取締役に就任(代表権無) (き (す)その他の法人役員に就任 (せ)親族が役員	€) <b>(き)</b> その他の ¢が役員
<ol> <li>1) 兼業報酬、株式の売却・ 関する収入は含みません</li> <li>2) TLOを介している場合は、</li> <li>3) 当該は 1 から 3 1 か 2 455</li> </ol>	記当など? 、当該法 実際にお 留べない	を対象とします。また、国内における中央省 に人から受入れる総額であり、税金を含みま 技術が移転された企業との関係をご記入くた 開せ級進一冊の約、当時、会工た会えま	庁、独立行政法人、地方公共団 『す。 ざさい。また、その際は、TLOをវ ± ナ	体からの収入、学校が rしている旨ご記入くだ	らの収入及び医療機関等から さい。	の医療行為に
	強くのの 独立行政 に替約書 の積み上(	ヨ&ぶんがでラエんれる酸酸でのが、間接性臭、町かけ、パ臭が、エレビロのより。 国内における中央省庁、独立行政法人、地方公共団体から受入するものを含みます。 法人等との産学連携活動に誓約書をとって学生を参加させる場合、また、誓約書がない場合でも申告者が関係する法人等へ学生を参加させる場合は、ご記入ください。 年間300万円には、小額の積み上げも含みます。職責上とは、物品購入等にあたって、決定権のある立場、また、決定のために設置された学内委員会の委員(長)をいいます。	ます。 さみます。 約書がない場合でも申告者が関 あたって、決定権のある立場、ま - 3 -	係する法人等へ学生を た、決定のために設置	:参加させる場合は、ご記入くだ :された学内委員会の委員(長)á	さい。 らいいます 。



東北大学 総務企画部コンプライアンス推進課 利益相反マネジメント事務室 〒980-8577 仙台市青葉区片平 2 丁目 1 番 1 号 TEL 022-217-4398 FAX 022-217-6241 URL: http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/ e-mail: coi@bureau.tohoku.ac.jp Office for COI Management, General Affairs and Planning Department, Compliance Division, TOHOKU University 2-1-1 Katahira, Aoba-ku Sendai, 980-8577, Japan TEL +81 22 217 4398 FAX +81 22 217 6241 URL: http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/ e-mail : coi@bureau.tohoku.ac.jp

平成・・年・・月・・日

本学所属の研究代表者 (厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費) 各位

利益相反マネジメント委員会委員長

理事 植木俊哉

## 「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指針」の対応について(依頼)

日頃、利益相反マネジメント業務につきましてはご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、『厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指針』(平成 20 年 3月31日科発第0331001号厚生科学課長決定)に基づき、研究実施者(研究代表者・研究分担者)は、<u>交</u> 付申請書提出時までに所属機関のCOI委員会等にCOIの審査を申し出ることとなっており、この審査に基 づき、所属機関の長は当該研究者のCOIを把握し、適切に管理しなければならないこととなっております。 また、同様に当該指針が適用される日本医療研究開発機構研究費については、本学では委託契約締結 時までをその期限として対応しております。

さらに、平成26年度実施分からは、実績報告書の提出と併せて、厚生労働省へ当該研究のCOI管理状況についての報告が導入される\*1等、より一層適切かつ確実なCOIの管理が行われることが求められております。

つきましては、上記の目的のため、研究代表者の責務として、貴殿の研究班員に対し、<u>別紙 1\*2「『厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指針』の対応について(依頼)」</u>をご送付いただくとともに、貴殿の研究班員の所属機関における COI 管理の状況等を、<u>別紙 2\*2「COI マネジメント報告書(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費研究分担者用)」</u>にて把握いただき、貴班員の研究分担者の皆様の COI 管理につき、的確にご対応いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、<u>別紙 3\*2の依頼書面</u>により、COI 審査・検討およびその管理を含む COI の順守の一切は、所属機関の長が責任を持つことを前提として、本学所属以外の研究分担者に対し、本学利益相反マネジメント委員会での審査の希望の有無も伺っておりますが、本学で審査・検討をお引き受けする機関としましては、国、各大学、独立行政法人以外の機関を想定しております。具体的な方法等については、利益相反マネジメント事務室までご相談ください。

ご多忙中とは存じますが、『厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関 する指針』をご理解いただき、別紙 4「研究代表者の留意事項(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研 究開発機構研究費)」をご参照のうえ、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

<sup>\*1「</sup>厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について」(平成 26 年 4 月 14 日科発第 0414 第 5 号厚生科学課長決定)

<sup>\*2</sup> 別紙 1~3 は利益相反マネジメント事務室HPに掲載しております。ダウンロードしてお使いください。 研究分担者における COI 報告書等 <u>http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/assessment/4.kourou.html</u>(学内限定)

研究分担者 各位

## 「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指針」の対応について(依頼)

『厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指針』(平成 20 年3月31日科発第 0331001号厚生科学課長決定)に基づき、厚生労働科学研究費補助金及び 日本医療研究開発機構研究費を用いた研究を実施する研究者(研究代表者・研究分担者)は、交 付申請書提出時までに所属機関のCOI委員会等にCOIの審査を申し出ることとなっており、この 審査に基づき、所属機関の長は当該研究者のCOIを把握し、適切に管理しなければならないこと となっております。また、同様に当該指針が適用される日本医療研究開発機構研究費については、 本学では委託契約締結時までをその期限として対応しております。

つきましては、研究代表者の責務として、貴殿の所属機関における COI 管理の状況について 早急に把握いたしたく、<u>別紙 2「COI マネジメント報告書(厚生労働科学研究費補助金・日本医療</u> 研究開発機構研究費研究分担者用)」に記入いただき、平成・・年・・月・・日までにご提出をお 願い申し上げます。

貴職の所属機関にCOI委員会が設置されていない場合は、本学のCOI委員会(東北大学利益 相反マネジメント委員会)において、審査・検討をお引き受けできる場合もございますので、<u>別紙 3</u> <u>の依頼書面</u>にてお知らせ願います。貴職の所属機関の長から、COIの管理についての審査・検 討の依頼があり、本学のCOI委員会がお引き受けした場合には、貴殿のCOIについて審査・検討 を行い、COIの管理に関する措置に関し、貴殿の所属機関の長に対して、文書にて意見を述べる こととなります。所属機関の長は、本学のCOI委員会からの意見に基づき、貴殿に対し直接、機関 としての見解を提示し、指導・管理を行っていただくこととなります(詳細については、『厚生労働科 学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指針』をご参照ください)。

なお、本学で審査・検討をお引き受けする場合、①お引き受け機関を限定していること、②東北 大学利益相反マネジメント委員会の審査基準での審査・検討となること、③COI 審査・検討および その管理を含む COI の順守の一切は、貴職の所属機関の長が責任を持つこと、となりますことを お含みおきいただき、別紙報告書へご記入ください。

ご多忙中とは存じますが、『厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の 管理に関する指針』をご理解いただき、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

厚生労働科学研究費補助金■■■■■■研究事業 「□□□□□に関する研究」班 東北大学大学院☆☆研究科 △△△学分野 教授 研究代表者 ●● ●● <提出先・問い合わせ先> 東北大学大学院☆☆☆研究科 △△△学分野 担当 ○○ ○○ 〒980-8500 TEL:022-717-0000 FAX:022-717-0000 E-mail:tohoku@mail.tains.tohoku.ac.jp

## COI マネジメント報告書

## (厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費 研究分担者用)

厚生労働科学研究費補助金■■■■■■■研究事業

「□□□□□に関する研究」班

東北大学大学院☆☆研究科 △△△学分野 教授

研究代表者 ●● ●● 殿

[研究分担者]		
所属研究機関	:	
所属部局	:	
職 名・氏 名	:	
		(自筆にて署名)

平成 年度 利益相反(COI)マネジメント(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構 研究費)について、下記のとおり報告します。

記

1.	研究課題名 :
	(課題番号) ()
2.	研究事業予定期間 : <u>平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</u> _( <u>)年計画の()年目</u>
3.	COI(利益相反)委員会設置の有無 :有 ・ 無
4.	COI(利益相反)委員会での審査 : <u>実施済 未実施</u>
5.	東北大学利益相反マネジメント委員会での審査 <sup>※1</sup> : 希望する <sup>※2</sup> ・希望しない
-	※1)上記3にて、COI(利益相反)委員会設置に「無」を選択された研究分担者のみ報告してください。

※2)お引き受け機関を限定するなどの条件がございますので、詳細は研究代表者へご確認ください。

東北大学理事

植木俊哉殿

## 所属機関名 役職名 氏名

公印

## 当院(機関)所属職員の利益相反(Conflict of Interest:COI) (厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費) の管理について(依頼)

このたび、当院(機関)所属職員である下記の職名◇◇ 氏名□□ □□は、貴学 職名○○ 氏名△△ △△ が研究代表者を務める「⑩傍團團囹」の研究分担者として研究を実施いたしま すが、当院(機関)は、現在 COI 委員会を設置しておりません。

つきましては、『厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関す る指針』(平成 20 年 3 月 31 日科発第 0331001 号厚生科学課長決定)に基づき、貴学所定の様式 に従い、当院(機関)所属の上記研究分担者に係る利益相反自己申告書を別添のとおり提出いた しますので、当該研究の研究代表者所属機関である貴学に設置されています COI 委員会にて審 査及び検討を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、当院(機関)所属職員であります、職名◇◇ 氏名□□ □□からは、当該研究における 利害関係の申告について、貴学所定の様式に求められている事項に関して全て誤りなく申告す ることにつき確認済みでありますとともに、貴学 COI 委員会から要請された COI 管理の順守の一 切については、当職が責任を持ち、貴学には迷惑をかけないことを誓います。

また、上記『厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)の管理に関する指 針』においても、「できるだけ早期に COI 委員会を設置するように努めなければならない」ことが求 められており、当院(機関)においても、COI 委員会の設置について検討いたします。

記

職名・氏名:

研究課題名:

研究代表者氏名:

別紙4	研究代表者の留意事項 (厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費) - 厚生労働科学研究における利益相反(conflict of Interest : COI)の管理に関する指針」への対応について-
1. 利益 1. 退益 1. 提出	1. 利益相反自己申告書(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費用)の提出について ロ 提出期限の順守
世 村 田 田 日 日 日	利益相反マネジメント委員会から送付された「東北大学利益相反自己申告書(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費用」を、利益 相反マネジメント委員会が定める提出期限までに利益相反マネジメント委員会へ提出 <b>〇指 定型研究課題に内定(採択)された場合の対応</b>
【 指 加 4 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7	指定型研究課題に内定(採択)になった場合は、所属部局事務に速やかに連絡を行う。その後利益相反マネジメント委員会から送付された「東北大学利 益相反自己申告書(厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費用)」を、利益相反マネジメント委員会が定める提出期限までに利益相 反マネジメント委員会へ提出
2. 日 中 一 福 一 篇 二	2. 申告内容について 口整合性のある申告(厚生労働科学研究費補助金のみ) 「厚生労働科学研究補助金交付申請書」の"本研究に関連する経済的利害関係の有無"と「利益相反自己申告書」における申告には、相違が無いことの 確認
<b>口事後</b> (「利 (「利	〇事象発生前申告 研究の期間中は、新しく報告すべき「経済的な利害関係」が発生する毎に、利益相反マネジメント委員会にその内容を報告 (「利益相反事象発生前申告書(厚生労働科学費補助金・日本医療研究開発機構研究費用)」は、利益相反マネジメント事務室HPよりダウンロード)
3. 研究班班員( 「 世 撮 / 管 曲	3. 研究班班員(研究分担者)の利益相反マネジメントについてしまが開まと管理
] 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	班員全員が所属機関の利益相反マネジメント委員会で審査済であることの確認 →本学所属の研究分担者への対応 : 本学の利益相反マネジメント委員会の判定書(写)の提出を求める等 →他機関所属の研究分担者への対応 : 別紙1の送付、別紙2及び利益相反マネジメント委員会の判定書(写)の提出を求める等
口学外	ロ学外機関所属の研究分担者のC0I審査
15月144日 □ → →	所属機関に利益相反マネジメント委員会が設置されていない場合の対応 →本学利益相反マネジメント委員会への審査依頼(別紙3:審査のための条件あり)
日本を	<b>口学外機関所属の研究分担者への協力</b> 他機関の利益相反マネジメント委員会から交付申請書(写し)等の必要書類の提出を求められた場合は、個人情報の取扱いに注意しながら、対応する
4. 利益相	利益相反マネジメント委員会への相談
<b>口 地 (本)</b> (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	□利益相反マネジメント委員会への相談 申告にかかる基準に該当しない場合であっても、外部から弊害が生じている様にみられる可能性が懸念される場合 →利益相反マネジメント事務室TEL:(91-)3401(内線)

経済的利害関係先への兼業(役員・一般)に関する利益相反マネジメントについて

兼業は、共同研究や受託研究など、教職員が本務として行う産学連携と異なり、当該教職 員がその報酬を個人の利益として得る仕組みとなっています。そのため、本学の就業規則で は、「本学の教職員としての業務が本務であることを社会に示す根拠」という考えのもとに兼 業許可の基準を定めております。従って、本学の就業規則では、この考え方に基づく基準を 満たさない兼業を許可しないとしております。

現在、本学の兼業規程の運用において、利益相反の観点からの審議は行われておらず(役員兼業においては、株式保有等について申告を要していますが、本学の利益相反マネジメントで定める個人的な利害関係の項目全てに対応するようにはなっておりません)、経済的利害 関係のない企業への兼業と同様の手続きにより兼業許可がなされています。

しかし、経済的利害関係先への兼業においては、研究成果と私益が影響しあう可能性があ るため(投資したベンチャー企業への兼業と株式上場など)、当該教職員が兼業先の業務に積 極的になればなるほど、①本学教職員として果たすべき責務を果たさない、②利害関係先企 業への便宜を図る、また、③研究成果にバイヤスを生じさせる、④本学の教職員である専門 家としての公正性、ひいては⑤大学の公正性を損なう、という印象を社会に与えかねないこ とが懸念されます。つまり、経済的利害関係先への兼業は、大学の教職員としての本務があ りながら、上述の①~⑤をひき起こす可能性があることから、私益を得るための兼業先を優 先しているようにみえる(また、実際にそうなる<sup>1</sup>)可能性があり、本学の兼業規程第4条2 号に定める兼業の許可基準である「本学の利益に相反する場合」によって兼業は許可されな いことになります。

しかし、今日、産学連携を通じた社会貢献が求められており、また、すでに本学では利益 相反マネジメント制度が機能し始めております。従って、この就業規則をそのまま適用する ことは、本学の産学連携ポリシーにもそぐわないと思われます。利益相反マネジメント委員 会では、この問題を検討し、人事部門との話し合いを通じ、利害関係先企業への兼業であっ ても、利益相反マネジメント委員会の検討により承認された場合には、兼業審査を受け、承 認された場合には、これをも認める方向への規定の運用を求めております。ただ、社会から 見て、大学及びこれを行う教職員が、その公正性を懸念されないよう、以下のようなルール を設定致しております。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>アメリカでは、研究資金源の違い(=民間企業、業界団体、NPO、政府などの公的機関)により科学的研究成果に相違が生じ るか否か、また相違が生じたとして、その相違が「特定の結論に向かう傾向若しくは偏重(=「バイアス」と定義される)」が見 られるかについて、多くの研究結果が発表されている。それによれば、民間企業や業界団体から提供された研究資金による研究 成果では、その企業や業界団体に有利になる研究成果が発表される割合が高いという事実が示されている。但し、これは研究者 自身が意図したというより、無意識にそうした成果が見られるのであり、その意味においてまさにバイアスなのである。つまり、 研究者は、研究資金源の性格に従い、「真実を追究するという科学研究での規範」から、無意識のうちに、一定程度離反する可 能性が大きいということを意味している。本来無関係なはずの資金源と研究成果を研究者自身が関係付けてしまうがゆえに、研 究資金源を開示させ、バイアスの発生を抑制させようという意図がアメリカにおける研究資金源開示原則の背景にあるといえよ う(詳しくは、S・クリムスキー著、宮田由紀夫訳『産学連携と科学の堕落』、海鳴社、2006年、第9章参照されたい)。

利益相反マネジメント委員会では、経済的利害関係先の企業等と兼業を行う教職員に対し、 責務相反について十分にご留意いただくと同時に、経済的利害関係について、その概要、及 び当該企業との産学連携の状況、さらに新たにこれを実施する際(条件の変更等を含む)の 概要など関する事前申告を求め、当該教職員と企業との利害関係及び産学連携を横断的に把 握することにより、内容を検討した上で、問題がない場合には兼業申請を行っていただくこ とも認める制度を採っております。この制度によって、社会から経済的利益相反先の企業と の兼業に伴う利益相反が指摘された場合、説明責任を果たせるような対応を採りたいと考え ております。

経済的利害関係先の企業への兼業を行う教職員に対して求める項目は以下のとおりです。

- 1. 責務相反の留意点について
  - ・ 兼業従事時間・従事場所の遵守(兼業規程参照)・・・説明ができるように記録簿の 作成をお願い致します。
  - ② 学生を関与させない
  - ③ 条件の変更については、利益相反マネジメント委員会へ事前に申告して承認を得てから実施して頂きます。
- 2. 経済的利害関係について
- (1) 報酬について

本学の職員兼業規程の運用において、本学における年収を超えないことが定められて いる。しかし、以下の場合において、注意が必要であり、一定の対応を採る必要が生じ ます。

① 無報酬の場合

本来であれば、社会通念上適切な対価が生じるべきところである。未公開株式の保有 など経済的利害関係があり、便宜を受けているのではないかとの疑義を受ける可能性が あるため、その理由を求め、必要に応じて、報酬をお受けになることをお願いすること がありえます。

100万円以上の報酬の場合

職員兼業規程第4条2号にあるように、本学の利益に相反する場合は、兼業を許可 しないこととなっている。利益相反マネジメントの基準である年間の個人収入 100 万 円を超える場合には、この額の根拠について理由を求めることがあります。

(2) 未公開株、新株予約権の保有について

取得理由について確認をする。株式上場の場合にその売買についてご注意いただきま す。また、保有株の割合について確認し、本学の教職員としての責務に反しないようご 留意いただきます。

3. 産学連携について

当該企業と新たに産学連携の実施をする場合、及び個人的経済的利害関係がある企業 等と産学連携を行う場合は、事前に利益相反マネジメント事務室へ申告し、審議を受け る必要が生じます。

以上

利益相反マネジメント委員会 平成 19 年 3 月 20 日作成 殿

#### 利益相反マネジメント委員会委員長

## 経済的利害関係先とのプレ共同研究について

平素より、利益相反マネジメントにご協力いただき、深く御礼申し上げます。

さて、ご提出いただきました利益相反事象発生前申告書(平成 年 月 日受付)におきまして、 共同研究には至らない段階で、経済的利害関係のある企業と契約のない共同研究を実施されていると ご申告いただきました。

本件に関し、利益相反マネジメント委員会では、以下の点につき、検討を行っております。

#### 1. 利益相反マネジメントの観点から対応が必要かどうかについて

#### 2. 対応の内容について

#### 1. 利益相反マネジメントの観点から対応が必要かどうかについて

利益相反マネジメント委員会では、企業との共同研究契約締結には至らない段階で、テーマの 探索等に向けた研究情報の交換活動(以下、「プレ共同研究」といいます)が行なわれることは否 定できず、この段階に対してまで共同研究契約の締結を求めることは現実的ではない、という意見 が多くありました。但し、この場合でも、知的財産等の関係で問題が生じないよう、NDA を結ぶ必 要が指摘されました。

しかしながら、最近の科学研究費を巡るマスコミ報道など、社会的な動向を考えますと、経済的 利害関係のある企業とプレ共同研究を行っている場合、当該企業に対し特別な便宜供与があっ たのではないかなど、何らかの利益相反が指摘される可能性も否定できません。この場合、教職 員を守るのは極めて難しくなるのではないかと判断し、利益相反マネジメント委員会では、一定ご 対応を求めております。

	相手先企業との経済的利害関係あり※	相手先企業との経済的利害関係なし
共同研究	共同研究契約締結と費用負担+ 事象発生前申告の提出・審査	共同研究契約締結と費用負担
プレ共同研究	NDA の締結書+経済的利害関係企業との プレ共同研究についての確認書の提出	NDA の締結

※ 利益相反マネジメントが必要

#### 2. 対応の内容について

ご対応頂く内容と致しましては、以下の4点について、別紙「経済的利害関係企業とのプレ共同研究について確認書」にご記入のうえ、利益相反マネジメント委員会へご提出くださいますようお願い致します。

- ① 対象企業名とその関係:対象企業名とその関係について(利益相反定期自己申告で開示いただい ていない場合)
- ② プレ共同研究への関与度合い:例えば、エフォートベースでどれくらい関与しているかについて
- ③ プレ共同研究実施の財源について
- ④ 研究成果:知的財産もしくはそこまで至らない研究成果などの取扱について

最後に、書類の作成というご負担をお掛けすることになりますが、本学の利益相反マネジメント制度の 趣旨をご理解賜り、ご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

> <問合せ先> 利益相反マネジメント事務室 TEL 022-217-4398 FAX 022-217-6241 E-mail <u>coi@bureau.tohoku.ac.jp</u>

平成 年 月 日

利益相反マネジメント委員会委員長 殿

所属		
職名	氏名 (署名)	

### 経済的利害関係企業とのプレ共同研究※について

確認書

-		
	1	対象企業名とその関係:利益相反定期自己申告で開示いただいていない場合には、下記に企業名をお書きくだ さい。また、企業との関係について下から該当する番号をお選びください(その他の場合は、その活動内容を具 体的に記入してください)。
		対象企業名:
		その関係 :
		(その他の場合は、具体的に記入してください)
	5. 8.	自ら創業 2. 親族が創業 3. 同僚・知人・学生等が創業 4. 社長・会長に就任 役付取締役に就任(代表権あり) 6. 役付取締役に就任(代表権なし)7. その他の取締役に就任 監査役に就任 9. 理事長に就任 10. 理事に就任 11. その他の法人の役員に就任 12. 親族が役員 同僚・知人・学生等が役員 14. その他(技術顧問など具体的に記入してください)
	2	プレ共同研究への関与度合い:例えば、エフォートベースでどれ位関与しているかお書きください。
	3	プレ共同研究実施の財源について:例えば、科学研究費、共同研究費、奨学寄附金などの種別、助成機関また は企業名についてお書きください。
	4	研究成果:知的財産もしくはそこまで至らない研究成果などの取扱についてお書きください

※プレ共同研究:企業との共同研究契約締結には至らない段階で、そのためのテーマの探索等に向けた研究情報の交換 活動をいう 殿

利益相反マネジメント委員会委員長

### 経済的利害関係企業からの物品購入について

平素より、利益相反マネジメントにご協力いただき、深く御礼申し上げます。

さて、ご提出いただきました利益相反事象発生前申告書(平成 年 月 日受付)におきまして、 経済的利害関係のある企業から年間総額 万円の物品購入に関する、ご申告を頂きました。経済的 利害関係のある企業からの物品購入について、利益相反マネジメント委員会では、以下の点につき検討 を行っております。

#### 1. 利益相反マネジメントの観点から対応が必要かどうかについて

#### 2. 対応について

#### 1. 利益相反マネジメントの観点から対応が必要かどうかについて

本学の会計規程では、一回の購入金額と競争性の有無を基準にして、下記のような手続きが定められ ております。但し、購入先について、例えば、経済的利害関係の有無などについての規定はありません。 従いまして、現行の規定によれば、ご申告頂いた内容では、一回の購入額を基準とした場合、特段の対 応は必要ないことになります。しかしながら、最近の科学研究費を巡るマスコミ報道など、社会的な動向を 考えますと、金額の多寡よりも、相手先企業との利害関係が問題にされる場合が多く、特に随意契約に関 して経済的利害関係企業との利益相反が指摘された場合、一定の対応策が採れていないと、教職員を 守るのは極めて難しくなる状況が想定されます。こうした状況を踏まえ、利益相反マネジメント委員会では、 年間総額で基準を超える場合に、ある一定のご対応を求めております。

	一般競争入札	少額随意契約	随意契約
	(競争性がある場合)	(競争性がある場合)	(競争性を許さない場合)
		見積合わせでも可能	財務部資産・調達管理課に
300 万円を超える場合 <b>※</b>	一般競争入札の実施	( 但し 500 万円以下)	て随意契約理由書を作成し
			決裁
			部局の契約担当係が決裁を
300 万円以下の場合		見積合わせを行う	担当
150 万円を超える場合			見積書必要
150 万円以下の場合		見積書省略可能	見積書省略可能

#### 本学の会計規程における物品購入等に関する契約手続きの方法(1回の購入について)

※300 万円を超える場合、文部科学省からの通知(平成 18 年 5 月 19 日)により、一部を除きウェブサイトで購入概要、 相手企業などを公表することになっております(国立大学法人東北大学契約事務取扱細則、平成 18 年 9 月 1 日適 用)。 2. 対応について

ご対応頂く内容と致しましては、年間総額が300万円を超えると予想される場合、または超えることが明確になった場合に、以下の4点について、別紙「経済的利害関係企業からの物品購入に関する確認書」 にご記入のうえ、利益相反マネジメント委員会までご提出くださいますようお願い致します。

(1)当該企業との経済的利害関係

株式保有や役員兼業など、継続的な利害関係を持つかどうかを確認します。

(2) 当該企業から購入することが最適である理由

他者製品では代用できないなど、説得力のある理由かどうか、アメリカの COI マネジメントで

使われている Compelling circumstance(説得力のある状況)の適用妥当性を確認します。

(3)購入金額の総額・財源

総額:会計規程における一般競争入札か随意契約かについて確認します。

財源:コンタミネーション(contamination)防止のため、購入財源を確認します。

(4)購入金額の妥当性

他者の類似品との価格を比較して、妥当な金額であり、企業側の「言い値」になっていないかについて確認します。

最後に、書類の作成というご負担をお掛けすることになりますが、本学の利益相反マネジメント制度の 趣旨をご理解賜り、ご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

<問合せ先>

利益相反マネジメント事務室 TEL 022-217-4398 FAX 022-217-6241 E-mail <u>coi@bureau.tohoku.ac.jp</u>

### 利益相反マネジメント委員会委員長 殿

所属

職名 氏名(署名)

### 経済的利害関係企業からの物品購入に関する確認書

① 当該企業との経済的利害関係についてお書きください。	
② 当該企業から購入することが最適である理由についてお書きください。	
<ul> <li>③ 製品購入金額の総額・財源について         <ul> <li>(1) 総額</li> </ul> </li> </ul>	
(2)財源(科学研究費、共同研究費、奨学寄附金などの種別、助成機関または企業名をお書きください)	
<ul> <li>④ 製品購入金額の妥当性</li> <li>当該企業の通常販売価格からみた場合の妥当性について</li> </ul>	



東北大学利益相反マネジメント事務室 〒980-8577 仙台市青葉区片平 2 丁目 1 番 1 号 TEL 022-217-4398 FAX 022-217-6241 URL http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/ e-mail:coi@bureau.tohoku.ac.jp Office for COI Management, TOHOKU University 2–1–1 Katahira, Aoba-ku Sendai, 980–8577, Japan TEL +81 22 217 4398 FAX +81 22 217 6241 URL http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/ e-mail : coi@bureau.tohoku.ac.jp

### 平成 23 年 1 月 17 日 利益相反マネジメント委員会

### 研究活用型企業からの成果購入についての利益相反マネジメントガイドライン

### 【照会内容】

役職員の研究成果をベンチャー企業などの研究成果活用型企業に供与し、研究成果活用型企業が製品化 したものを大学が購入する場合、利益相反になるのかならないのか?

### <回答>

1.利益相反になるかならないかについて、下記の4点を審査したうえで、研究成果活用型企業(以下「当該企業」という)から物品を購入することに対する可否を判定します。

### (1) 当該企業との経済的利害関係

株式保有や役員兼業など、継続的な利害関係を持つかどうかを確認します。

#### (2) 当該企業から購入することが最適である理由

他社製品では代用できないなど、説得力のある理由かどうか、アメリカの COI マネジメントで使われている Compelling circumstance (説得力のある状況)の適用妥当性を確認します。

#### (3) 製品購入金額の総額・財源

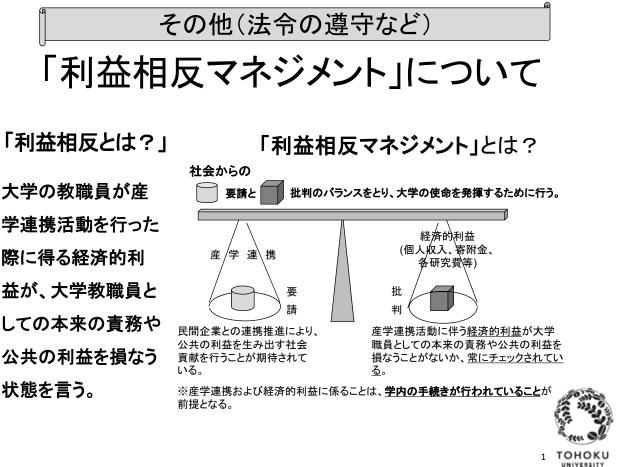
<u>総額</u>:会計規程における一般競争入札か随意契約かについて確認します。 <u>財源</u>:コンタミネーション(contamination)防止のため、購入財源を確認します。

#### (4) 製品購入金額の妥当性

他社の類似品との価格を比較して、妥当な金額であり、企業側の「言い値」となっていないかについて確認します。

2. 上記(1)~(4)について審査した結果、購買を希望する役職員が当該企業と利害関係を持つ(=潜在的 利益相反が生じている)と判定された場合には、Compelling circumstance が妥当する以外、推定的利 益相反(Appearance COI)や顕在的利益相反(Actual COI)の観点から、当該企業から購買すべきではない ということを審査結果としてお伝えし、その遵守をお願いすることになります。

なお、この審査結果に不服のある場合には、利益相反不服審査委員会へ申し出ることが認められてお ります。



## 利益相反マネジメントの目的

- 1. 大学への中立性と独立感を維持する。
- 2. 産学連携を適正に推進する。
- 3. 利益相反による弊害の回避。
- 4. 組織として教職員を保護する。
- 5. 社会に対する<u>説明責任を果たす</u>。



## 利益相反マネジメントの主な取組み

 Ⅰ利益相反定期自己申告 <u>教職員は、法人等との当該年度の利害関係</u>について申告する。
 □臨床研究に係る利益相反自己申告 <u>臨床研究に携わる教職員は、法人等との利害関係</u>について申告する。
 □厚労科研の利益相反自己申告 <u>厚労科研実施(予定)教職員は、法人等との利害関係</u>について申告する。
 上記申告に基づく利益相反マネジメント

<u>利益相反マネジメント委員会</u>において、I ~ IIに基づく審査を行い、 結果を当該教職員に通知する。

※申告手続きなどに係る問い合わせ先 総務企画部コンプライアンス推進課利益相反マネジメント事務室 TEL:022-217-4398 FAX:022-217-6241 Email: coi@bureau.tohoku.ac.jp URL:http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/



資料17

平成26年9月6日 UNITT Annual Conference 2014 「大学における利益相反に係るリスクマネジメント」



# 東北大学における 「利益相反マネジメント」について

### 東北大学利益相反マネジメント事務室 川嶋 史絵

Office for COI Management, TOHOKU University

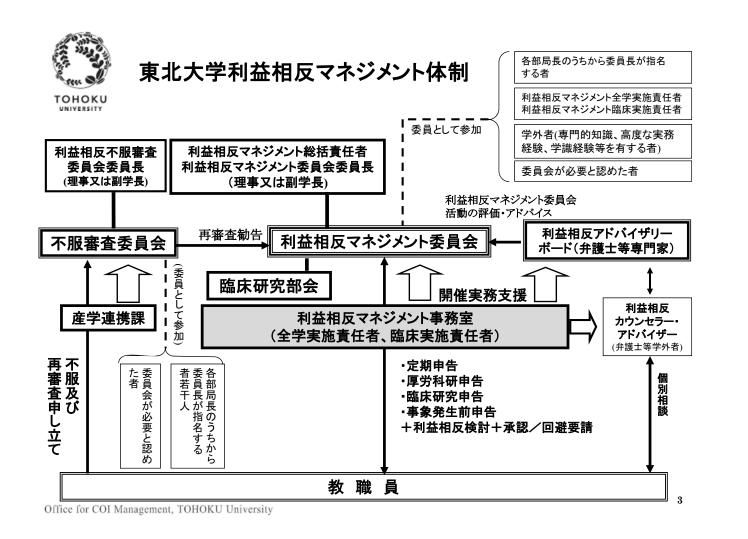


### 東北大学における利益相反マネジメント制度構築の経緯

344 AM- 1-1-1-344 A

TOHOKU

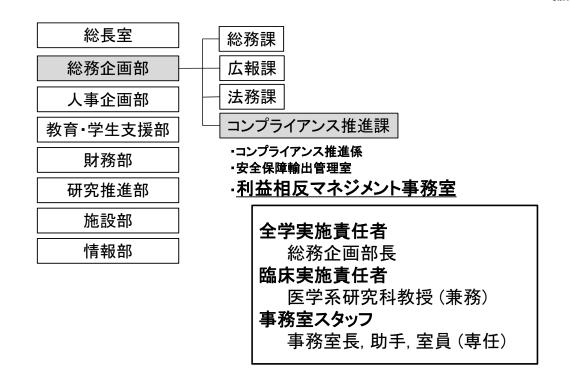
平成14年度	<u>文部科学省科学技術·学術審議会·技術·研究基盤部会·産学官連携推進委員会·</u>
	利益相反ワーキング・グループ報告書(11月)(西澤昭夫総長特別補佐(当時)委員として参加)
平成15年度	「国立大学法人における責務相反・利益相反マネジメントの構築と運用について」 (平成15年度文部科学省「21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」(16年3月)
平成16年度	「利益相反検討コア委員会」「利益相反検討WG」制度構築に向けた実務的検討開始 「利益相反・責務相反への対応についての事例研究」 (平成16年度 文部科学省大学知的財産本部整備事業「21世紀型産学官連携手法構築に係るモデルプログラム」成果報告書) 利益相反マネジメントポリシー策定(役員会、経営協議会承認)
平成17年度	部局長連絡会議にて、本学利益相反マネジメント制度の構築と実施を報告(4月) 利益相反マネジメント事務室を本部に設置(6月) 利益相反マネジメント要項の制定(7月) 定期自己申告実施開始(12月) 「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」 (文部科学省21世紀型産学官連携手法の構築に関するモデルプログラム)(3月) (医学系研究科谷内教授 検討班班員として参加)
平成18年度	臨床研究に係る利益相反自己申告の実施開始
平成19年度	<u>厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針(3月)</u> <u>(指定型平成20年度、一般平成22年度実施分より)</u> (医学系研究科谷内教授 検討委員会委員として参加)
平成20年度	厚生労働科学研究における利益相反マネジメントの実施開始(一般:平成21年分より開始(試行))
平成21年度	利益相反マネジメント規程の制定(利益相反自己申告書の提出義務を明記)



### 利益相反マネジメント事務室の体制

тоноки

4



# 利益相反自己申告の概要



5

	対象者	実施時期	実施目的
定期自己申告	役員 職員(教員全員、産学連携 業務に携わる職員)	毎年7月下旬頃 (年1回開催)	・役職員が行う産学連携活動への社会的信 頼性の担保 ・利益相反並びに産学連携活動の啓発と手 続きの再確認 ・他の利益相反自己申告の基礎データ
事象発生前申告	同上	随時	・定期自己申告実施期間以外に実施
臨床研究の利益 相反自己申告	役職員のうち該当者	随時	・世界医師会ヘルシンキ宣言及び臨床研究 に関する倫理指針への対応
厚労科研実施(予定)者 用自己申告	同上	随時	・厚生労働科学研究における利益相反の管 理に関する指針への対応

Office for COI Management, TOHOKU University

申告いただいた内容については、利益相反マネジメント委員会で審査するとともに所属部局の長にお知らせしますので、ご了承願います。 昨年度の申告内容をご確認なさりたい場合は、利益相反マネジメント事務室へお問い合わせください。 所属 00研究科 本申告書の提出は必須となります。該当する箇所へ記入の上、利益相反マネジメント事務室へお送りください。 下記の選択肢を確認のうえ、ご記入ください。 氏名  $\triangle \triangle \ \triangle \triangle \triangle$ 平成26年度 東北大学 利益相反定期自己申告書 № 9999 職員番号 12345678 ※記入方法および用語の意味は、別添"東北大学利益相反マネジメント定期自己申告書の記入にあたって"をご参照ください。 ※下記①~⑪について、注釈の付されている場合は、脚注をご確認ください。 別紙(裏面)に 「「有 ①~①の関係のある 下記①~⑰の<u>経済的利害関係・産学連携活動等</u>の関係をもつ法人等(企業・団体など)の 法人名等を記載し、 有無についてご申告ください。〔申告対象期間:平成26年度(見込みを含む)〕 I-Aに該当 (提出後に申告内容に変更が生じる場合は、すみやかに利益相反マネジメント委員会へご連絡ください。) する番号を ご記入のうえ、 ◎未公開株の保有[1株以上(但し、株式公開後1年以内も含む)]、LLC、LLP、有限会社等への出資 I-B以下について □無 ◎公開株の保有[発行済み株の5%以上の保有] ③新株予約権の保有[未行使] ご申告ください。 ●融資、保証の提供を受ける[銀行などの金融機関以外] ⑤年間100万円以上の収入り[一法人から受ける収入の総額] ⑥知的財産権[特許、著作権等の移転]℃による年間200万円以上のロイヤリティ収入[個人への分配分と研究室への分配分の合計額] ◎企業、非営利法人[特定非営利活動法人(NPO)、財団法人、社団法人、医療法人等]の役員に従事 終了 ⑧年間200万円以上3)の寄附金の受入4) ⑨年間200万円以上3)の研究助成金の受入4) 下欄に自筆署名後、 ●年間200万円以上30の共同研究、受託研究[治験を含む]、受託業務[コンソーシアムを含む]、学術指導のそれぞれ契約に 「提出くださし 基づく活動の実施4) ①無償で物品の提供を受ける、無償で物品を借用する、または、無償で役務提供を受ける[総額200万円以上に 相当する場合で、契約・覚書等の有無を問わない(但し、本学で規定された共同研究・受託研究等の研究契約に含まれる場合は除く)] ②寄附講座・寄附研究部門教職員[寄附元の製品を使用する場合等] ③受託研究員等の受入<sup>4)</sup> ④法人等への学生の関与<sup>5)</sup> ⑤年間300万円を超える物品・設備・システム等購入および業務委託(教育研究のほか、仕様策定や機種選定、学内管理運営の職責上、物品等導入に携わる場合も 対象。また、機器の修理等、役務も含む。)の ⑥共同研究講座・共同研究部門教職員 Oその他①~®以外の、経済的利害関係がある、または、産学連携活動に類似した活動を実施している 1) 兼業報酬、株式の売却・配当などを対象とします。また、国内における中央省庁、独立行政法人、地方公共団体からの収入、学校からの収入および医療機関等からの医療行為に 関する収入は含みません。 図990枚入はものまとい。 2)TLOを介している場合は、実際に技術が移転された企業との関係をご記入ください。また、その際は、TLOを介している旨ご記入ください。 3)当該法人から受入れる総額であり、間接経費、研究料、消費税、全てを含みます。 国内外の公的研究機関からの受け入れは含みません。 4) う) 法人等との産学達携活動に営約書をとって学生を参加させる場合、また、誓約書がない場合でも申告者が関係する法人等へ学生を参加させる場合は、ご記入ください。
 6) 年間300万円には、小額の積み上げも含みます。職責上とは、物品購入等にあたって、決定権のある立場、また、決定のために設置された学内委員会の委員(長をいいます。 ◎その他、上記に含まれず、何らかの金銭的価値をもつと思われる提供があった場合、利益相反マネジメント事務室へご連絡ください。〔利益相反マネジメント事務室 91-3401〕 上記および別紙の申告に相違ありません。 教授  $\Delta \Delta \Delta \Delta \Delta \Delta$ 氏名 (自筆にて署名) 平成26年7月31日 職名 -1-6

# 定期自己申告の実施



実施期間:平成25年7月23日~8月6日

対象者数:3,246名[内訳:役員、教員全員

非常勤職員のうち元教員、上記以外の厚生労働科学研究実施者、 産学連携に携わる職員を含む

提出者数:3,213名、提出率:99.0%

これまでの実績

				-		
年度	対象者数	提出者数	提出率			
平成24年度	3,067	3,027	98.7%			
平成23年度	3,015	2,939	97.5%			
 平成22年度	2,872	2,785	97.0%		平成21年	
 平成21年度	3,563	3,419	96.0%		規程化	
平成20年度	4,383	3,764	85.9%			
平成19年度	4,194	3,074	73.3%			
平成18年度	3,879	2,629	67.8%			
平成17年度	7,287	4,141	56.8%			

Office for COI Management, TOHOKU University



7

## 臨床研究の利益相反マネジメント

自己申告書、実施計画書、被験者への同意説明文書の
 内容確認(利益相反マネジメント事務室)

利害関係、財源、契約内容

- 内容の審査、実施条件の提示、同意説明文書における
   利益相反開示文例の提示(臨床研究部会⇒利益相反マネジメント委員会)
- 利益相反マネジメント委員会の審査結果: 倫理審査委員会、治験審査委員会との連携

8

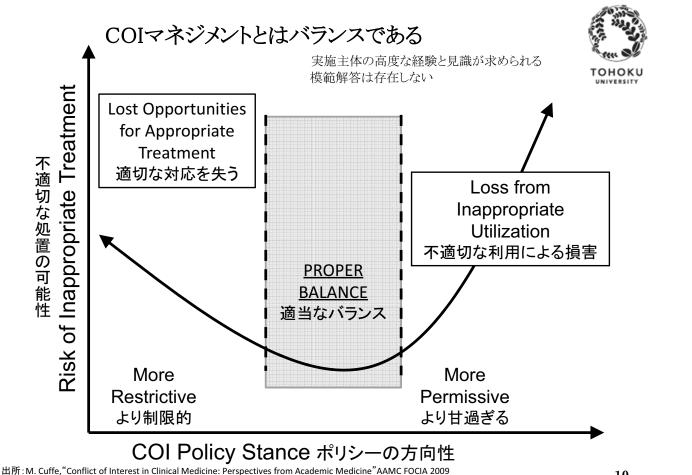


9

## 厚生労働科学研究の利益相反マネジメント

- 利害関係の把握、実施条件の提示
- 研究代表者による研究分担者のCOI把握
   利益相反マネジメント委員会の設置、審査状況の把握
- 一定基準を超えた場合のヒアリングの実施
   利益相反カウンセラーによる産学連携活動への助言

Office for COI Management, TOHOKU University



Office for COI Management, TOHOKU University

# 人を対象とする医学系研究に関する 倫理指針への対応について

# 開催日時 2015年**2月17日**(火)17:30~18:30 (受付17:00~)

### 会 場 東北大学医学部第1講義室(医学部1号館1階:星陵キャンパス)

対 象 東北大学教職員及び学生 80名程度

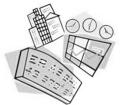
プログラム

司 会: 医学系研究科教授、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター長利益相反マネジメント臨床実施責任者 谷内 一彦

開催挨拶 17:30-17:35 医学系研究科長(利益相反マネジメント委員会委員) 大内 憲明

### 講 演 17:35-18:20

『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針について』



独立行政法人国立がん研究センター 執行役員企画戦略局長

### 藤原 康弘 氏



閉 会

申 込 方 法 参加ご希望の方は、1.所属・役職等 2. 氏名(ふりがな) 3.メールアドレス,電話番号などの 連絡先を明記のうえ、平成27年2月6日(金)までに下記へメールまたはファックスにてお申込み ください。

問い合わせ先 東北大学総務企画部利益相反マネジメント事務室 E-mail coi@bureau.tohoku.ac.jp TEL 022-217-4398 FAX 022-217-6241



тоноки

※本セミナーは、倫理申請講習会の単位認定対象です。

### 東北大学 利益相反マネジメント事務室 名簿

(平成26年度)

氏名	所属・職名	備考
谷内一彦	利益相反マネジメント臨床実施責任者 副理事(利益相反マネジメント(臨床研究)担当) 大学院医学系研究科教授(機能薬理学分野)	
齋 藤 仁	利益相反マネジメント全学実施責任者 総務企画部長	
宍 戸 和 良	利益相反マネジメント事務室長	
川嶋史絵	利益相反マネジメント事務室 助手	
東 城 奈 央	利益相反マネジメント事務室 室員	